

公衆電気通信法

去
務
符

裏
面
白
紙

昭和二十四年五月二十八日

電氣通信事業法草案
及び同説明書

二四、九、六

電氣通信事業法草案及び同説明書目次

第一章	総則	(一)
第二章	電報	(三)
第一節	通則	(三)
第二節	発信	(四)
第三節	字語数の計算	(六)
第四節	料金	(七)
第一款	通則	(七)
第二款	料金の納付	(九)
第三款	料金の還付	(一二)
第五節	配達	(一三)
第六節	特殊取扱	(一六)
第七節	照会、改正及び取消並びに閲覧及び謄本	(一九)
第八節	特別電報	(二〇)
第一款	通則	(二〇)
第二款	慶弔電報	(二一)
第三款	節電電報	(二二)
第四款	無線電報	(二三)

第五章	電字電報	(二五)
第六章	無線通知電報	(二七)
第七章	船舶通報電報	(二七)
第八章	同報無線電報	(二九)
第九章	放送無線電報	(三〇)
第三章	電話	(三三)
第一節	加入電話	(三三)
第二節	通則	(三三)
第一款	單独電話	(三三)
第二款	共同電話及び臨時電話	(三三)
第三款	構内交換電話	(四〇)
第四款	岸壁電話	(四二)
第五款	村落電話	(四四)
第三款	公家電話	(四五)
第四節	電話番号表	(四六)
第五節	通話	(四七)
第六節	料金	(四八)
第一款	通則	(五〇)
第二款	料金の納付	(五〇)

目 内

第三章	料金の免除及び運付	(五六)
第一款	専用電氣通信	(五九)
第一節	通則	(五九)
第二節	専用有線電信	(六二)
第三節	専用有線電話	(六二)
第四節	専用有線電寄	(六三)
第五節	料金	(六四)
第一款	通則	(六四)
第二款	料金の納付	(六六)
第三款	料金の免除及び運付	(六七)
第五節	電氣通信設備の建設保存	(六九)
第六節	罰則	(七四)
第七節	雑則	(七七)
附 則		(八一)
(別表)		(八五)
(附録)		(一一九)
電氣通信事業法案説明		(一一九)

電気通信專業法草案

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、迅速、正確且つ安全な電気通信のサービスを、合理的な料金であまねく公平に提供することによつて、電気通信事業の健全な発達を図るとともに、国民の利益を増進することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律及びこの法律に基く命令の解釈に關しては、左の定義に従ふものとする。但し、特別の用例をしない限り公衆の利用に供するものをいう。

- 一 電気通信業務 電気通信による送信又は受信によつて、意思及び事実を伝え、又は受ける一切の手段を設置し、運用し、及び保存すること。
- 二 電気通信 電信、電話及び電字
- 三 電信 字号の使用によつて文言の伝送を行う電気通信方式
- 四 電話 言語又は場合によつて他の音響の伝送のために設けられた電気通信方式
- 五 電字 永久的な形に受信するための静止影像の伝送を行う電気通信方式
- 六 電報 電信、電字又は他の補助手段により、伝送される文言若しくは影像であつて、記載されたもの。
- 七 通話 電話設備により、言語又は場合によつて他の音響を伝送すること

(業務主体)

第三條 電気通信業務は、国が行い、電気通信省が管理する。
又、何人も電気通信業務を行つてはならない。但し、法律又は法律に基く命令で特に定める場合は、この限りでない。

(業務の制限)

第四條 電気通信省は、左に掲げる場合は、電気通信省令(以下省令という。)の定めるところにより、電気通信業務の一部を制限することができる。

- 一 局舎、機械、線路その他の設備に余裕がなく、且つ、これらの設備の新設、増設又は改修などが困難であるとき。
- 二 機械設置場所、線路経過地などの都合により、工事の施行が困難であるとき。
- 三 他の多数の利用者の利用に、著しく悪影響があるとき。
- 四 天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要通信を確保するため必要があるとき。

(国際電気通信業務)

第五條 日本又は日本の船舶と外国又は外国の船舶との間の電気通信業務(以下国際電気通信業務という。)については、国際電気通信條約(同條約に附屬する規則及び同條約第四十條に定める特別取極を含む。)又はその他の條約にこの法律と異なる規定がある場合は、その條約の定めるところによる。

又、前項に定めるもの、外、国際電気通信業務の取扱及び料金については、省令で定める。

第二章 電 報

第一節 通 則

(規定の範囲)新

第一〇一條 この章においては、電報の取扱に關する事項を定める。

(電報の種類)新、七〇、一八、二

第一〇二條 電報は左の三種とする。

一 普通電報

二 至急電報 普通電報に優先して送達する電報

三 翌日配達電報 普通電報に遅れて送達する電報

(非常電報)六通達

第一〇三條 天災、地震、重大犯罪、疫病の発生その他の非常事態において、その災害の予防及び罹災救助若しくは公安保持に必要な緊急事項又は船舶の遭難救助若しくは船舶航行上の危険警戒その他海上又は空中における生命財産の保全に必要な緊急事項を通報する至急電報は、省令の定めるところにより、最先順位で送達する。

又、前項の電報は、これを非常電報という。

(特別至急電報)二

第一〇四條 元首、国、地方自治体若しくは外国の大臣、大使、公使、領事、司令長官その他これ等に準ずる重要地位にある者の発信する至急電報並びに電気通信設備の障礙復旧若しくは罹災予防又は公共の福祉に重大な関係のある経済、産業、交通通信業の発信する至急電報並びに気象の観測及

ひ予報を内容とする至急電報その他電気通信省の必要と認める至急電報は、省令の定めるところにより、他の至急電報（但し前條の規定するものを除く）に優先して送達する。

2 前項の電報は、これを特別至急電報という。

(同一種別の電報の送達順位) 六

第一〇五條 同一種別の電報は、交付又は受信の順序により、送達する。

(省令への委任) 附

第一〇六條 この章の規定した電報に関する事項の実施に必要な細目は、省令で定める。

第二節 発信

(用字) 八

第一〇一條 電報は、省令の定めるところにより、和文電報においては、片かな、数字及び記号で、

和文電報においては、ローマ字、数字及び記号で記載しなければならない。

(課金指定) 一一

第一〇二條 左の各号に掲げる取扱又はこの法律で特に定める取扱を受けようとする場合は、課金指定として当該電報に、その種別を表示しなければならない。

一 至急電報（非常電報及び特別至急電報を除く）

二 翌日配達電報

三 非常電報

四 特別至急電報

五 特殊取扱

2 前項の指定に使用すべき略号は、省令で定める。

(用語) 一四 附則八九 外程八

第一〇三條 電報の本文に使用する語句は、普通語及び暗語の二種とする。

普通語とは、和文電報においては、日本語、和文電報においては、日本語又は電気通信省が公示する国語であつて、各語句及び各文句でその属する国語において、通常これに与えられる意義を有するものをいう。

2 前項に定めるもの以外、第一〇三條の規定によつて登記を受けた石宛番号及び省令で定める語句は、普通語とみなす。

暗語とは、普通以外の語句をいう。

(加入電話又は電報発受用設備による発信) 一五二、一五三、一五六

第一〇四條 電話加入者は、自己又はその加入電話設置場所の居住する者の発信する電報について、省令の定めるところにより、その加入電話によつて、電報を発信することができる。

2 前項の規定は、電報発受のため特に施設した私設電気通信設備その他の設備により電報を発信する場合に準用する。

3 前項の規定により、発信せられた電報については、その加入者又は施設者が、料金の納付その他の一切の責に任ずる。

4 第一項及び第二項の場合においては、電報一通ごとに、別に電線託送料を納付しなければならない。

(電報受取証書) 五九

第二〇五條 発信人は、電報の料金額を記載した電報受取証書の交付を請求することができる。その請求期間は、電報発信の日から起算して三日とする。

前項の場合に於ては、受取証書一通ごとに、受取証書料を納付しなければならない。

(省令への委任) 新

第二〇六條 前各條に定めるもの、外、電報通信省は省令で、名あて及び用語の記載方、差出方法その他電報の発信に關し必要な事項を定めることができる。

第三節 字結数の計算

(課金字結数) 二六

第三〇一條 電報の課金字数又は課金語数(以下課金字結数という。)に算入するものは、左の通りとする。

一 本文(和文電報中の本文中に記載した発信人の居所氏名を含む)

二 名あて(和文電報に限る)

三 課金指定

四 署名(和文電報に限る)

二 最長の韻脚及び字組を内容とする特別至急電報の課金指定は、課金字結数に算入しない。

(和文電報の字数計算) 二七

第三〇二條 和文電報中の記号は、その一箇を片仮名一字に計算する。但し、括弧は、片仮名二字に

計算する。

二 注吳又は半注吳を附けた片かなは、二字に計算する。

(和文電報の語数計算) 二八、二九、三〇、三一

第三〇三條 和文電報の語数は、左により、計算する。

一 普通語で記載した電報は、十五字を超えないものは、一語に計算し、十五字を超えるものは、十五字までごとに、一語に計算する。

二 暗語で記載した電報は、五字を超えないものは、一語に計算し、五字を超えるものは、五字までごとに、一語に計算する。

三 前各号に定めるものの外、和文電報の語数の計算方法は、省令で定める。

第四節 料 金

第一節 通 則

(電報料金の分類)

第四〇一條 電報に關する料金は、次の通りとする。

一 電報料

二 特殊取扱料

三 その他の料金

(電報料金の課金區別) 三七

第四〇二條 発信人は、この法律で特に規定する場合を除いて、第一〇二條で規定する電報の種別によるの外左の區別により、電報料を納付しなければならない。但し翌日配達電報については、

第四一一條 天災、地震その他の場合において、電気通信省が必要と認めるときは、省令の定めるところにより、発信人は、その納めるべき電報に關する料金を、受信人側の取扱を受けることができる。

(託送電報及び後納電報の料金の納期) 一五五、一五六、新

第四一二條 左に掲げる電報に關する料金は、その毎百分を一括して省令の定める期日までに、納めなければならない。

一 第二〇四條の規定により発信する電報

二 第四〇九條の規定により料金を後納する電報

三 第五〇四條の規定により送達する電報

2 発信人は、省令の定めるところにより、前項に掲げる料金の集金人による納付を請求することができる。第四〇八條に掲げる料金についても、また同様とする。

(追納料金の納付) 四三

第四一三條 受信人が追納を要する電報に關する料金を追納しないとき又は料金の追納を要する電報を、発信人に配達することとなつたときは、その追納すべき料金は、発信人が納めなければならない。但し、第五〇六條の規定する場合は、この限りでない。

(運送納付) 四四

第四一四條 電報に關する料金を追納すべき発信人、受信人又は請求者が二人以上あるときは、発信人、受信人又は請求者は、それぞれ運送して料金納付の責に任ずるものとする。

(予託金) 一五三、二

第四一五條 電報局が必要と認める場合は、第二〇四條若しくは第四一〇條の取扱の請求者に対して予託金を納めさせることができる。その金額及び納期は電報局で定める。

2 前項の予託金は、國債で納めることができる。

3 第一項に掲げる請求者が、電報に關する料金を納めないときは、電報局は予託金をこれにあて、なお足りないときは、その不足額を追徴する。

4 予託金は第一項に掲げる取扱を罷めた場合においても、電報に關する料金を納めた後でなければ、これが還付を受けることができない。

外 則 二一、二五

第四一五條の二 電報に關する料金は、省令の定めるところにより、通貨で、予納することができる。

この場合においては、電報局は予納金額を記入した予納金通帳を納付者に交付する。

予納金通帳を汚損又は亡失したときは、その通帳交付局に対して再度交付と請求することができる。

3. この場合には予納金通帳再度交付料を納めなければならない。

(料金滞納者に対する処分) 一四二、一五八

第四一六條 電報に關する料金を、その納期までに納めないときは、電報局は、滞納の期向その取扱を停止することができる。

2 前項の取扱停止の期向が三十日以上に及んだとき又はその停止度数が一會計年度三回以上に及んだときは、電報局はその取扱の承認を取り消すことができる。

3 前二項の規定は第四一五條に定める予託金について準用する。

第三款 料金の還付

一一二

- (料金還付をする場合) 法一八、四五
- 第四一七條 電報に關する料金は、この法律で特に定める場合を除いて、左に掲げるものの限り請求により、通貨で還付し、納付前の場合には徴収しない。但し、第一号乃至第四号の場合において、発信人又は受信人の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。
 - 一 過納及び誤納の料金
 - 二 受信人に到達しなかつた電報の、電報料及び特殊取扱料
 - 三 郵便で到達することができるときの日より遅れて到達した電報の、電報料及び特殊取扱料(返信料前納料及び受信報知料を除く。但し、翌日配達電報が、受付日の翌日中に到達した場合又は天災、地変その他の事由によつて、電信設備が故障し若しくは電報が著しく停滞したときにおいて、遅延を承知の上発信した場合を除く。
 - 四 誤びうを主じて用語を果さなかつた照合電報の、電報料及び特殊取扱料(返信料前納料及び受信報知料を除く。但し、照会の取扱により訂正することができた場合を除く。
 - 五 発信人の請求により配達前に取消した電報の特別配達料、返信料前納料又は受信報知料
 - 六 受信報知の取扱をしなかつた電報の受信報知料
 - 七 電報無料配達区域内において配達した電報又は特別配達の取扱をしなかつた電報の特別配達料
 - 八 返信料前納証書を使用して発信した電報の、電報料及び特殊取扱料若しくは特別配達電報の特別配達料が、発信人の納付した料金に満たなかつたとき、その剰余
 - 九 返信料前納電報に対し、返信料前納証書を交付しなかつたとき又は交付した返信料前納証書を

その使用期間内に使用しなかつたとき、その返信料前納料

一〇 発信電報局の送信前に取消した電報の、電報料及び特殊取扱料。但し、送信前取消料を控除したその残額とする。

(同文電報の料金還付) 四八
第四一八條 同文電報の内、その一通若しくは数通の料金を、前項第二号乃至第四号に掲げる事由によつて、還付すべき場合の還付額は、省令の定めるところによる。

(還付請求) 四六
第四一九條 料金還付の請求は、納付者からその料金を納めた電報局に、しなければならぬ。その請求期間は、別に定めるものを除いて、料金納付の日から起算して三十日とする。

(多数人還付) 四九
第四二〇條 料金還付を受くべき者が二名以上あるとき、その内の一名に還付する。

第五節 配 送

(無料配達区域) 六一

第五〇一條 配達電報局が所在する人家の連なる地域及びこれと隣接する地域であつて電気通信省が電報局ごとに定めた区内に配達する電報は、無料で配達する。

(無料配達区域外への配達) 六二

第五〇二條 前條に規定する区域(以下、無料配達区域という。)外に配達すべき電報は、特別配達料の料金指定がある場合を除いて、普通扱いの郵便により送達する。特別配達料の料金指定がある電報

一一三

を、受信人移転等のため更に無料配達区域外に配達するときは、また同様とする。

(配達の原則) 法一三

第五〇三條 電報は、この法律又は省令に、別段の定めのある場合を除いて、あて所において、受信人又は受信人の親族その他の同居人若しくは使用人に配達する。

二 前項の規定により、電報を受信人以外の者に配達したときは、受信人に配達したものとみなす。

(加入電話又は電報発受用設備による配達) 一五二、一五八、一五八、二

第五〇四條 電話加入者又は加入電話機設置場所居住者にあつた電報は、省令の定めるところにより、その加入電話によつて送達することとする。

二 前項の規定は、電報発受の爲め特に施設した私設電氣通信設備その他の設備がある場合のその設置場所居住者にあつた電報に準用する。

(配達時間) 六三

第五〇五條 着信電報局に、その電報配達時間外に到着した電報は、次の配達時間の開始を待つて、配達する。但し、至急電報又はこの法律若しくは省令の定める電報は、配達時間外においては全く配達事務を取扱わない電報局に到着する場合を除いて、配達時間外においても配達する。

二 前項の電報配達時間は、季節及び地域並びに局状により、省令で定める。

三 翌日配達電報は、受付日の翌日の午前八時以後において配達する。

(受信人の請求による特別配達) 六六

第五〇六條 無料配達区域外に居住するものは、自己にあつた電報で、特別配達の指定のないものを、特使により配達を受けることを、着信電報局に請求することができる。この場合においては、その

配達を受けたとき、配達料を納めなければならない。

(誤配配達電報の処理) 六七

第五〇七條 電報の誤配達を受けた者は、その誤配達電報局又は最寄りの電報局に、速かにその旨を通知し、若しくはその電報を返さなければならぬ。

二 前項の場合において、封かんした電報を誤つて開いた者は、その旨及び居所氏名を電報に表示し、又は口頭で告げなければならない。

(配達不能電報) 法一五、六八、六九

第五〇八條 受信人に配達又は交付することができない電報は、着信電報局に保管し、その旨を、受信人に通知する。

二 前項の規定により保管した電報は、その保管開始の日から二十日以内の限り、受信人又は受信人から着信電報局に対して、配達又は交付を請求することができる。

(名あて略号の登録) 一五九

第五〇九條 自己の居所氏名に代える名あて略号を併用しようとする者は、着信電報局に、その登録を請求することができる。

(特定配達者の登録) 一六〇

第五一〇條 自己にあつた電報を受取るべき者又は配達すべき場所を特定しようとする者は、着信電報局に、その登録を請求することができる。但し、その受取るべき者又は配達すべき場所が、着信電報局の配達区域内又はその電報局と同一市町村内にならない場合は、この限りでない。

(略号登録料及び配達先登録料の納付) 一五九ノ二、一六一

第五一一條 前二條の場合においては、左の區別により、それぞれ略号登録料又は配達先登録料を納めなければならない。

- 一 常時 一 会計年度以上継続して登録する場合
 - 二 臨時 一 額月以上継続して登録する場合
- 略号登録又は配達先登録の、使用を開始し若しくは廃止したときが、常時のものについては、一 会計年度の中途、臨時のものについては、月の中途である場合においても、その年度又はその月に属する料金は、全額を課する。

(正当の配達) 新 郵

第五一二條 この法律又はこの法律に基づく省令に規定する手続を経て、受信人に電報を配達、交付又はその他の方法によつて送達したときは、正当に配達したものとみなす。

(省令への委任)

第五一三條 この節に規定するものの外、電報の配達について必要な事項は、省令で定める。

第六節 特殊取扱

(特殊取扱の種類) 新

第六〇一條 電報の特殊取扱として、この節に定めるところにより、発信人は照合、特別配達、同文返送料前納、受信報知及び追尾の取扱を、受信人又は受取の者は再送の取扱を請求することができる。

二 電気通信省は、省令で、前項に規定する特殊取扱以外の特殊取扱を実施することができる。

但し、特殊取扱料を受取るものについては、この限りでない。

(照合) 八〇

第六〇二條 照合の取扱においては、当該電報の伝送に当り、送受信電報局間において反覆照合する。

(特別配達) 一〇〇、一一三、一一三

第六〇三條 特別配達の取扱においては、送料配達区域外にあっては電報を、特使によつて配達する。

二 特別配達を分けて左の三種とする。

一 別紙配達 島しよ以外の陸地にあっては電報の、特使による配達

二 島しよ配達 島しよにあっては電報の、特使による配達

三 はしけ配達 沿岸に停泊中の船舶にあっては電報の、特使による配達

三 発信人は、特別配達料の受信人拂を請求することができる。

第六〇四條 発信人の納付した特別配達料が、実際の距離により計算した特別配達料若しくは配達実費に満たない場合の不足額又は特別配達料受信人拂電報の特別配達料は、受信人が納めなければならない。

(同 文) 九九 新 一〇〇

第六〇五條 同文の取扱においては、同一電報局の配達区域内に居住する二名以上の受信人があって、発信せられた本文(改文電報については本文及び署名)が同一の電報を伝送するに当り一括して取扱う。

又 同文電報の一括中に、市内電報となるべき電報を含むときは、市内同文電報として取扱う。

第六〇六條 和文同文電報は、その各名あてごとに、それぞれ、各別の発信地に記載するものとする。

但し、あて所が同一の場合は、連記することができる。

又 和文電報の原信以外各通の字数は、本文の字数を除いて、原信の字数に算入する。
3 原信以外の各通について、キ一項但書の規定により、連記したものがあるときは、これに課すべき名あて料は、原信の電報料に併算する。

第六〇七條 政文同文電報の各名あては、一箇の電報発信紙に順次記載するものとする。
2 政文同文電報の語数は、本文及び署名の字数を除いて、すべて一括して計算する。

(返信料前納) 七二、七三、七四、七五

第六〇八條 返信料前納の取扱については、着信電報局においてその前納料金額を記載した返信料前納証書を発行し、電報配達の際、これを受信人に交付する。

第六〇九條 返信料前納証書を添えた電報は、証書面に記載された金額に相当する料金を納付したものととして、任意の電報局に差出すことができる。

2 返信料前納証書の使用期間は、その証書を発行した日から起算して二十日とする。

(受信報知) 八五

第六一〇條 受信報知の取扱については、当該電報を配達した日時を、発信人に通知する。

2 受信報知を分けて左の二種とする。

一 電報受信報知 電報で通知する受信報知

二 郵便受信報知 郵便で通知する受信報知

3 原料配達区域外に居住する発信人は、キ一項の通知を、電報特別配達の例により受けることを請求することができる。

(追尾及び再送) 八七、八八、八九、九五、九六、九七、九八

第六一一條 追尾及び再送の取扱については、発信人の居所が判明する限り、当該電報を追送する。
第六一二條 追尾電報又は再送電報を追送した場合は、追送一回ごとに新たに電報を発信したものと、してその料金を計算する。

2 再送電報については、その請求者を、再送電報の発信人とみなす。

(省令への委任) 新

第六一三條 この節に規定するもの、外、電報の特殊取扱に關しては必要な事項は、省令で定める。

第七節 照会、改正及び取消並びに閲覧及び謄本

(照会、改正及び取消)

第七〇一條 発信人は、その発信した電報について、照会、改正又は取消の取扱を発信電報局に、受信人はその受取った電報について照会の取扱を着信電報局に請求することができる。

第七〇二條 改正又は取消の取扱を請求するときは、これに要する電報の料金を納めなければならない。但し、その電報が、送信前の場合には、この限りではない。

2 前項の場合において、その改正若しくは取消の済否について回答を望むときは、請求の際、その旨を告げ、且つ回答が到着したとき、これに要した電報の料金を、納付しなければならない。

第七〇三條 改正又は取消の電報が、原電報の配達後着信電報局に到着したときは、その旨を、電報配達の際により、受信人に通知する。

第七〇四條 発信人又は受信人が照会の取扱を請求するときは、照会及びその回答に要した電報の料

金を回答が到着したとき納めなければならない。但し、電報局の過失により照会を請求するに至つた場合は、この限りでない。

第七〇五條 照会、改正又は取消の取扱について発受する電報は、至急電報と同順位により送達し、その料金は、普通電報の電報料と同額とする。

(函覧及び謄本) 一八一、一八二

第七〇六條 発信人又は受信人は、その送付電報については、発信電報局に、着信電報については、着信電報局に、その函覧若しくは謄本を請求することができる。

2 函覧又は謄本を請求するものは、函覧料又は謄本料を納付しなければならない。

(省令への委任)

第七〇七條 この節に規定するもの、外、電報の照会、改正及び取消の取扱並びに函覧及び謄本に關し必要な事項は、省令で定める。

第八節 特別電報

第一款 通則

(特別電報の種類)

第七〇八條 この法律において、特別電報とは、七に掲げる電報をいう。

- 一 慶弔電報
- 二 新聞電報

三 無線電報

四 電字電報

五 気象通知電報

六 船舶通報電報

七 同報無線電報

八 放送無線電報

2 前項に掲げる以外の電報は、通常電報をいう。

(省令への委任) 新

第七〇九條 この章に定める事項の外、特別電報の取扱については、必要な事項は、省令で定める。

2 この章で定める事項で、特別電報の性質上、適用し得ないものがある場合又は取扱上その適用を困難とするものがある場合は、省令で、これと異なる定めをすることができる。

第二款 慶弔電報

(慶弔電報の取扱) 慶一

第七一〇條 慶弔文、弔慰文又は弔賀文を記載した電報は、慶弔電報の取扱を受けることができる。

2 慶弔電報は、左の二種とする。

- 一 例文電報 電気通信省の公示する文例中の一を送定して本文とした和文電報。但し、十字以内の発信人名を附記することを妨げない。
- 二 任意文電報 任意の慶弔文、弔慰文又は弔賀文を本文の全部又は一部とした和文電報で前号以

外のもの。

(贈呈金付き又は花付き取扱)

第八〇四條 慶弔電報の発信人は、左の特種取扱を請求することができる。

一 贈呈金付き取扱 電報の配達に際し、指定せられた金額の通貨を、贈呈金として同時に配達する取扱。

二 花付き取扱 電報の配達に際し、指定せられた金額に相当する花を発信人が指定する種別に従い、同時に配達する取扱。

二 前項の贈呈金の額又は花の代価は、五千円をこえることができない。

(特種送達法の使用) 五

第八〇五條 慶弔電報は、特種送達法により配達する。

第三款 新聞電報

(新聞電報の取扱) 一一九、記規二

第八〇六條 新聞紙に掲載の目的で発信する電報で、省令の定めるところにより、電気通信省の承認を受けた新聞社又は新聞通信社に送るものは、新聞電報とすることができる。

(記載の要件) 一一〇、一一一

第八〇七條 新聞電報には、標金指定として、省令の定めるところにより、その種別を表示しなければならない。

二 新聞電報は、普通記で語氣しなければならない。

三 新聞電報には、広告又は私信を記載することができない。

(遺跡記載) 一二六

第八〇八條 新聞電報として発信した電報であつて、前條の規定に反するものがあるときは、通常電報の例により料金を計算し、その不足額は発信人が納めなければならない。

(料金の受信人等) 新

第八〇九條 新聞電報を受信する新聞社又は新聞通信社が、その料金を後納しようとする新聞電報については、省令の定めるところにより、料金受信人等の取扱を受けることができる。

二 第四一二條及び第四一五條の規定は、前項の場合に準用する。

(取扱の制限)

第八一〇條 新聞電報については、翌日配達電報の取扱をしない。

第四款 無線電報

(無線電報の取扱) 一一、一一二、一五七

第八一一條 船舶から発信し又はこれに着信する電報で、その伝送方向の全部又は一部を、無線電信又は無線電話により、伝送することを要するものは、無線電報として取り扱う。

(新聞無線電報) 一一八、新設

第八一二條 新聞社又は新聞通信社は、航行中の船舶内に公示する目的で、船舶に着信する無線電報又は新聞紙に掲載する目的で、航行中の船舶から発信する無線電報は、省令の定めるところにより、電気通信省の承認を受けて、新聞無線電報とすることができる。

(医療無線電報)

第八一三條 航行中の船舶内の傷病者の医療手当について指示を受けるため、その船舶の船長から、電氣通信省の別に公示する病況又は医師の乗込を船舶にあて、発信する和文無線電報及びこれに対する返信電報は、医療無線電報とすることが出来る。

2 前項の医療無線電報は、特別至急電報と同一順位で送達する。

(遭難・緊急及び安全通信の料金免除)

第八一四條 船舶若しくは航空機の遭難に際し、その船舶若しくは航空機の名称、遭難の位置、状況その他救助に必要なる事項を通報する無線電報又は船舶若しくは航空機の航行上の危険警戒その他海上若しくは空中における生命財産の保全に必要な事項を通報する無線電報に關する料金は、無線電氣通信系上、これを課さない。

(既達の特別) 第一〇

第八一五條 無線電報を無線電話又は無線電話によらないで、陸上の電報局から既達することが出来る場合は、その電報局から既達することがある。この場合において送達上必要があるときは、特使により、その特別既達料は発信人から徴収する。

(保 管)

第八一六條 船舶との間に無線電報を送受する陸上の電報局において、船舶に着信する無線電報を、発信の日から五日以内、その船舶に送付できないときは、送達不能のものとして保管し、その旨を発信人に通知する。但し、近く送信の機会があると認められる場合は、前項の処理をしないことがある。

(取扱の制限) 第一五、第一六、第一七

第八一七條 無線電報については、翌日既達電報の取扱又は無線電氣通信系上の至急電報の取扱をしない。

2 無線電報については、陸上の電報局に限り受信報知及び再送の取扱をする。

3 無線電報に關する混会又は改正若しくは取消であつて、その消否について回答を要するものは、陸上の電報局に限り、その取扱をする。

(電報受受用私設無線電氣通信設備による発信及び送達)

第八一八條 無線電報受受のため、特に船舶に施設した私設無線電氣通信設備により、発信し又は送達を受ける無線電報については、第二の四條第一項、同條第三項、第四一、二條及び第五〇四條第一項の規定を準用する。

(遭難の通報)

第八一九條 船舶遭難通信を受信し又は遭難の事実を認め無線電報局は、必要に依り、その遭難船舶の名称、位置、状況その他救助に必要な事項を、救助上、最も便宜の位置にある他の無線電氣施設又は陸上の救助機関並びに当該遭難船舶の施設者に通報しなければならない。

前項の場合において、有線電氣通信系上の伝送を要する電報は、非常電報として送達し、その電報料は受信人が納めなければならない。

第五款 電字電報

(電字電報の取扱) 第一、二、三、四、五、六、七

第八二〇條 静止影像を伝送して永久的な形に再現することを要する電報は、電字電報として取り扱

う。

- 2 電字電報は、左の二種とする。
 - 一 写真電報 写真、絵画、文字、記号、符号その他の影像を表示されたもので、写真電信機により伝送され、写真として再現することができる電報。
 - 二 模字電報 文字、記号、符号、図表等を表示されたもので、模字電信機により伝送され、模写することができる電報。

(写真電報の種別)

第八二一條 写真電報は、その発信機の規格により、甲号、乙号及び丙号の三種とする。

2 前項の発信機の規格は、省令で定める。

(特使配達)

第八二二條 電字電報の無料配達区域外に於ては、電字電報について、特使による配達を受けようとする場合は、特使配達の取扱を請求することができる。

2 前項の場合に於ては、特使配達料を納めなければならない。

(取扱区域、取扱電報局及び配達区域)

第八二三條 電字電報の取扱区域、取扱電報局、無料配達区域及び特使配達区域は、電気通信省が公示する。

(取扱の制限) 新

第八二四條 電字電報については、翌日記達電報の取扱をしない。

第六款 気象通知電報

(気象通知電報の取扱) 第一

第八二五條 気象官署が公示する気象に関する警報その他の通報を、電報により通知を受けようとする者は、予め電報局に請求して、気象通知電報の取扱を受けることができる。

(書式) 第一、二、三

第八二六條 気象通知電報は、中央気象台の定める気象通知電報式により記載して配達する。

但し、受信人の請求がある場合は、設文で配達する。

(送達順位) 新

第八二七條 気象通知電報は、至急電報と同一順位で送達する。但し、警報を内容とする気象通知電報は特別至急電報と同一順位で送達する。

(料金)

第八二八條 気象通知電報料は普通通常市外電報の電報料の半額を基準として、省令で定める。但し、設文による場合は、三割以内の額を加算することができる。

第七款 船舶通報電報

(船舶通報電報の取扱) 第一、二、三、三、二

第八二九條 船舶の通過、船舶との信号又は船舶の遭難等に關する通報については、船舶通報電報の取扱を受けることができる。

2 船舶通報電報は、左の三種とする。

一 通過電報 特に指定する燈台の沿海を通過する船舶について、その船名、通過時分及び通過の方向を、和文により請求者に通知する電報

二 信号電報 船舶の所有者又は賃借人と当該船舶の船長との間の通信を、特に指定する燈台と、その沿海を通過する当該船舶が信号により送受する為の電報

三 海難電報 特に指定する電報局又は燈台において、無線電信その他の方法により、船舶の遭難、乗棄又は漂流について知得した場合（特許人において通信により知得した場合を除く）において、その船名、災厄の日時、船長の位置及び災厄の状況を、和文により請求者に通知する電報

（取扱の請求）

第八三〇條 船舶通報電報の取扱を受けようとする者は、臨時に通過電報の取扱を請求する場合を除いて、予め電報局に請求し、その登録を受けなければならない。この場合においては、船舶通報電報登録料を納めなければならない。

二 通過電報の取扱を開始する場合において、予定通過日時が切迫しているため燈台に、電報により通知を要するときは、別に、これに要する普通通常電報料を、納付しなければならない。

（送達順位）

第八三一條 船舶通報電報は、至急電報と同一順位で送達する。

（準用）

第八三二條 燈台以外の場所において、通過電報又は信号電報の取扱をするときは、この法律を準用する。

第八款 同報無線電報

（同報無線電報の取扱）無二六、四、二 同現、料法

第八三三條 官庁又は新聞社若しくは新聞通信社から公信又は新聞事項を無線電信により、同時に通報する電報については、予め電気通信省の承認を受けて、同報無線電報の取扱を受けることができる。

一 同報無線電報は、左の二種に分ける。

一 陸地同報無線電報 官庁又は新聞社若しくは新聞通信社から、数ヶ所の受信人に、対し、公信又は新聞事項を通報する電報

二 船舶同報無線電報 新聞社又は新聞通信社から、航行中の船舶（外国船舶を含む）内に公示せる目的で発信する新聞事項を内容とする電報

三 第一項の承認の基準は、省令で定める。

（記載の要件）無二二、三四、同四、七

第八三四條 同報無線電報は、普通語で記載しなければならない。但し、官庁から発信する場合は、この限りでない。

二 同報無線電報には、広告又は私信を記載することができない。

（受信施設の受信人）無三八、同七、料法

第八三五條 同報無線電報の受信施設は、その受信人が、私設無線電信として、許可を受けて建設し、保守し並びに運用しなければならない。但し、船舶内に設置した電報局がある場合又は電気通信省

が特に指定する場合は、この限りでない。
2 前項本文に定める場合又は船舶内に設置した電報局が、同報無線電報を受信する場合は、受信料を課さない。

(料金の減額) 無五八、同七

第八三六條 同報無線電報を設備の故障その他業務上已むを得ない事由により引続き三日以上放送しない場合は、その日数に相当する料金を、月額の日割で計算して、減額する。

(取扱の一時停止及び承認の取消)

第八三七條 左に掲げる場合は、電気通信省は、同報無線電報の取扱を一時停止し、又はその取扱の承認を取消することができる。

- 一 省令で定める発信人若しくは受信人の資格又は利用の条件を欠くこととなつたとき、
 - 二 設備の故障その他の事由により、同報無線電報設備の運用が困難となつたとき、
 - 三 緊急止むを得ない公共上の理由があるとき、
- 2 前項のイ、二号及びイ、三号に掲げる理由により、同報無線電報の取扱を一時停止し、又はその取扱の承認を取消した場合は、その日数に相当する料金を、月額の日割で計算して、減額する。

第九款 放送無線電報

(放送無線電報の取扱)

第八三八條 衛生に關する情報、気象の予報及び航行の安全に關する通報その他電気通信省が、指定する事項を無線電報により、放送する電報については、予め、電気通信省の承認を得て、放送無線

電報の取扱を設けることができる。

2 前項の承認の基準は、省令で定める。

(料金)

第八三九條 有線電気通信系上の伝送を要する放送無線電報については、放送無線電報料の外、通常電報と同率の料金を附録する。

(準用)

第八四〇條 第八三五條及び第八三七條の規定は、放送無線電報に準用する。

第三章 電話

第一節 通則

(規定の範囲) 新

第九の一條 この章においては、電気通信省が所有し運営して公衆通信の用に供する電話の取扱に關する事項の基準を定める。

又、この章において電話とは、第一項に規定する電話をいう。但し特に私談電話というときはこの限りでない。

三 無線電話の媒介により船舶相互又は船舶と陸上との間を連絡するための船舶無線電話の取扱、

料金その他の事項に關しては、條約及びこの法律の精神に従ひ、省令でこれを定める。

(電話の種類) 新

第七の二條 電話は、左の二種とする。

- 一 加入電話 特定の個人又は会社、その他の団体の利用に供するための電話
- 二 公衆電話 もっぱら公衆の利用に供するための電話

第二節 加入電話

第一款 通則

(加入電話の種類) 一

第九の三條 加入電話は、左の六種とする。

- 一、 単独電話 一 加入電話につき一加入回線を有し且つ、その端末が電話機に終るもの。
 - 二、 共同電話 二以上の加入電話が共同して一加入回線を有し、且つ、その端末が電話機に終るもの。
 - 三、 構内交換電話 加入回線の端末が交換機に終り、且つ、内線電話機を有するもの。
 - 四、 臨時電話 加入期間三十日以内の単独電話
 - 五、 岸壁電話 岸壁、さん橋又は浮標に付いて留中の船舶と陸上とを連絡するためのもの。
 - 六、 村丞電話 電話局から遠隔の地域において、別に定める特別の條件に基づいて施設されるもの。
- (加入電話の種類の変更) 三
- 第九の四條 加入者は左に掲ぐる加入電話の種類の変更を請求することが出来る。
- 一、 単独電話を共同電話に変更し、又は共同電話を単独電話に変更すること。
 - 二、 単独電話を構内交換電話の加入回線(以下構内又単線線という)に変更し、又は構内交換局線(以下単線線)に変更すること。

- (加入区域) 四
- 第九の五條 特に定められる場合を除き、電話の加入区域は、普通加入区域及び特別加入区域の二種とし、省令の定める基準に従つて電話局ごとに定めを公示する。
- 一、 地方電気通信局において事業上又は工事上支障がないと認めるときは、前項の加入区域外であつても加入することを許可することがある。
 - 二、 電気通信省が別に定める電話局については、その電話局の加入区域を別添電話局に共通のものとする。

内 9

- (加入主体) 六
- 第九の六條 加入者は、一加入につき一人でなければならぬ。
- 一、 法人でない団体であつても、電話局が適当と認めるときは、その名で加入できる。
 - 二、 前項の規定による加入者は、其金額付でその他一切の責に任ずる代表者一人を選定し届け出なければならぬ。
- (優先受配) 一五
- 第九の七條 加入申込数が当該電話局の受配予定数をこえ、又は当該地域の收容予定数をこえるときは、此があるとき認めるときは、電話局は、国、地方公共団体又は公共の利益のために必要な業務の用に供するものを優先的に受配する。
- 一、 前項の優先受配の順位は、省令で定める。
 - 二、 (電話機の設置場所) 四の二
- 第九の八條 電話機械の設置場所は、加入者の居所、住所若しくは業務に使用する場所、又は省令で定める場所に限る。
- (電話番号) 二二
- 第九の九條 電話番号は、電話局で一加入回線ごとに一箇を定める。但し、共同電話については、一加入ごとに定める。
- 一、 電話局は、省令の定めるところにより、事業上又は工事上必要があるとき、電話番号を変更し、又は電話番号を取り消し取戻し必要は番号を附することがある。
- (時局機械) 三四

第九一〇條 加入者は、町内電話機の設置を請求することができる。但し、構内交換局線については、町内電話機の種類及び仕様は、左のとおりにする。

一 切替電話機、転接器によつて接続する電話機。 一 加入のつぎ二箇以内とし、三加入以上は共通に接続することとはできない。

二 分岐電話機、電話機へ切替電話機及び分岐電話機を除く。 一 一箇のついで一箇とする。

三 交換器、電話機一箇のついで一箇とする。

四 電鈴、電話機一箇のついで一箇とする。

町内電話機は、加入電話機の機種設置場所と同一の場所、又は省令の定めるところによりこれに準ずるとみなされる。但し、以下各条の定めるところに限り、設置することができる。

（譲渡及び承継の禁止）第三三三

第九一一條 加入電話に属する権利は、譲渡し及び承継することはできない。但し、昭和二十四年二月十四日以前にかつて加入申込と処理された電話については、省令の定めるところに従い、電話局の承認を受けてその権利を包括的に他人に譲渡し、並に加入者が死亡若しくは合併したときは、三月以内に電話局へ届け出て承継することができる。

二 前項但書による譲渡は、電話局の手認可を要するときは効力を生じ、新加入者は、旧加入者の有した一切の権利及び義務を承継する。

（電話機械の移転など）第三三三

第九一二條 加入者は、電話機械のついで左の各号の請求をすることができる。但し、村落電話につ

いては所屬変更を許さず、電話機がその所屬変更を認めない限り、同属町内電話機に属する。

一 一時撤去、加入者の不在に於て、一時、電話機を設置場所から取り外すこと。

二 構内移転、同一の町内、構内又は屋敷内に於て電話機械を移転すること。

三 構外移転、前号以外に地域を越えて、電話機械を移転すること。但し、所屬変更に該当する場合を除く。

四 所屬変更、省令の定めるところによつて、所屬の電話局を変更すること。

五 復旧、水災その他の事由により、電話機械設置の指定内又は構内にて電話設備が滅失した場合は、その電話設備を復旧すること。

二 前項第三号又は第四号の規定に於ては、その電話設備の設置場所が第九〇八條の規定に該当しなく存したときは、その電話機の運搬を中止する。

三 前項の規定により運搬を中止したときは、その電話機の設備を他に転用することができる。

四 第九〇七條の規定は、第一号、三号乃至五号の請求について準用する。

五 天災、地災など、電気通信施設の損壊を伴つて、当該地域の電話交換系に属する設備の大部分が滅失したときは、電気通信省は、その地域の加入電話を復旧する義務を負わずその加入を取り消す。

（加入者の不作為救済）二八

第九一三條 加入者は、その使用する電話機、設置の指定又は構内にある電話設備を移転し、変更し若しくは分解し、又はこれらに他の線路、機械などを連結してはならない。但し、天災地変その他の災害に際して保護の必要があるときは、この限りでない。

(従業員の居室構内立入)ニ九

第九一四條 加入者は、正当の事由がなければ、番務業務に従事する者が居室若しくは構内に立ち入り、電話の工事、試験、障害の修理等を行ない、又はその設備及び維持に關する事項を点検することを拒んで行なう不得い。

二、前項の場合、当該従事者は、その身分を示す証票を示さなければならぬ。
(修復費)三〇

第九一五條 電気通信省は、加入者の使用する電話設備の取付、撤去、移転などの場合、工事上やむを得ない限度において生じた財物等遺物の損害に對して責任を負はない。
(樹修費用の弁償)三一

第九一六條 加入者の責に帰すべき事由に因り、その使用に供する電話線路設備の障害若しくは構内に於ける電話設備を亡失し損じたとき、又は第九一三條の規定に違反する所為により復旧工事を要するときは加入者においてその補償又は修繕に要する費用を弁償しなければならぬ。
(有償貸与の禁止)一六(改六)

第九一七條 加入者は、特に定められる場合を除き、報しゆうを受けずその電話を他人の用に供し、又は報しゆうを受ける者に貸与してはならない。
(他人使用の禁止)改六

第九一七條 加入者は、特に定められる場合を除き、その加入電話を、家族、使用人若しくは共同使用人以外の者の用に供し、又はその者のために使用してはならない。
二、前項の共同使用者を認める場合の條件などは、省令で定める。

第九一七條 加入者は、特に定められる場合を除き、その加入電話を、家族、使用人若しくは共同使用人以外の者の用に供し、又はその者のために使用してはならない。
二、前項の共同使用者を認める場合の條件などは、省令で定める。

第九一七條 加入者は、特に定められる場合を除き、その加入電話を、家族、使用人若しくは共同使用人以外の者の用に供し、又はその者のために使用してはならない。
二、前項の共同使用者を認める場合の條件などは、省令で定める。

四

(加入申込受理などの取消)一〇八

第九一八條 加入申込を受理された者が、電話局の指定する期日までに、定められた料金を納付しないときは、その加入申込の受理を取消す。

二、前項の規定は、第九一二條第一項各号の請求の受理について準用する。
(料金の滞納者に対する処分)一〇九

第九一九條 加入者が電話に關する料金を定められた期日までに納めないとき、又は第九一六條に定める補修費用を弁償しないときは、電話局は、滞納の期間中、その電話の通話を停止することができる。

二、前項の通話停止の期間が三十日以上に反したとき、又はその停止回数が一年三回以上に反したときは、電話局はその電話の加入取消をすることができる。
(違法者に対する処分)一一〇

第九二〇條 加入者が左の各号の一に該当するときは、電話局は、六月以内その電話の通話を停止し又は加入取消をすることができる。

一、加入者が、法令の規定に背き、又は法令に基く電話局の指示に従わないとき。
二、電話を番務業務を妨害したとき。
(私設電話の接続)四二

第九二一條 左の各号に該当する加入者は、省令の定めるところに従い、その私設電話設備を加入回線に接続の請求をすることができる。
鉄道又は軌道の事業を行うもの。

第九二一條 左の各号に該当する加入者は、省令の定めるところに従い、その私設電話設備を加入回線に接続の請求をすることができる。
鉄道又は軌道の事業を行うもの。

- 一 運河、水防、水防、水道、水産改良又は気象観測の事業を行うもの。
 - 二 高圧又は特別高圧の電氣を使用する事業を行うもの。
 - 三 鉱業を行うもの。
 - 四 鉱業を行うもの。
 - 五 電氣通信の付の居住する宮又は地方公共団体の施設。
 - 六 その他特に必要と認めらるもの。
- 二、前項の規定により、私設電線設備の区域に接続される加入内線は、構内文機線とみなす。
 (省令委任)五。
- 第九二二條 この法律により行ふ加入電話に對する申請、請求などは、別に定めらる書式によらなければならぬ。但し、電話、予備電話の申請、請求は、この限りでない。

第三章 二 款 單独電話、共同電話及び簡易電話

- 第九二三條 單独電話の加入者は、各地方公共団体の議決を要することとができる。
- 一、特別市外電話装置、區別式の電報局、單獨電話の設置等については、特に指定された市外電話區域に属する電話とするものとする。
- 二、電話專用及び普通電報局、單独電話の加入は、電話又は電報の用に供するたのめ装置。
- 三、市外電話專用装置、單獨電話の加入は、電話又は電報の用に供するたのめ装置。
- 二、前項第一号の規定は、共同電話についても準用する。

簡易公衆電話(改) 附則

- 第九二四條 電氣通信省は、公共の利益のために必要と認めるときは、單独電話を公衆の利用に供するため、当該加入者と簡易公衆電話施設契約を結ぶことができる。
- 一、簡易公衆電話の施設の條件、契約等については、省令で定める。
- 二、市外簡易公衆電話の新設
 - 第九二五條 電氣通信省は、電話局から遠隔し地に電話の利用が出来ぬ区域において、公共の利益のために必要と認めるときは、單獨電話を公衆の利用に供するため、その地域の公共団体等と對して、市外簡易公衆電話施設契約を結ぶことを條件として、直接市外電話回線に接続し、又はその他の方法により、もつぱら市外通知をするための單獨電話の加入を認めることがある。
 - 二、前項の加入電話については、第九〇四條、第九〇五條、第九〇九條及び第九一二條の規定は、適用しない。
- 三、市外簡易公衆電話の施設の條件、契約などについては、省令で定める。
- (臨時電話)二〇。
 - 第九二六條 臨時電話を取り扱う電話局及び加入區域に關する制限は、電氣通信省が定めて公示する。
 - 一、共同電話の距離制限)二
 - 第九二七條 共同電話の電話機設置場所は、相手方電話線路から直線距離 米以内でなければならぬ。但し、所轄電氣通信局において、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
 - 一、共同電話の通話休止)一一四
 - 第九二八條 共同電話の相手方が、加入電話の種類の變更 若しくは加入の取消を申し、又は前條の

規定により制限距離外の場所に移動した場合において、加入電話の種類を変更しないときは、新たに相手方を解するまで、その電話を休止する。

前項の電話休止が一年をこえるに至つたときは、その加入を取り消すことがある。

（多岐共同電話）新

第九二九條 三加入以上の共同電話は、電話局から應答の地式に附して認めらる。

前項の共同電話の取扱及び料金については、前二條の規定にかゝらうす、省令で定める。

第三 第二章 第四 電話

（着内交換機の規格）新（通達）

第九三〇條 着内交換機の規格は、電気通信省が定めて公示する。

着内交換機の加入者（以下この條において加入者という。）が現に設備されている、着内交換機を取り替へるときは、前項の規格のものによらなければならぬ。

（掛金金の納付）新

第九三一條 加入者が、その責に帰すべき事由に因り、その用に供する共電式複式交換機又は自動式交換機を、設備の日から五年以内の廃止又は変更したときは、別に定める掛金を納めなければならぬ。

（内線電話機の設置場所）三六

第四 第三章

第九三二條 内線電話機の設置場所については、第九一〇條第三項の規定を準用する。

（着内交換電話の設置の要領）新（通達）

第九三三條 加入者は、着内交換電話の設置の要領について、左の各号の請求をすることができる。

- 一 着内交換機の規格又はその附属物品を変更すること。
- 二 着内交換機若しくはその附属物品を増減すること。
- 三 内線電話機を増減すること。
- （代表取扱）四五の三

第九三四條 加入者は、着内交換局線について、その代表取扱の請求をすることができる。

前項の着内交換局線において、電話交換の能率向上のため必要があるときは、加入者の請求がない場合においても、前項の代表取扱を行うことがある。

（着内交換局線の特殊装置）新

第九三五條 着内交換局線については、第九二三條の規定を準用する。

（着内交換電話の交換取扱）三七

第九三六條 着内交換電話の交換取扱は、加入者において行う。

加入者は、着内交換電話の交換取扱者の資格の認定を受けた者でなければ、交換取扱に従事させてはならぬ。

着内交換電話の交換取扱者が、法令又は法令に基く電話局の指示に従わぬときは、その資格認定の効力を一時停止し、又はその資格認定を取り消すことがある。

着内交換電話の交換取扱、交換取扱者の資格認定等に関する事項は、省令で定める。

管内交換電話の交換取扱者の委託養成（新）

第九三七條 電気通信省は、管内交換電話の交換取扱者を、加入者又はその他の者より委託を受けて養成することができる。

二 前項に規定する委託養成に關する事項は、省令で定める。

（ホテル交換電話）新

第九三八條 電気通信大臣は、公共の利益のため必要があるときは、ホテル、旅館などの構内交換電話を獨泊者その他の公衆の利用に供するため当該加入者とホテル交換電話設定契約を結ぶことができる。

二 ホテル交換電話の設定条件、要約などについては、省令で定める。

第四款 岸壁電話

（岸壁電話の加入區域など）新 第九三九條

第九三九條 岸壁電話の加入區域及びその取扱を定める電話局は、電気通信省が定めて公示する。

（岸壁電話機の設置場所）新 第九四〇條

第九四〇條 岸壁電話の電話機設置場所は、その電話局の加入區域内にあるものとす。

（岸壁電話設備の設備及び維持）新 第九四一條

第九四一條 加入者は、電気通信省の許可を受け、船舶内に設置する電話機及び附屬物品の設備及び維持を行うことができる。

二 前項の許可の条件は省令で定める。

（岸壁電話の接続）新 第九四二條

第九四二條 岸壁電話の加入者は、岸壁電話回線を船舶内の私設電話設備に接続の請求をすることができる。

第五款 村落電話

（村落電話の敷設）新 第九四三條

第九四三條 村落電話は、電話局から遠隔する町、村などにおいて、その地域に新たに電話局を敷設することが事業上困難であり、且つ、電話の加入の希望数又は加入数が七以上二十四以内ある場合、電気通信省と加入希望者又は加入者との契約により施設する。

（村落電話の加入區域）新 第九四四條

第九四四條 村落電話の加入區域は、第五條の規定にかかわらず、町、村などの區域とする。

（電気通信省は、事業上必要があるときは、前項の規定によらないことがある。）

三 加入區域外加入については、第九〇五條第二項の規定を準用する。

（村落電話加入者団体）新 第九四五條

第九四五條 村落電話の加入者は、村落電話加入者団体を構成し、その町、村などの地方公共団体又はそれに準ずるものを代表者と定めなければならない。

（村落電話の交換機設置場所）新

第九四六條 村落電話の交換取扱は、前條に定める代表者の採用する集物内に置く。
 一 村落電話の交換取扱は、村落電話の交換取扱は、村落電話加入者団体において行う。
 二 前項の交換取扱については、第九三六條一、二項を除くこと及び第九三七條の規定を準用する。
 一 村落電話の設置契約の取消は、村落電話設置契約を取り消し、当該村落電話を単独電話としての加入電話に種類を変更する。
 一 当該地域に電話局を設置したとき
 二 当該地域が、前号以外の事項に属し、その加入区域となつたとき
 三 その他特殊事情に認められるとき
 一 村落電話設置契約の内容及び、前
 第九四九條 村落電話設置の内容等については、省令で定める。

第三節 公衆電話

第九五〇條 公衆電話は、三の三種とする。
 一 通話局公衆電話 通話事務のみに限り、扱う電話局の公衆電話
 二 特殊公衆電話 電話局の加入區域内に設置し、通話事務取扱者を設置してある公衆電話で、

内 十二

前号以外のもの

三 普通公衆電話 電話局の加入區域内に設置せられ、通話事務取扱者を設置してない公衆電話
 二 前項才二号及び才三号の公衆電話は、電気通信省が特に必要と認めるときは、電話局の加入區域外であつても設置することがある。
 一 普通電話の取扱は、前
 第九五一條 通話局公衆電話以外の公衆電話については、普通電話は、取り扱わない。

第四節 電話番号法

一 電話番号法の発行は、前
 第九五二條 電気通信省は、電話の利用に關し、加入者その他の公衆の利便に供するため、電話番号法を編纂し、発行し、及び配付し又は発給さばく。
 一 私製電話番号法は、前
 第九五三條 電話番号の編纂を主たる目的とする名冊を発行しようとする者は、予め電気通信省の認可を得なければならない。
 二 前項に定める認可の条件などについては、省令で定める。
 一 電話番号法の編纂手続は、前二四、二五、二六、八二
 第九五四條 第九五二條に定める電話番号法の編纂手続及び特殊事項の編纂に關する契約、料金などについては、省令で定める。

(通話の種類) 四六

第九五五條 通話は、左の二種とする。

一 市内通話 同一加入區域へ第九五五條第二項の規定による加入は当該電話局の加入區域内に
あるものとみなす。以下同様に、に属する通話

二 市外通話 異なる加入區域相互間の通話

(通話區域の差額) 四七

第九五六條 市外通話をすることのできる區域(以下通話區域という。)は、これを普通通話區域と
特殊通話區域とし、電気通信省が、電通局(村営電話)においてはその交換所ごとに定めて公示す
る。

(市外通話の種類) 四八

第九五七條 普通通話區域における市外通話は左の六種とする。

一 普通通話

二 至急通話、普通通話に先だつて取り扱う通話

三 夜間普通通話 特定の通話區域において、午後 時から翌日午前 時までの間に取扱を開始す
る通話

四 夜間至急通話 特定の通話區域において、午後 時から翌日午前 時までの間に普通通話に先
だつて取扱を開始する通話

五 定時通話 特定の通話區域において、請求者の指定した時刻に取扱を開始する通話

六 予約通話、特定の通話區域において、一月以上を通じて毎日申請者の指定した時刻に、取扱を
開始する加入者相互間の通話

2 夜間通話、定時通話及び予約通話をすることのできる通話區域は、電気通信省が、電話局ごとに
定めて公示する。

3 水災、犯罪、火災、病などの予防又は措置などに際する通話を目的として、特に指定する機内相互
間に行われる至急通話又は夜間至急通話は、他の通話に優先して取扱う。

(通話の取扱) 四九

第九五八條 通話は、特に定める場合を除き、電話番号により取り扱う。

(通話の順位)

第九五九條 同一順位の通話は、請求の順序に従って取扱う。

(通話時) 四九

第九六〇條 市外通話は、毎三分時をもつて一通話時とする。但し、三分時に満たないものも一通話
時とみなす。

2 前項の通話時については、省令の定める基準に従い、電話局が算定する。

(公衆電話による通話) 新

第九六一條 電気通信省は、第九五五條から第九五八條までの規定にかかわらず、公衆電話による通
話の取扱を制限することができる。

(省令の委任) 新

第九六二條 この節に定めるものの外、通話の取扱に必要な事項は、省令で定める。

第六節 料 金

第一 敷 通 則

(電話使用料及び附加使用料) 第九六三條

第九六三條 加入者は、その電話の設置の日から、電話使用料を納めなければならない。

2 電気通信金は、加入者に対し、電話使用料の外に、附加使用料を課する。

3 附加使用料の額及び条件は、左のとおりとする。

一 普通加入区域外附加使用料

電話局の設置地が普通加入区域外にあるとき、但し、他の電話局の加入区域内にあるときは他局区域内直列料を加算する。

二 附属機械附加使用料 附属機械を利用するとき。

三 特殊装置料 特殊装置を利用するとき。

四 私設電話装置料 私設電話設備を加入回線に接続するとき。

五 隣内線附加使用料 隣内交換機から内線電話機までの線路距離が 米をこえるとき。

4 オート及び第二種の料金は、月額とする。但し、臨時電話及び岸壁電話については、日額とする。

(電話使用料及び附加使用料の賦課の区分) 新

第九六四條 電話使用料及び附加使用料の賦課に因り、電話局に局連別及び課金種別を、加入電話に

利用種別を設ける。

(局連別)

第九六五條 電話局の局連別は、左の標準により、電話局ごとに、その所属加入数に依り、電気通信

一級局	加入数	五万以上
二級局	同	八千以上
三級局	同	二千以上
四級局	同	五百以上
五級局	同	百以上
六級局	同	二十五以上
七級局	同	二十四以下

省が定めて公示する。但し、業務改善その他工事上の都合により、この標準によらないことがある。

2 前項の加入数の算定については、省令で定める。

(課金制度種別) 第九六六條

第九六六條 電話局の課金制度種別は、基本料金制及び均一料金制の二種とする。

2 基本料金制は、二級局以上及び別に公示する三級局又は四級局の電話局に施行し、電話使用料を

基本料金と基本料に合せて課する。

3 均一料金制は、均一料以外の電話局に施行する。

(利用種別) 第九六七條

第九六七條 加入電話の利用種別は、臨時電話及び岸壁電話を除き、その利用目的により、住宅用及び

事務用の二種とする。

2 前項に定める利用種別は、左の標準により、当該電話局において認定する。

五

第九七二條 左に掲げる加入電話及び通話に対しては、料金を課さない。

一 火災報知又は急務救護のため、別に公示する消防官署の加入電話及びこれに対してする市内通話

二 犯罪発生、その他治安維持に要する非常通報のため、別に公示警察官署の加入電話及びこれに対してする市内通話

三 電話設備の障がい、又は交換の取扱などに關し、特に指定した所屬電話局の加入電話に対してする通話

四 電話設備の障がい、又は電話局の強火により、通話の途中で不能となつた市内通話、又は市外通話の通話料

五 市外通話の取扱などに際し、電話局が切斷した市内通話

六 同一市内電話相互間の通話
(料金の特定又は免除) 新

第九七三條 新聞予約通話(新聞社、新聞通信社相互間において、新聞紙掲載事項を通報するための予約通話)の市外通話料は特定する。

2 郵便局公衆電話及び市外通話料は特定する。
料 附加使用料及び市外通話料は特定する。

3 ホテル交換電話に指定された属内交換電話の市外通話料は、特定する。
4 第一項の新聞予約通話の認可の條件は、省令で定める。
(料 金 表) 法二

内 6 日

第九七四條 電話に關する料金の額は別に定める場合を除き、別表第二の通りとする。

第二 款 料 金 の 納 付

(料金の納付方法) 第九四九條

第九七五條 電話に關する料金は、従々の定めるところにより、電話局又は郵便局に、通費で納められなければならない。但し、電氣運賃局が別に指定する電話局に所屬する加入者は、省令の定めるところにより、その電話機設置場所において、現金による納付を請求することができる。

2 公衆電話による通話の料金の納付については、前項の規定にかゝらず、省令で定める。
(月の中途の通話料の料金徴収) 九五九六

第九七六條 月の中途において電話の通話があつた場合、その月分の料金は、月額で定められたものについて、前項の日からその月の末日までの日数に充て、当該の日数で算定する。

2 月の中途において加入取消があつた場合、その月分の料金は、月額で定められたものについては全額額を課する。

3 月の中途において電話が不通し、その月の末日までに加入取消があつた場合、前二項の規定にかかわらず、月額で定められた料金は、その全額を課する。

(月の中途の通話料の徴収) 九六の二、九六の三
第九七七條 前條の規定は、予約通話料について準用する。
(月の中途における異動料金の算定) 一〇一

第九七八條 月の中途において月額で定められた料金に要動を生じた場合、その月分の料金の過不足額は、異動の日から月額との差額を基として日割を以て算定し、不足額は徴収し、超過額は還付する。

(利用種別の変更があった場合の料金算定) 九六の二

第九七九條 利用種別に変更があつた場合、第九六二條オ三項の規定により届出をしたときは、変更のあつた月の翌月から新種別に対する料金を課する。但し、住居用が事務用に変更された場合は、届出をしない場合でも、当該電話局が変更の事実を認めるときは、変更のあつたと認められる月から事務用に對する料金を課する。

(日割計算) 新(通達)

第九八〇條 月額で定められた料金の日割は、舊月の日数にかかわらず、月額を三十分の一として算定する。

(料金の端数整理) 新(通達)

第九八一條 電話料金に付した未納の徴収を止むときは、その端数を切り捨てる。

(自動待機市外通話方式による市外通話料) 九七の二

第九八二條 徴収料金を施行する自動式局の加入者のなした市外通話であつて、自動待機市外通話方式によるものに対する市外通話料については、これを徴収料とみなす。

第三章 料金の免除及び還付

(料金の免除及び還付) 九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五

第九八三條 左に掲げる電話に關する料金は、免除し、既納に係るときは、還付する。

- 一 和入区域の指定又は変更によつて、電話機線設置場所が和入区域外となり、重新局がその加入申込の受理を取り消した場合の加入料及び設置料、又は加入を取り消した場合の和入取消の翌日以後に係る電話使用料及び附加使用料
- 二 九一九條オ二項及び九二〇條の規定により、電話の通話を休止した場合、休止の翌日以後に係る電話使用料及び附加使用料
- 三 工事着手前に加入申込者又は加入者において、加入申込又は九一九條オ二項若しくは九二〇條オ一項の規定による請求を取り消した場合の加入料及び設置料。但し、臨時加入の単独電話については設置料、電話使用料及び附加使用料、岸渡電話については電話使用料及び附加使用料、電話回線の障がい、その他加入者の責に帰せられない事由で電話が月のうち三日(臨時電話及び岸渡電話にあっては一日)以上不通となつた場合の不通期間に係る電話使用料及び附加使用料、又は通話不能が一箇時以上となつた場合のその不通通話時数に對する予約通話料(但し、その不通期間については、電話局で算定する。)
- 四 料金を納付すべき事由が工事着手前に消滅した場合の電話線路設備料
- 五 加入申込又は九一九條オ一項(オ一号及びオ二号を除く。)の規定の請求が受理された場合において、その設置場所に入居電話の機材が現に該備され、新たに工事を要しないときの設置料
- 六 電話機、加入線路を改裝しない場合の名義変更料
- 七 前項オ一号、オ二号及びオ四号の電話使用料及び附加使用料は、月額の日割で算定する。
- 八 料金の算定後算戻し還付(新)一〇六
- 九 第九八四條 十九、二十、二十一條及び前條の規定により還付すべき料金、又は還納若しくは振納の料金について

では、納付者の請求により、省令の定めるところに従い、差額計算を行い、又は通算で還付する。
2 前項の差額計算又は還付の請求は、当該電話局に、その事由発生の日から六月以内に行われなければならない。
3 電話局において還付の事由を認めるときは、前項の期間内に、請求をまたず納付者に通知して差額計算を行い、又は還付することができる。

五八

内7

B

第四章 専用電気通信

第一節 通則

(定義) 新

第一〇〇一條 専用電気通信とは、もっぱら同一人又は特定人間の利用に供する有線又は無線による電信、電話及び電字をいう。

二 この章においては、超短波を利用する無線電気通信は、有線電気通信とみなす。

(専用の差別) 七〇一

第一〇〇二條 専用電気通信の利用(以下専用という)は、左の三種とする。

一 長期専用 一年以上に亘り毎日継続して専用するもの

二 短期専用 一年に満たない期間において毎日継続して専用するもの

三 時間専用 一年に満たない期間において毎日一定の時間を限って専用するもの

(専用の承認) 七〇二

第一〇〇三條 電気通信省は、特に必要と認める場合の外、専用の申請は、承認しない。

2 前項の認定の基準は省令で定める。

(専用者の行う設備及び維持) 七〇三

第一〇〇四條 電気通信省が特に必要と認めるときは、省令の定めるところにより、専用者にその専用電気通信設備の設備及び維持の一部を行わせ、又はその設備に必要な物件若しくは設備費を納め

させることがある。

五九

2 前項の規定により、専用者が行う設備及び維持又は物件の提供は、電気通信省の指示するところ
によらなければならない。

(専用電気通信の設備)

第一〇〇五條 専用者は、法令の定めるところにより、専用電気通信設備の移転を請求することができる。

(特殊装置)

第一〇〇六條 専用者は、この章に定めるものの外、特別の機密の装置を請求することができる。

2 前項の機器の設置場所については、第一〇〇三條第三項の規定を準用する。

(端末機器の種類の変更)

第一〇〇七條 専用者は、専用電気通信の端末機器の種類の変更を請求することができる。

(専用電気通信の復旧)

第一〇〇八條 専用電気通信設備の一部が滅失したときは、専用者は、その復旧を請求することができる。

2 天災、地震など電気通信線の責に帰せられない事由に因り、専用電気通信設備の大部分が滅失し

たときは、電気通信省は、復旧の責を負わず、その専用の承認を取り消す。

(他人使用の禁止)

第一〇〇九條 専用者は、電気通信省の許可を改めた場合の外、その専用電気通信を他人の用に供し、

又は他人のために使用してはならない。

2 前項の許可の條件及び、法令で定める。

(譲渡及び承継の禁止)

第一〇一〇條 専用電気通信に関する権利は、譲渡し又は承継することとはできない。

(特定人間の専用)

第一〇一一條 特定人間の専用には、専用電気通信の設備は、当該専用電気通信

に供する料金を納付その他一切の責を負わなければならない。

(準用規定)

第一〇一二條 第九十九條乃至第九十九條八條、第九一三條乃至第九一六條、第九一八條

乃至第九一九條第一、九二二條の規定は、専用電気通信について、これを準用する。

(専用停止及び専用の承認取消)

第一〇一三條 左の各号の一に該当するときは、電気通信省は、専用を停止し、又は専用の承認を取

り消すことがある。

一 専用者が、法令の規定に背き、又はこの法令に基く電気通信省の指示に従わないとき。

二 天災地震などにより公衆通信の用に供する必要があるに、又はその他電気通信省において公共の

利益のため特に必要と認めるとき。

(設備の貸与)

第一〇一四條 この章の規定は、私設電気通信設備の一部として電気通信設備を貸与する場合に準用

する。

(専用無線電通信)

第一〇一五條 この章二項に定めらるものの外、専用無線電通信については専用有線電信、専用無線電

この場合は専用有線電話、専用無線電話については専用有線電線に附する規定を準用する。
（省令委任）
第一〇一六條 この章に定めの手続の外、専用電報通信に用し必要な事項は、省令で定める。

第二節 専用有線電話

（専用有線電話の種類）
第一〇一七條 専用有線電話は、次の四種とする。

- 一 専用音響單線電話
- 二 専用音響二重電話
- 三 専用印刷單線電話
- 四 専用印刷二重電話

第三節 専用無線電話

（専用無線電話の種類）
第一〇一八條 専用無線電話は、次の二種とする。

- 一 市内専用無線電話、同一加入区域（省令で定める加入区域に準ずる区域を含む。）に属する専用無線電話

二 市外専用無線電話 前号以外の専用無線電話
（附屬機材等と）

第一〇一九條 専用無線電話の専用者は、才九一〇條乃至二項の規定する附屬機材の設置を請求することができる。

二 前項の機器の設置場所については、才九一〇條乃至三項の規定を準用する。
（分岐引込）

第一〇二〇條 市外専用無線電話の専用者は、専用に係る市外専用電話回線について、分岐引込の請求をすることができる。

（専用回線の系統）

第一〇二一條 専用者は、省令の定めるところにより、専用無線電話の回線を、構内交換機又は私設交換機に接続の請求をすることができる。但し、私設電話設備に接続の請求をすることができる専用者は、才九二一條乃至一項各号に該当する者に限る。

（市外専用無線電話と市内専用無線電話との接続）
第一〇二二條 市外専用無線電話の専用者は、省令の定めるところにより、その市外電話回線を接続
器により随時市内無線電話の電話機に接続の請求をすることができる。

第四節 専用無線電報

（専用無線電報の種類）

第一〇二二條 専用有線電字は、左の二項とする。

- 一 専用電字電信
- 二 専用電字電信

（専用有線電信を共用する専用有線電字）

第一〇二四條 電氣通信において工事上支障を及ぼし得ることは、法令の定めるところにより、専用有線電信回線を共用する専用有線電信を認めることとなる。

（分岐引込）

第一〇二五條 第一〇二二條の規定は、専用有線電信の分岐引込について準用する。

第三節 料金

第一節 通則

（料金種別）

第一〇二六條 専用有線電信回線を共用する料金は、左のとおりとする。

- 一 設備料 専用に係る電氣通信の端末設備（専用者の室内に設置する電氣通信設備） 市内線路又は特殊敷置を設備せしむる場合は課するもの。
- 二 維持料 専用に係る電氣通信の端末設備 市内線路又は特殊敷置を維持する場合に課するもの。
- 三 市外線路専用料 市外線路を専用する場合に課するもの。
- 四 分岐引込料 専用に係る市外線路回線又は電信回線を分岐し且場合に課するもの。

と

五 移転料 端末設備の設置場所を移転する場合に課するもの。

六 機器差別変更料 専用に係る電氣通信機器の差別を変更する場合に課するもの。

七 接続料 オ一〇二二條の規定により、市外専用電話又は市内専用電話を私設電話又は市内交換電話の交換機に接続し、又は市内専用電話と市外専用電話とを接続する場合に課するもの。

八 電氣通信共用附加料 オ一〇二四條の規定により専用電字電信に共用を認め且場合に附加して課するもの。

九 他人使用附加料 オ一〇二九條の規定により他人使用を許可し且場合に附加して課するもの。

（料金の特定）

第一〇二七條 新聞、新聞通信又は放送事業の用に供する専用有線電氣通信（以下新聞放送専用有線電氣通信という。）に属する左の各号の料金は、特定する。

- 一 専用期間一ヶ月以内の短期専用又は時間専用有線電氣通信でオ一〇三三條オ一五五号の規定により設備料を免除された場合の維持料
- 二 専用有線電信の端末設備の維持料及び市外線路専用料
- 三 市外専用有線電話及び専用有線電報の市外線路専用料

2 警察事務、刑事訴訟事務及び国有鉄道事業の用に供する市外専用有線電話及び専用有線電報（以下官庁専用有線電氣通信という。）の市外線路専用料は特定する。

3 前二項にかゝける新聞放送専用及び官庁専用の取扱を受ける専用者の資格は、法令で定める。

（無線電氣通信の料金）

第一〇二八條 専用無線電氣通信に属する料金は、専用の種別、設備及び維持に必要な費用を算定し

て課する。但し、専用電氣通信設備の一部として有線電氣通信設備を利用するときは、その部分については、専用有線電氣通信の例による。

(料金の減額又は免除)

第一〇二九條 第一〇二四條第一項の規定により専用電氣通信設備の設備及び維持の一部を行い、又はその設備に必要な物件を提供若しくは設備費を納めた場合の専用電氣通信に關する料金は、省令の定めるところにより、その限額に於て減額又は免除する。

(料金額)

第一〇三〇條 専用電氣通信に關する料金の額は、若に定める場合を除き、別表三のとおりとする。

第二款 料金の納付

(開通又は停止及どのときの料金の算定)

第一〇三一條 月の中途において長期専用電氣通信の開通又は停止若しくは承認の取消があつた場合は、その月分の料金は、月額で定められたものについては、その月の専用日数に応じて月額の日割で算定する。

二、長期専用電氣通信について、専用開始後一年未満の期間内に、専用の廃止又は承認の取消があつた場合は、市外線専用料は、第一〇一三條第一号の場合を除き、短期専用の例により算定して、不足額は徴収し超過額は還付する。

(準用規定)

第一〇三二條 第一〇二五條、第一〇二七條、第一〇二八條、第一〇二九條及び第一〇三〇條は、専用電氣通信に關する料金の算定又は徴収について準用する。

第三款 料金の免除及び還付

(料金の免除)

第一〇三三條 左に掲げる専用電氣通信に關する料金は免除し、既納に係るときは還付する。

一、工事着手前に専用申請者又は専用者が、専用の申請又は第一〇〇五條、第一〇〇七條、第一〇〇八條第一項、第一〇一七條第二項、第一〇一九條第一項、第一〇二〇條、第一〇二三條第一項若しくは第一〇二五條の規定による請求を取り消した場合は、設備料、移転料又は機器差別変更料

若しくは第一〇二五條の規定による請求を取り消した場合は、専用者の責に帰せられない事由に因り、引き続き二、専用電氣通信(時間専用の場合を除く)が、専用者の責に帰せられない事由に因り、引き続き三、二十四時間以上不通となつた場合の不通期間に係る維持料、市外線専用料、分岐引込料、接続料、寄託料、寄託電信、用附加料及び他人使用附加料、但し、二十四時間以上不通に際し、引き続き三分以上不通となつた

場合の不通時間に応ずる市外線専用料、但し、三分未満を反し徴収を切り捨てる。

四、第一〇一三條第一号の規定により、専用を停止された場合の停止の期間に係る維持料、市外線専用料、分岐引込料、接続料、寄託料、寄託電信共用附加料及び使用附加料

五、専用の申請を承認された場合において、現に必要設備が既に新たに工事を要しなかつたときの設備料

2 前項二号及び才四号の料金は、長期専用ときは、月額の日割で算定する。
 (専用規定)
 第一〇三四條 専用電氣通信に肉する料金の差額計算及び重計の方法については、才九八四條の規定を準用する。

第五 電氣通信設備の建設及び保存

(土地並へ)

第一〇一條 電氣通信省は、電氣通信用の線路(電氣通信線、その附属設備及び支持物をいう)、塔柱及び公衆電話所の建設、保存又はこれに必要な測量を行うため、やむを得ないときは、その業務に従事する者若しくは他人の土地に立ち入らせることができる。但し、日没から日出までの間は、急迫の必要がある場合の外、構内の土地にはその占有者の承諾がなければ、立ち入らせることができない。

2 前項の場合、電氣通信省は、立ち入りの五日前までに、その目的、日時及び場所を市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)に通知しなければならない。但し、急迫の必要がある場合は、五日に満たない事前の通知若しくは事後の通知をもってこれにかえ又は線路若しくは塔柱の巡回のため構内以外の土地に立ち入る場合は、この通知を省略することができる。
 3 前項の通知を受けた市町村長は、反るべく速かにその内容を公告し又はその土地の占有者に通知しなければならない。
 4 才一項の規定によって立ち入る者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

(土地の使用)

第一〇二條 電氣通信省は、塔柱、塔柱の線路、塔柱及び公衆電話所の建設、保存又は測量の設備のため必要があるときは、他人の土地を使用することができる。
 2 前項の場合、電氣通信省は、その土地の所有者及びその他の権利者と、あらかじめ協議しなけ

ればならない。但し、所有者がその他の権利者が不明のために協議することができないときは、電氣通信局は、使用の目的及び場所を市町村長に通知し、この通知を受けた市町村長は、なるべく速かにその内容を公告しなければならない。

3 前項の場合において、電氣通信局は、協議が整わないとき、又は公告後一箇月を経過してなお所有者が他の権利者が不明のため協議することができないときは、その土地を使用することができ、協議が整わないで使用するときは、所有者がその他の権利者に、あらかじめその旨通知しなければならない。

(電氣通信設備に対する障がい除去)

第一一〇三條 電氣通信局は、ガス支管、水道支管、下水支管、電灯線、電力線、私設電氣通信線、電氣鉄道設備その他の工物又は建築物、電氣通信用の線路、塔柱の建設若しくは保存に障がいを及ぼし又は及ぼすおそれがある場合は、その工物又は建築物の所有者若しくはその他の権利者に、その工物の移置、取壊の移置、取壊その他障がいの予防又は除去に必要な措置を行わせることができる。この場合は、その所有者又はその他の権利者に、あらかじめ協議しなければならない。

2 前項の場合において、電氣通信局は、協議が整わないときであつても、その措置を行わせ又はこれを自ら行ひ若しくは第三者に行わせることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、電氣通信局は、緊急やむを得ない事由があるとき又はその措置が容易なときは、協議を省略して、その措置を自ら行ひ又は第三者に行わせることができる。

4 前二項の規定により、その措置を自ら行ひ又は第三者に行かせた場合は、電氣通信局は、事後速かにその旨所有者又はその他の権利者に通知しなければならない。

(電氣通信設備による障がいの除去)

第一一〇四條 電氣通信用の線路、塔柱が土地、建物その他の物の使用に対し障がいを及ぼし又は及ぼすおそれのある場合は、利害関係者は、電氣通信局に対し、線路の移転その他の障がいの予防又は除去に必要な措置を請求することができる。

2 前項の場合において、電氣通信局は、工手の上の支障その他のやむを得ない事由により、その請求に応ずることができないときは、事由を明かにして請求者に通知しなければならない。

3 前一項の措置に要した費用は、障がいの原因が請求者の責に帰すべき事由に因るときは、請求者が負担しなければならない。但し、道路（道路法による道路とする。以下同じ。）については、この限りでない。

(水道又は建物の使用)

第一一〇五條 電氣通信局は、工手が必要がある場合は、出入者宅内の水道支管を地線として用い、又は引込線設備のため建物を使用することができる。

2 前項の場合は、電氣通信局は、その所有者又はその他の権利者と、あらかじめ協議しなければならない。

3 前項の場合において、電氣通信局は、協議が整わないときであつても、あらかじめその旨通知して、前一項の措置を行うことができる。

(損失補償)

第一一〇六條 第一一〇一條から第一一〇三條まで及び前條の場合は、電氣通信局は、土地その他の物の所有者又はその他の権利者の損失に対し相当の補償をしなければならない。但し、第一一〇三

條の場合において、所有者又はその他の権利者が法令による義務を怠つたとき、又は並路に建設した電氣運信線路の敷地の使用料については、この限りでない。

(補償額の決定)

第一一〇七條 前條の補償額は、電氣運信省が、土地その他の物の所有者又はその他の権利者と協議して決定する。

2 前項の協議が整わないとき、又は協議をすることができないときは、電氣運信省がその額を決定する。

3 前二項の規定にかかわらず、電氣運信線路の敷地の使用料は左の通りとする。

(補償請求期間)

第一一〇八條 オ一一〇六條の規定による補償の請求は、補償請求の原因である事実のあつた日又はオ一一〇條の規定による前項の裁決の通知を受けた日から起算して一年以内になければならない。

(補償決定に対する訴)

第一一〇九條 オ一一〇七條乃至二項の規定による電氣運信省の補償額の決定に不服ある者は、その決定の通知を受けた日から起算して六箇月以内、民争訴訟を提起することができる。

2 前項の訴は、オ一一〇條の規定により、補償額の決定に対して前項を行つた場合は、その裁決を経た後でなければ、提起することができない。この場合は、その裁決の通知を受けた日から起算して六箇月以内、訴を提起することができる。

(訴願の提起)

第一一一〇條 この章の規定により、權利を侵害せられたとする者は、訴願法の定めるところにより、

訴願を提起することができる。

(土地收用法の適用)

第一一一一條 電氣運信設備の建設及び保存のため必要な土地の使用又は收用に關しては、この章で規定するものの外、土地收用法の定めるところによる。

第六章 罰則

(独占をみたす罪)

第二〇〇一條 才三條才二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は 円以下の罰金に処する。
前項の場合において金銭物品を取得したときは、これを没収する。既に消費し又は譲渡したときは、その価額を追徴する。

(従事者の怠慢の罪)

第二〇〇二條 電氣通信業務に従事する者が、正当の事由がなくて、その通信の取扱をしないとき、若しくは遅延させたとき、又は障がいのある修理を怠つたときは、一年以下の懲役又は 円以下の罰金に処する。

(通信秘密侵害の罪)

第二〇〇三條 電氣通信線の取扱中に係る通信の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は 円以下の罰金に処する。

電氣通信業務に従事し又は従事した者が、前項の秘密を侵したときは、一年以下の懲役又は 円以下の罰金に処する。

本條の罪は告訴を待たずして起訴する。

(通信障がいの罪)

第二〇〇四條 電氣通信による通信を妨げ又は妨げるおそれのある行爲をした者は、一年以下の懲役又は 円以下の罰金に処する。

(電報を用いた破つたりする罪)

第二〇〇五條 電報局の取扱中に係る電報を、正当の事由がなくて、開き、破り、隠し、棄て又は没収してない者に配置し若しくは交付した者は、一年以下の懲役又は 円以下の罰金に処する。但し、刑法才二百五十八條又は才二百五十九條に該当するときは、同條による。

(水底線障がいの罪)

第二〇〇六條 電氣通信線の指定した水底電氣通信線路の区域内において、船舶をとり、水産物をとり、若しくは土砂を掘り、又は水底電氣通信線の号標に妨害し若しくはいかたさつたときは、その号標を正した者は、円以下の罰金に処する。

2 水底電氣通信線路の布設若しくは修理のためにその位置を示す浮標又は布設若しくは修理に従事する船舶より電氣通信線の指定した距離内において、前項の行爲をし又は施行した者も同様とする。

(私設電氣通信設備の施設者の命令拒否の罪)

第二〇〇七條 正当の事由がなくて、才三〇〇二條の場合において、業務の一部の取扱を拒んだ者又は才三〇〇三條の場合において、才一項才一号及び才二号の措置に従わなかった者は、円以下の罰金に処する。

(電氣通信設備汚損変更の罪)

第二〇〇八條 正当の事由がなくて、電氣通信設備を使用し、汚損し又は変更した者は、円以下の罰金に処する。

第二〇〇九條 才二〇〇一條及び才二〇〇三條から才二〇〇六條までの未遂罪は罰する。
七六

第七章 雑 則

(損害賠償)

第三〇〇一條 電気通信者は、左の場合に限り、電気通信業務の利用者に対して、納めた料金の三倍相当額を、請求により、賠償する。但し、発信人若しくは受信人の責に帰すべき事由又は不可抗力に因るときは、この限りでない。

- 一 電報が受信人に到達しなかつたとき。
 - 二 至急電報が郵便で到達することができるときより遅れて到達したとき。
 - 三 照合電報が誤りゆゑを生じて用語を果さなかつたとき。
- 二 前項の規定による損害賠償の請求については、才 條の規定を準用する。

(私設設備の施設者による業務の一部取扱)

- 第三〇〇二條 電気通信者は、左の場合において、法令の定めるところにより、電気通信業務の一部を私設電気通信設備(以下私設設備という)の施設者に取扱いせることができ、
一 その地域に電報局又は電話局がなく、その新設が事業上困難であつて、当該地域の居住者に著しい不便を与えているとき、
二 停車場その他の場所において、多数公衆の利用に著しい利便があると認められるとき、
三 前項の場合に、電気通信者は、その業務を監督し又は従事者を派遣して業務を取扱わせ、若しくは必要互物品を供給することができ、
四 才一項の場合において、私設設備の施設者は、自己の通信に著しい支障がある場合を除いて、業務の取扱を拒むことができない。

4. 才一項の私設設備により取り扱われる業務については、この法律の規定を準用する。但し、省令で別に定める場合は、この限りでない。

5. 才一項の規定により、私設設備の施設者に業務の一部を取り扱わせられた場合は、省令の定める取扱費を支給する。

(非常電気通信)

第三〇〇三條 電気通信省は、天災その他非常事態に際し、重要通信の伝送に支障がある場合に、人命の救助、火害救済及び公安並びに秩序維持のため必要かあるときは、省令の定めるところにより、左の措置を行うことができる。

- 一 私設設備を提貸又は変更させること。
- 二 前号の私設設備により取り扱われる業務を監督し又は従事者を派遣して業務を取り扱わせ若しくは必要な物品を供給すること。
- 三 人命の救助、火害救済及び公安並びに秩序維持のため必要な事項を通報する電報又は通話を優先して取り扱うこと。
- 四 電気通信業務の一部を制限すること。

2. 前項第一号の私設設備により取り扱われる業務については、この法律の規定を準用する。但し、省令で別に定める場合は、この限りでない。

3. 才一項才一号の場合の私設設備の施設者に対する補償額の決定については、才一〇〇七條及び才一〇〇八條の規定を準用する。

(業務の一部委託)

第三〇〇四條 電気通信省は、電気通信業務の一部を電気通信省以外の者に委託することが経済的であり且つ電気通信業務の全般に支障がないと認めるときは、これを電気通信省以外の者に、契約により委託することができる。

2. 電気通信省は、前項の規定により業務の一部を委託するときは、左の場合に限り、会計法才二十九條の規定にかかわらず、隨意契約によることができる。

- 一 競争に附する者がないとき。
- 二 災害その他の事由により、臨時に業務の一部を委託するとき。
- 三 第一項の規定による委託の条件、契約者の資格及び契約の内容などについては、省令で定める。

(業務報酬)

第三〇〇五條 電気通信業務を行うために必要な電報、電話、加入電話及び専用電気通信については、省令の定めるところにより、無料とする。

(料金納付の義務の消滅)

第三〇〇六條 電気通信業務に因する料金納付の義務は、その納めるべき日から六箇月以内に納付の告知を受けないことによつて消滅する。

(料金の不納金額の徴収)

第三〇〇七條 電気通信業務に因する料金の不納金額は、電気通信省が国税滞納処分法の例により徴収する。

2. 前項の不納金額について、電気通信省は、国税に次いで先取特権を有する。

(料金の追徴)

第三〇〇八條 不法に電氣通信業務に内する料金を免かれ又は他人に免かれさせた者については、
第三〇〇六條の規定にかゝらず、その料金を悉數する外、免かれ又は免かれさせた料金の三倍相
当額を増料金として追徴する。
(課税免除)

第三〇〇九條 電氣通信業務の利用及びこれに關する權利については、國税又は地方税を課してはな
らぬ。
(航空機に対する準用)

第三〇一〇條 一の法律においては、航空機は船舶とみなし、船舶に關する規定は航空機に準用する。

外
B

附 則

第一條 この法律は、昭和二十四年 月 日からこれを施行する。但し、方四一ニ條方二項の集
金納付、方ハ〇四條の廢止電報の賜呈金付及返付取扱、別表(中の配達料、方九〇一條方
三項の船舶無線電話、方九〇三條方六号及び方九四三條乃至方九四九條の村落電話、方九二五條の
市外簡易公家電話、方九二九條の多数共同電話、方九三八條の本テラ交換電話並に方九七五條方一
項但書の集金納付に内する規定の施行期日は、各規定において法令で定める。
第二條 左に掲げる法令は、廢止する。但し、この附則において特に規定したもののについては、この
限りでない。

- 一 電信法(明治三十三年法律方五十九号)
 - 二 電信電話料金法(昭和二十三年法律方百五号)
 - 三 電話加入權の取扱及び電話の譲渡に關する政令(昭和二十四年政令方四十八号)
 - 四 官庁用 電信及電報ニ關スル件(明治三十三年勅令方三百五十六号)
- 第三條 無線電信法(大正四年法律方二十六号)中公衆の利用に供する無線電氣通信に内する規定は、
その効力を停止する。
- 二 無線電信法方二條方三号中「施設者ノ專用ニ供スル目的ヲ以テ」を削る。
- 第四條 方二條の規定にかかわらず、電信法方二條、方三條及び方四十三條は、左のとおり改正の上
當分の向有效とする。
- 一 方二條方四号中「一人ノ專用ニ供スル爲」を削る。

二 第四十三條中「才」を「才」に改め、
「本法中政府ノ施設ニ係ル電信又ハ電話ニ内ス
ル」を「電信又ハ電話ニ係ル」に改める。

第五條 電氣通信者設置法の一部を次のように改正する

「増設電文機」を「増設電機」に改める。

第六條 この法律施行前に従前の法令により電氣通信に於いて、通信者又は電氣通信者のなした受取
承認等、及び加入者又は加入申請者のなした申請、請求等で、この法律に該當の規定のあるものは、
この法律によつてなしたものとみなす。

2 前項の規定の適用に際し、従前の法令によつての名稱は、それぞれ下の名稱は担当するものとす
る。

一 電報 因 係

- | | |
|-------------|---------|
| 略号登録 | 略号登録 |
| 配達先登録 | 配達先登録 |
| 別便配達及びはしけ配達 | 特別配達 |
| 船舶通報 | 船舶通報電報 |
| 運送電報 | 運送電報 |
| 信号電報 | 信号電報 |
| 海難電報 | 海難電報 |
| 船舶通報登記 | 船舶通報の登録 |
| 放送無線電報 | 月報無線電報 |

二 電話 因 係

- | | |
|----------------------|--------------|
| 伝送無線電報 | 放送無線電報 |
| 電報加入の加入電話 | 軍用電話又は警備隊用電話 |
| 共同加入の加入電話 | 共同電話 |
| 甲種増設電話機 | 機内交換機及び内線電話機 |
| 市外通話用市内専用電話 | 市外通話専用加入電話 |
| 直達車線回線 | 市内専用電話 |
| 増設機材（甲種増設電話機
を除く） | 附属機材 |
| 乙種増設電話機 | 切替電話機 |

第七條 この法律施行前に、従前の規定によりなした電報については、なお、従前の例による

第八條 特別配送料の施行期日に至るまでの間の特別配送料については、従前の規定による別便配達
料の例による。

第九條 従前の規定により、現に取扱を承認されてゐる予約新聞電報については、昭和二十五年三月
三十一日に至るまでの間に限り、なお従前の例による。

第十條 昭和十九年三月三十一日までに加入申請を受理されて未だ前送に至らぬ電話については、
前送するまでは従前の例により権利を譲渡することができる。

2 前項の規定する電話の加入者は、この法律施行の日から六月以内に所屬の電話局に届け出なければならぬ。

料金額別	單位	料金額
一、電話料	回	四円
二、電報料	回	八円
三、電報掛金	回	四円
四、電報掛金	回	四円
五、電報掛金	回	四円
六、電報掛金	回	四円
七、電報掛金	回	四円
八、電報掛金	回	四円

別表二 電話に関する料金

第一類 加入電話に属する料金

草案完成 5.20 (一部新設料金未定)

料金額・別	單位	料金額
第一類 加入電話に属する料金		
一、電話料	回	四円
二、電報料	回	八円
三、電報掛金	回	四円
四、電報掛金	回	四円
五、電報掛金	回	四円
六、電報掛金	回	四円
七、電報掛金	回	四円
八、電報掛金	回	四円

ム外三〇

加入電話に属する料金	加入電話に属する料金	加入電話に属する料金
市内電話一度ごとに	市内電話一度ごとに	市内電話一度ごとに
二、電報料	二、電報料	二、電報料
三、電報掛金	三、電報掛金	三、電報掛金
四、電報掛金	四、電報掛金	四、電報掛金
五、電報掛金	五、電報掛金	五、電報掛金
六、電報掛金	六、電報掛金	六、電報掛金
七、電報掛金	七、電報掛金	七、電報掛金
八、電報掛金	八、電報掛金	八、電報掛金

九三

料 金 種 別	市 内 通 話 一 費 率 (円)	料 金 額
一 別 局	二 日 住宅用 (月額) 八百七十円	事務用 (月額) 千四百四十円
二 級 局	住宅用 (月額) 七百五十円	事務用 (月額) 千二百六十円
三 級 局	住宅用 (月額) 六百六十円	事務用 (月額) 千八百円
四 級 局	住宅用 (月額) 五百四十円	事務用 (月額) 九百円
五 級 局	住宅用 (月額) 四百五十円	事務用 (月額) 七百五十円
六 級 局	住宅用 (月額) 三百二十円	事務用 (月額) 六百円
七 級 局	住宅用 (月額) 二百四十円	事務用 (月額) 四百円
八 級 局	住宅用 (月額) 二百二十円	事務用 (月額) 三百円
九 級 局	住宅用 (月額) 二百二十円	事務用 (月額) 二百円
十 級 局	住宅用 (月額) 二百二十円	事務用 (月額) 二百円
市内通話一費率(円)	住宅用 (月額) 二百二十円	事務用 (月額) 二百円

料 金 種 別	市 内 通 話 一 費 率 (円)	料 金 額
一 普通加入区外附加使用料	住宅用 (月額) 九十六円	事務用 (月額) 百六十円
二 特別加入区外	住宅用 (月額) 四十八円	事務用 (月額) 八十円
三 他局区域附加使用料	住宅用 (月額) 四十八円	事務用 (月額) 八十円
四 附屬機城附加使用料	住宅用 (月額) 四十八円	事務用 (月額) 八十円
五 電時電話及岸壁電話以外の加入電話	住宅用 (月額) 四十八円	事務用 (月額) 八十円
六 切表電話機	住宅用 (月額) 四十八円	事務用 (月額) 八十円
七 局設備維持	住宅用 (月額) 四十八円	事務用 (月額) 八十円
八 加入者設備維持	住宅用 (月額) 四十八円	事務用 (月額) 八十円
九 加入者以外者が使用する場合の計算額	住宅用 (月額) 四十八円	事務用 (月額) 八十円
十 二面の加入回線に共通に在る場合の計算額(局設備維持に限る)	住宅用 (月額) 四十八円	事務用 (月額) 八十円
十一 分岐器設置	住宅用 (月額) 九十六円	事務用 (月額) 百六十円
十二 局設備維持	住宅用 (月額) 四十八円	事務用 (月額) 八十円
十三 加入者設備維持	住宅用 (月額) 四十八円	事務用 (月額) 八十円
十四 局設備維持	住宅用 (月額) 三十六円	事務用 (月額) 六十円
十五 加入者設備維持	住宅用 (月額) 二十四円	事務用 (月額) 四十円

料金額別	單位	料金額
電話 一 臨時電話及沿岸電話 (1) 臨時電話 (2) 沿岸電話 二 加入者設備維持 三 特殊裝置費 四 特別市外電話裝置 五 市外電話專用裝置 六 私設電話裝置費 七 局内線電話初使費用 八 加入料 九 局内裝置費 一〇 加入電話の中心受取	三十八日 二十四日 (日) 二十日 十日 十日 (月) 十八日 (月) 十八日 (月) 十八日 (月) 十八日 三百日	六十日 四十日 (月) 三十日 (月) 三十日 手務甲 手務甲 手務甲 手務甲 手務甲 手務甲

一 加入料 二 局内裝置費 三 加入電話の中心受取 四 私設電話裝置費 五 局内線電話初使費用 六 特別市外電話裝置 七 市外電話專用裝置 八 特殊裝置費 九 加入者設備維持 一〇 臨時電話及沿岸電話	一 加入料 二 局内裝置費 三 加入電話の中心受取 四 私設電話裝置費 五 局内線電話初使費用 六 特別市外電話裝置 七 市外電話專用裝置 八 特殊裝置費 九 加入者設備維持 一〇 臨時電話及沿岸電話	千五百日 千二百日 千五百日 千五百日 七百日 七百日 四百日 四百日 四百日 七百日 七百日
---	---	---

料金種別	單位	料金額
(一) 國內郵便 電話機 國內交換機(附電話機) 附電話機	一箇(一)に 一箇(一)に 一箇(一)に	七百円 実費 二と同額
(二) 海外郵便 單独電話 共同電話 國內交換電話	一加入(一)に 一加入(一)に 一回兼(一)に	千五百円 千五百円 千五百円
(三) 内線電話機 國內交換機(附電話機) 内線電話 附電話機	一回兼(一)に 一加入(一)に 一加入(一)に	七百円 実費 千五百円
(四) 許展交送 單独電話 共同電話 國內交換電話	一加入(一)に 一加入(一)に 一加入(一)に	千五百円 千五百円 千五百円

100

料金種別	單位	料金額
(一) 國內交換機(附電話機) 附電話機	一箇(一)に	七百円 実費
(二) 國內交換機(附電話機) 附電話機	一加入(一)に 一加入(一)に	千五百円 千五百円
(三) 國內交換機(附電話機) 附電話機	一回兼(一)に	千五百円
(四) 國內交換機(附電話機) 附電話機	一加入(一)に 一加入(一)に	千五百円 千五百円
(五) 復旧 單独電話 共同電話 國內交換電話 國內交換機 内線電話機 國內交換機(附電話機) 附電話機	一箇(一)に 一加入(一)に 一加入(一)に 一加入(一)に 一回兼(一)に 一箇(一)に 一加入(一)に 一箇(一)に	十五百円 七百円 実費 二と同額 千五百円 千五百円 千五百円 千五百円
(六) 國內交換機(附電話機) 附電話機	一箇(一)に	七百円 実費
(七) 國內交換機(附電話機) 附電話機	一加入(一)に 一加入(一)に	千五百円 千五百円
(八) 國內交換機(附電話機) 附電話機	一回兼(一)に	千五百円
(九) 國內交換機(附電話機) 附電話機	一加入(一)に 一加入(一)に	千五百円 千五百円
(十) 國內交換機(附電話機) 附電話機	一加入(一)に	千五百円

100

料金種別	単位	料金額
一 特別加入区域内 二 加入区域外	一 加入(1)以下 区外乗務距離百メートル以下 一 加入(2)以下	千九百二十円 三百円
第五 名称変更料	超過乗務距離 まで(1)以下	
第六 構内乗務料		

第二類 通話に関する料金

料金種別	単位	料金額
第一 公家電話料	一度数(1)以下	一円
第二 市外通話料		
一 普通通話区域における市外通話		
(1) 普通通話料		
通話区域	一 通話時間(1)以下	四円 六円 十二円
八キロメートル以内		
十二キロメートル以内		
四十キロメートル以内		

八十キロメートル以内	二十円
百二十キロメートル以内	三十四円
百六十キロメートル以内	四十二円
二百キロメートル以内	五十円
二百四十キロメートル以内	五十八円
二百八十キロメートル以内	六十円
三百二十キロメートル以内	七十四円
三百六十キロメートル以内	八十六円
四百二十キロメートル以内	百四円
四百六十キロメートル以内	百二十八円
五百二十キロメートル以内	百五十二円
五百六十キロメートル以内	百七十六円
六百二十キロメートル以内	二百円
六百六十キロメートル以内	二百三十円
七百二十キロメートル以内	二百六十円
七百六十キロメートル以内	二百八十八円
八百二十キロメートル以内	三百三十円
八百六十キロメートル以内	三百七十円
九百二十キロメートル以内	三百七十二円
九百六十キロメートル以内	四百十四円

料 金 種 別	單 位	料 金 額
二十回までの通話料		四百五十六円
① 三急電料		普通通話料の二倍
② 高層公衆電話・市外通話料		
③ 公衆電話・市外通話料		
④ 夜間普通通話料		
⑤ 通話料		
八千八百メートル以内	回	四 円
十二	回	六 円
四十	回	十二 円
八十	回	二十 円
百二十	回	二十八 円
百六十	回	三十四 円
二百	回	四十 円
二百四十	回	四十五 円
二百八十	回	五十 円
三百二十	回	六十 円
三百六十	回	七十 円

四百七十キロメートル以内	八十四
五百九十	百 円
七百十	百二十 円
八百三十	百三十五 円
九百五十	百五十 円
千	百七十 円
千二百五十	百九十 円
千五百	二百 円
千八百	二百三十 円
二千	二百五十 円
二千四百	二百八十 円
二千四百三十分メートル以内のもの	三百 円
④ 夜間普通通話料	夜間普通通話料の二倍
⑤ 定時通話料	普通通話料の四倍
⑥ 大子通話料	普通通話料の九十倍と同額
⑦ 新設通話料	普通通話料の二十倍と同額
⑧ 特殊通話料	普通通話料の二十倍と同額
⑨ 市外通話料	一の(一)と同額

料 金 種 別	率 定	料 金 額
第三種 電話料	一回	二円
一定時間以外に電話		十円
電話区		二十円
十キロメートル以下		三十円
二十キロメートル以下		四十円
二十五キロメートル以下		五十円
二十五キロメートル以上		六十円
一定時間		六十円

別表三 有線電氣通信に関する料金
 第一類 専用有線電信に属する料金

料 金 種 別	率 定	料 金 額
一 設備料		
二 維持料		
三 電話料		

料 金 種 別	率 定	料 金 額
(一) 端末設備設備料	一回	千四百四十円
音響二重		千二百八十円
印刷二重		千二百八十円
(二) 市内線設備料	百メートルまで	千四百四十円
(三) 特殊装置設備料		千四百四十円
二 維持料		
(一) 端末設備維持料	一度	千四百四十円
(二) 長期専用の場合		千四百四十円
三 一次専用		
音響二重		千二百八十円
印刷二重		千二百八十円
(四) 新聞専用		千二百八十円
音響二重		千二百八十円
印刷二重		千二百八十円

(新設)
 千四百四十円、但し専用機が印刷二重の場合は千二百八十円とする
 実費

(月額)
 千三百六十円
 千二百八十円
 千二百八十円
 千二百八十円

千二百八十円

料 金 種 別	單 位	料 金 額
印刷單信		四千七百円
印刷二重		九千四百円
(2) 短期専用の場合		
普通單信		(日額)
普通二重		(五十円)
印刷單信		(百円)
印刷二重		(三百七十五円)
(3) 既開専用の場合		(七百五十円)
(1) 市内線専用材料	百メートル	短期専用の場合と同額
(2) 特殊装置維持料		(月額)
三 市外線専用材料		十二円(起し)
(1) 長期専用の場合	一キロメートル(トシまで)ごとに	合は二十四円
(2) 一般専用		実 費
陸上線専用		
(3) 新設専用		
陸上線専用		

短期専用材料	七百円
陸上線専用	(日額)
陸上線専用	六十円
陸上線専用	(一時間につき)
陸上線専用	六十円
陸上線専用	四十円五十銭
陸上線専用	端本設備材料と同額
陸上線専用	八十円(起し)
陸上線専用	合は百六十円
陸上線専用	実 費
陸上線専用	新たに設備する端本設備の
陸上線専用	設備料と同額
陸上線専用	市外線専用材料の三割相当

別表三 専用電報通信に関する料金
 専用電報通信に関する料金

種別	単位	料金
一、市内専用と市外専用との接続	接続一箇所ごとに	五百円
二、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
三、市内専用と市外専用との接続	接続一箇所ごとに	五百円
四、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
五、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
六、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
七、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
八、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
九、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
十、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円

種別	単位	料金
一、市内専用と市外専用との接続	接続一箇所ごとに	五百円
二、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
三、市内専用と市外専用との接続	接続一箇所ごとに	五百円
四、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
五、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
六、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
七、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
八、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
九、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
十、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円

第三類 専用有線電報に関する料金

種別	単位	料金
一、市内専用と市外専用との接続	接続一箇所ごとに	五百円
二、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
三、市内専用と市外専用との接続	接続一箇所ごとに	五百円
四、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
五、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
六、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
七、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
八、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
九、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円
十、市内専用線	接続一箇所ごとに	五百円

電氣通信事業法案説明

第一章 總則

この章では、電氣通信全般についての基本的事項を規定した電信電話共通の事項でも、余り重要性がないと認められるもの及び場合の限定されてあるものは、總則として法案の最後に一章を設けて其處に規定したので、總則としては五箇条のみである。

第一條は法律の目的を規定した。最近の立法慣例として、法律の冒頭に、その法律の目的とする所を掲げるのが例となつてゐる。迅速、正確、安全は電氣通信の生命であり、合理的料金とは支出した経費を回収し得る而も暴利とならない料金の事である。電氣通信事業が、公共的な事業とはいへ、慈善事業ではなく、一個の獨立した國家企業である以上、採算を度外視する事は許されない採算を無視した低利社会でけしきを要する事は、特別には國民の利益となるかも知れないが、自己見れば採算事業の破壊を来し、電氣通信事業が不可救な状態に陥る以上その被害を蒙るのは國民である。此處でいう採算とは、勿論義務だけの採算ではなく、固定資本に対する減価償却が料金の内に含まるべきは当然の事である。唯、公共事業であり國家事業である電氣通信事業が、採算の事のみを考へ、一般の營利企業と同じく、ペイする以上の利潤を追求することは許されない。第一條はこの旨をも同時に規定してゐる。

第二條は、この法案に使用されてゐる重要な言葉について、定義を設けた。これも最近の立法慣例となつてゐる。特に事業の總括を規定するこの法案においては、その獨占の範圍を明確にする見地からも定義は是非必要である。その他、法律が官僚のためのものでなく、國民のものであるためには、その法律が誰が読んで理解出来るものでなくてはならぬ。この意味においても、定義の必要があると思はれ

定義の方法は、大体回線電報運送協約によつた。これは電報運送業務の性質が、回線向に共通なものも多く、そのため同じ言葉に日本の電報運送業務だけに特有の意味を持たせることは、不都合であると考へたからである。

なお、この法律が公衆の利用に供する電報運送についての規定する関係上、すべての定義を通じてこの旨を指したのが当然の事である。

更に、定義について重要なる事は、従来の電報電話、電報電話と、電信でもなく電話でもない電報として規定した事である。この事は、これらのものを電信の刀デゴリーの中に入れて考へていた我が国従来の行き方からすると奇妙であるかも知れぬが、回線電報運送協約は明確に分けておいて、將來電報が大いに発達すれば、当然電報電話と並列するものとなる事は自明の理であると思へたからである。

第三條は電報運送業務の範囲を規定した。従来の電信法第一條の政府管理の語は種々解釈があつたので、この支を明確にした。唯、電報を規定しても、現在存せられておる電報運送業務の委託等例外がないわけではないので、法律又は委任命令によれば、電報の例外を設けうる旨を第二項として規定した。

第四條は業務の制限を規定した。電報運送のサービスは、あまねく公平に一般公衆に提供されるべきものである。これは電報運送業務の本質の一つでもある。然し現在の如く種々の面からの制約がある以上、これは一個の理想である。早速に達成さるべき理想ではあるが、現実の問題ではない。このため「必要な態」として、場合を限定して業務の一部制限を認める事とした。

第六條は、回線電報運送業務を規定した。回線業務は種々の点で、国内業務と異なるところが多い。

このため、一切の電報運送に關する條約、規則、取極等はこの法律に優越する旨を明確にした。なお回線業務についての料金は、財政法第三條により法律事項とされておるが、業務の性質上この原則を格守する事は極めて困難である。このため業務の円滑な運営のため、回線業務について財政法第三條の特例を設け、料金その他の取扱に關して指令で定めうる旨の委任規定を設けた。

第二章 電報編に對する證明書
第一節 規則

條文	說明	關係條文
一〇二	規定の範圍 従来電報は、その発信資格及び内容によつて、官報、官報及び私報の三種に分類して来たが、今回この種類を廃止して、電報の送達順位に重きを置き、その順位により、官報電報、至急電報、翌日電報、電報の三種に分類することとした。 天災、地災その他の非常事情に際して、これが官報、私報等に及ぶ重要な通信を、最優先で送達することとした。 従来政府機関又は外交官等より発する電報に對しては、官報として取扱つて来たが、新法では、官報の制度は廢止したが、これに代るものとして、特別至急の制度を新設することとした。 なお本制度は、その範圍を従来の官報よりも拡張し、公益上必要ある場合は、國家機関のみに限らず、その範圍は、電氣通信省で決定し得ることとした。 二條に定める種別内における送達順を定める。 実態細目の省令委任	新七〇 一八ノ二 六、送達 二 新六
一〇三		
一〇四		
一〇五		
一〇六		

條文	說明	關係條文
二〇一	第二節 電信 使用し得る用字を規定し、且つ、同時に和文電報及び英文電報の區別を規定した。	八 一
二〇二	電報について特別取扱を請求しようとする場合は、その種別のいかんを問はず、すべて課金規定として、その電報に表示することに統一した。従来課金規定と違つたのは、特殊取扱だけであつた。	一四 附則 八、九 外程
二〇三	電報の用語については、現行省令に細かく規定があるが、新法では使用し得る語群として、普通語及び略語の二種があることだけを簡單に規定するに止つた。	八
二〇四	電報の発信は、発信の既発信局に差出すのを原則とするが、このこととは、当然のことであるので、法律にうたうことは止め、発信の原則の例外と見る。電報証送だけについて本條に規定することとした。	一五三、一五三 一五六
二〇五	電報受取証書について、現行省令に規定するのとおり、本條で規定したが、これは課金の根拠となるので、本條に規定することとした。	新五九
二〇六	発信に内証する必要事項の省令委任	新
三〇一	第三節 字語数の計算 課金字語数に算入するものは、料金計算の根拠となるので、本節の	二六 (11B)

冒頭に、これを規定した。大体現行省令と同様であるが、和文電報中の本文中に記載した発信人の居所氏名は、本文字数に算入されることを注意的に挿入し、また第一の四係で、特別至急電報として取扱ふ、気象関係電報の指定は、その特質上、課金字数に算入しないこととした。

和文電報の字数計算について規定した。欧文電報の語数計算について、普通語の計算方法及び暗語の計算方法の原則的なことだけを規定し、その他の煩雑な語数計算の特例については、省令にゆづることとした。

第四節 料 金

電報に因する料金を、電報料、特殊取扱料及びその他の料金に分類した。

電報料は、第一の二線の種類の区別により課金することは勿論であるが、その外に、その宛先の地域的区別によつて、市内と市外とに分れるので、市内電報及び市外電報の区別によつて、課金することを明にした。但し、電報料に付いては、料金は、市内と市外の区別がないので、この課金区別はないことを明らかにした。第二項では、違記した名宛について、名宛料を附課すること及び名

三〇ニ
三〇三

二七
二八、二九、三〇
三一

四〇一
四〇二

三七

四〇三

宛料は電報料の一部であることを規定した。特別な料金を必要とする特殊取扱については、取扱取扱料を納付すべきことを規定した。また照会は照合に、別便配座を特別配座に改め、返信料前納は、特殊取扱料として、返信料前納料とした。

四〇四
四〇五

円位未満の端数の切捨
料金額を料金表に制定

四〇六
四〇七

料金の前送する必要事項の省令委任
電報に因する料金の即納主義及び通貨納付の原則を規定した。但し、取扱所では差し向き切手納付を認める方針である。

四〇八
四〇九

年額又は月額料金の納期の省令委任
料金を年額又は月額で定めた取扱については、月の中途での、開始又は料金の異動が生じた場合の、料金の算定方法及び月額で定めた料金の納付方法の省令委任について規定した。

四一〇
四一一

料金の納付方法を認める
天災地災その他の場合においては、電報通信省の認定によつて、料金受信人からの取扱を開始することあることを規定した。

四一二

電報託送による電報の料金後納する電報の料金は毎月分を一括して省令の定める期日までに納付すべきことを規定し、第二項で、これらの料金並びに年額又は月額で定めた料金の、請求による集金制度

料 金 表

三	八
四	一
四	二、四二、二
一	六三、三四、無五、四
一	四〇、一五九、二
一	六一、無五、五
無	五、八
四	二、二
一	五五、四二、六

(二六)

四一三
四一四
四一五
四一六
四一七

規定した。
受信人が追新すべき料金を、受信人から徴収できなかつたときは、
電信人に納付の義務があることを規定した。
料金納付義務者が二人以上ある場合の連帯納付の原則を規定
電報証送戻の料金徴収の請求者に対し、保証金（保証金）納付させ得
ることと規定し、且、保証金の取扱方について規定した。
現在、外国電報に対して予納金制度を設けてあるが、料金徴納制度と
の関係もあるので、外信課とも協議し、再検討中である。
月額で定まつた料金又は月ごとの徴収する料金をその納期までに納
めなかつた場合の処分について規定した。
料金を還付すべき場合と規定した。従来と異なる主要な点は次の通
りである。
一、通料及び誤納の料金、不正電報料、延滞した電報の料金及び
誤納のための用務を蒙らなかつた電報料の料金は、従来電信官
署の還納があつた場合にだけ還付したが、今では電信人又は受信人の責
に返すべき事由による場合以外に、すべて還付することとした。
従て事故が天災、人災又はストライキ等によつた場合等すべて還
納する。
二、延滞による、還付の場合に、その電報が延滞承認の上発信
証し、延滞による、還付の場合に、その電報が延滞承認の上発信

四三
四四
四五
新
一四二、一五八
法一八、四五

(一七七)

四一八
四一九
四二〇
五〇一

された場合及び翌日配達電報が、受付日の翌日中に到達した場合
は当然還付の対象とはならないので、その旨を規定した。
二、従来、送信前に電報の返還請求があつた場合は、送信前返還料を
徴収して返還していたが、前法では、返還は取消の範ちゆうに入れ
たので、送信前返還の請求があつたときは、特別の料金を徴収せ
ず、そのまゝ還付し、該電報につき料金の還付請求があつた場合
だけ、送信前返還料を課することとし、還付料金額から差引計算
することとし、この旨を本條第十号に規定した。
同文電報の料金還付
料金還付の請求者、請求期、請求期間
料金還付を受けるべき者が、二名以上あるときは、その内の一名に還
付
第五節 配 送
従来、直達正武を無料配達区域に改め、且つ次の基準によつて電
報通信が、電報局ごとに定めることとした。括弧内は現行省令の
基準。
一、配達電報局が、所在するところの人家の連なる地域（配達局から
陸上四千メートル以内及びその配達局が所在する郵便区内）

四一八
四一九
四二〇
六一

(一七八)

(三九)

- 五〇二 原料配達区域外に於ては電報は、特別配達の指定がある場合以外は普通郵便を送達することとした。現行指令と同様である。 六一
- 五〇三 電報の配達については、従来はあくが配達主義であつたが、通信の安全とていう点から見て、これは極めて不確かな方法であるばかりでなく、回線電報におけるとか、る方法を採用してはならないので、本法では、あくが前における本人配達主義を原則として採用することとした。但し、實際運用上の關係を考慮して、代人に付する配達も認めることとし、その範圍を限定した。 法一三
- 五〇四 電報の配達はあくが前における本人配達主義を原則とするが電報配達による場合は、この原則の例外であるから、その旨本條に明定した。電報の配達については従来は配達時間の觀念はなく、たゞ普通電報に對して、配達休止時間と設けていたに過ぎなかつたが、本法では配達時間を設定し、至急電報時優先送達すべき電報は、配達時間外においても配達することとした。また配達時間には、季節、地域、局狀等により、指令で定めることとした。實際的には、大体現行と大差はない。なお、翌日配達電報の配達開始時刻を本條において明定した。 一五三、一五八
- 五〇五 原料配達区域外に居住する受信人が自己に於ては電報を、特別配達 六三
- 五〇六 原料配達区域外に居住する受信人が自己に於ては電報を、特別配達 六六

- 五〇七 電報の誤配達を受けた者は、速かにその電報を返さなければならぬことを規定した。現行と異なる点は、現行が必ず電報を返付しなければならぬことにしてあるのに対して、本法では單なる通知でもよい点である。 六七
- 五〇八 配達不能電報の保管。現行通り。 法一五、六八、六九
- 五〇九 名あて略号の登録。現行は「略号名あて」となつてゐるが、これを空体に即した名稱にすることとし、名あて略号と改め、且現行の登記の名稱と登録と改めた。 一五九
- 五一〇 特定配達先の登録。現行と異なる点は、本法がその配達先が着信電報局の配達区域外又はその電報局と同一市町村内にある場合に限定したことである。 一六〇
- 五一一 略号及び配達先登録料の課金根據を明定した。本條では現行に引いて臨時の制度を復活した。 一五九ノ二、六一
- 五一二 電報の配達についてこの法律において種々なる方法が認められてゐるが、これらの法律で認められてゐる種々なる方法によつて電報を送達したときは正当に配達されたものと見なされることは、当然ではないが、それを更に本條によつて再確認したのである。配達の正当性からである。 新・郵

(三〇)

五〇三

配達についての必要事項の指令委任

六〇一

第六節 特殊取扱

本條において、照合料別配達等、特別の料金を徴収する特殊取扱のみを、この法律では規定することを規定し、特別の料金を要しない特殊取扱、たとえば、相模、留置等口、電報通信箱が指令で定め得ることとした。

六〇二

照合の取扱方。現行に同じ。

六〇三

従来、別便配達及び郵便配達を統合して特別配達とし、これと別便配達、島上配達及びはしけ配達に再分類した。そして、別便配達の名前は、陸上における特別配達の場合にのみ限定することとした。名稱は、陸上における特別配達の場合にのみ限定することとした。

六〇四

名簿がなるべく実体を現わすように整理した。

六〇五

電信人の納付した特別配達料が配達実費に充てなかつた場合及び特別配達料受領人払電報の配達料は、送信人から徴収する。現行通り、従来同文電報は、同一の配達局に着するか又は同一市町村内に宛てた場合にその取扱を認めて来たが、本法では、同一の配達局に着す場合のみに限定した。また、同文電報の一括中に、市内電報と市外電報の両者を含むときは、サービスの規定から、これを市内同文電報として一括して取扱うことにした。

新

新

八〇

一一〇、一一一、一一二

一一三

九九、新

一〇〇

六〇六

従来、同文電報については、和文と英文との間に取扱上の区別をつけていなかったが、別法では、これを区別し、英文電報の同文については、外国電報の取扱方法に一致させることとした。従つて字語数及び料金の計算方法も区別し、本條では、和文電報についてののみ規定した。現行の通りである。

六〇七

本條は、英文の同文電報の取扱方法について規定した。即ち従来は、同文と異なるべき電報送信紙を一通々々作成していたのであるが、新法では、和文電報と異り、一通の送信紙にすべての名あてを順次記載することとした。

六〇八

送信料前納の取扱方。現行と同じ。

六〇九

受信報知の取扱方。現行と同じ。

六一〇

追尾及び再送の取扱方。現行と同じ。

六一一

追尾又は再送電報の料金の計算の仕方については、本法で規定した。特殊取扱についての必要事項の指令委任

六一二

第七節 照会改正及び取消並びに宛先及び原本

七一〇

従来、同文、停止及び正寫の諸可は、古裏の感じを保持していることと、実体を現していない異があると認められること、この理由によ

七二七、七二八、七二九

八五

八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五

九七、九八

新

一七三、新

(一一三)

七〇二	改正又は取消の請求の取扱方。現行通り。 その電報が送信前である場合、料金は徴收しない。但し、取消の場合の送信前取消料は該電報料金の還付請求のあつた場合のみ、徴収することとして、差引計算をすることは第四節の料金還付の箇所で説明した通りである。
七〇三	改正又は取消の取扱方。現行通り。
七〇四	照会の取扱方。現行通り。課金の根拠
七〇五	照会改正又は取消の取扱方。課金の根拠。現行通り。
七〇六	因及及び原本の取扱方。現行の通り。
七〇七	必要事項の首令委任。

(三三)

一八一、一八二

第八節 特別電報

本節には、一般の電報に対して特別の取扱をする電報のみについて規定し、特別電報以外の電報を通常電報と規定した。
特別電報は、左の八種類である。

- 一 摩写電報
- 二 新聞電報
- 三 無線電報
- 四 電寄電報
- 五 取扱通知電報
- 六 船舶通報電報
- 七 同報無線電報
- 八 放送無線電報

以上八種類の特別電報は、皆従来から存続しておつたものであるから本法において、従来と変つた事項のみについて、左に掲げることとする。

- 一 摩写電報に対して新たに贈呈金附及び花附の特取扱を制定したこと。これは、摩写電報と同時に配達されるもので、発信人の指定し得る金額又は花の代価を五千円を限度としたこと。
- 二 新聞電報に対しては、和文、欧文とも、課金指定を表示とせることとした。また、新聞電報について、料金受信人の取扱を請求し得ることとし、翌日配達電報の取扱は認めないこととしたこと。
- 三 無線電報については、従来、無線電信又は無線電話によるものは、すべて無線電報としてきたのであるが、新法においては、無線電信又は無線電話によるものであつて、しかも船舶に到着する電報に限り、無線電報としての範囲に入れることとしたのである。これは實際的にも同様に制定されているので、之と歩を一にしたものである。
- 四 無線電報所において、船舶遭難の事実を知つたときは、これを、船舶救助上必要な機関並びに当

(三三)

該船舶の施設者に通報しなければならぬこととした。これは船舶の施設者に対しても通報することと除いては、従来と異ならぬが、その電報を無線電報通信系上、伝送を要する場合については、現在何も規定されておらず、本法においては、この場合は、非常電報として送達し、その電報料（有線部分）は、受信人に納付させることとした。

五、無線電報に対しては、翌日記録電報の取扱は認めないこととした。

六、電報電報については、翌日記録電報の取扱は認めないこととした。

七、緊急通知電報の料金は、その本文内容が、中央气象台の定める緊急通知電報式によつてゐるため、その方式が異なるたびに変動するおそれがあるので、これを法律で判定するときは、中央气象台の電報料の改正と同時に改正し得ないおそれがあるので、基準のみを法律で定めて、實際額は省令に委任することとした。

八、従来、多数特定人を対象として、同時に改正する無線電報には、放送用無線電報と同報無線電報の二つの制度で運用して来たが、この両者はその性質が同じであるので、これを一括して、同報無線電報として取扱い、同報無線電報を再分類して陸上局同報無線電報及び船舶同報無線電報の二者とした。

そして、陸上局同報無線電報の発信資格者は、官方又は新聞社若しくは新聞通信者とし、船舶同報無線電報のそれは、新聞社又は新聞通信者に、限定した。なお、同報無線電報の受信施設は、原則として、その受信人が、私設無線電信として許可を受けて、建設し、保守しまた運用しなければならぬこととした。

九、多数特定人を対象とした無線放送電報については、同報無線電報の取扱をすることは、前号で述べた通りであるが、多数不特定人を対象とした無線放送、即ち衛生に関する情報、原爆の豫報又は執行の安全に関する通報等、前号の同報無線電報とは、概念を異にするので、放送無線電報として、別の取扱をすることとした。

一〇、以上各号は、特別電報につき従来と異つた点の主なものであるが、特別電報は、その名の示す通り、特別の性質を持つた電報又は特別の取扱を必要とする電報であるので、本法に規定する通常電報に関する種々なる規定は、或は適用し得るものもあり、適用し得ないものもあるので、その適用をさし得ないものについては、省令で、これと異なる定めをすることができるとした。

- 別表一（電報に関する料金）
- 一 電報に関する料金を、電報料、特殊取扱料、その他の料金に分類した。
 - 二 電報料は普通、至急、翌日配達の三種に區別して定めた。
 - 三 至急電報の料金を新たに定めた。
 - 四 特別新聞電報料は削除
 - 五 陸上無線電報料と無線電報の部に移すと同時に、陸上無線電報を至急扱にするに伴い、その料金を至急無線電報の半額とした。
 - 六 従来の放送と同報を同一料金とした。
 - 七 倍号電報の頭價による場合の料金を禁止した。
 - 八 新たに放送無線電報料を定めた。この料金は概ね、一般電報の三分の二とした。
 - 九 照合料、至急電報の照合料は従来の二倍とした。
 - 一〇 特別配達料は現在の十六キロまで一律に八十円とあるのを細分した。
 - 但し、便覧の準備等の関係もあつたので実施は延期する。
 - なお、局およびはしけの配達料の最高額を八十円より五十円に引下げた。
 - 二 英文電報の課金方法を改め、同文種別料を新たに課した。
 - 三 返信料前納の最高額を三十円（翌日配達電報については二十円）とし、且つ、これをこえる場合はすべて課金指定中に記載せしめることとした。
 - 三 贈呈金付き又は花付き取扱の料金は電報購替の料金によることとする。

別表三

- 一 専用有線電信に関する料金
- 一 長期専用についても設備料を課することとした。なお、市内線路の設備料はさしむき専用電話と同額とし、端末設備の設備料を定めた。
- 二 維持料、市内線路の維持料は従来市外線路と同一の額を課していたのを改めて、前号の設備料とともに専用電話と同一の額を徴収することとした。
- 三 時間専用と新設し、この料金については、市外線路は短期の十分の一、市内線路及び端末設備は短期と同額とした。
- 四 設備費負担の課税専用線の専用料は省令で定めることとする。
- 五 印刷二重の場合の市内線路は倍の二倍額とし、且つ市外線路の距離の算定は實際部分については延長して計算することとする。
- 六 機器費、別受更料を新たに課することとし、これは設備料と同額とする。
- 七 他人使用附加料、三割増しとする。
- 二 専用有線電信に関する料金
- 一 専用有線電信の市外線路専用料は市外専用電話の専用料の一割高とした。
- 二 従つて既に専用中の市外専用電話と専用有線電信に供用する場合は共用附加料として一割を課することとした。
- 三 新たに分岐引込料を課することとし、市外専用電話と同額を課することとした。
- 四 他人使用附加料を課した。

第三章 電話の構成説明

總論

この章においては、電話の範圍を官有官營のもので且つ公衆通信の用に供するものに限定した。従つて先づ私設電話は対象外となり、又いで專用電話もこの章から除外した。(第九〇一條一項二項) 縮小無線電話は、従つて当然この章で規定すべきであるが、然し現在我國においては、そのサービスが存せず、亦利用体系も一般の陸上の固定設備を中心としたサービスと著しく異なるので、これも本章から除外し、その必要が生じたときに新に省令で定めることとした。(第九〇一條三項)

従つて、この章で規定する電話は、特定の者に統一的サービスを提供するために設備する云々(第九〇一條一項)が電話の利用に加入する形態とする加入電話と不特定の者に統一的サービスを提供するために設備する公衆電話の二に分類される(第九〇一條一項)に従つて本章の構成は、以上の趣旨を、第一節通則にうたい、第二節を加入電話として、加入電話の種類及び加入者たるために必要な、それぞれの利用契約の諸内容を規定し、第三節に公衆電話を置き公衆電話の实体を規定し、第四節には、加入電話のサービス享受には須の電話番号を規定し、第五節に加入電話公衆電話全般を通じてサービスの实体であり基本である通話の規定を置き、最後の第六節に、サービス提供の対価たる料金に関する規定を置いた。但し、料金の金額そのものについては、附録の都合で別表の形態を採つて一括掲載した。

各論

第二節 加入電話

第一款 通則

前述の如くこの章においては、特定の者の利用に供するための電話つまり公衆電話以外の電話以外の電話はすべて加入電話である現行電話規則でいうところの加入電話はこの法案の本節加入電話の種類(第九〇一條)の中の、単独電話、共同電話及び管内交換電話の高級の三つだけを一括規定したものである。この法案にいう加入電話は、範圍が狭いものであり、且つ同規則では、増設接続として申す二種に令ち、本法案でいう管内交換電話の交換機と内線電話機及び前着電話機を一括して加入電話の附置物として取扱つてゐるが、然し内線電話機が加入電話の附置物であることに對し、管内交換機と内線電話機は、もはや内線電話機の附置物とすることは誤りであり、用電話機と並び、加入電話サービスの形態であるべき状態に鑑み、本節では、独立の加入電話として別に分類した。従つて、現行規則の加入電話は、単独電話及び共同電話として夫々由未あるべき加入電話の一種類として規定したのである。現在この法案でいう単独電話と管内交換電話とは、料金額が既に異つてゐるが、その分類は當然必要であると思はれる。右の臨時電話は、単独電話の一種であるが、その別限に特異な点が多いので、独立せしめ、亦、岸壁電話は、現在別の單行規則に規定せられ、加入電話となつてゐないが、これも性質からみて、臨時電話と同じく單独電話に近いものであり、唯、そのサービス形態において、かなりそれと異なり、この法の通則も一節適用されないものがある等の事情で、加入電話の一種として独立に規定した。料通電話は、この法案において新しく創設したもので、實際的には單独電話乃至共同電話である。然しこの制度の趣旨は、僻村等の片田舎に、事業の公共的性質に鑑み、サービスを供して然も事業行政への負担は極力最少限に留めやうとするところにあるので、サービスの態様については舊い、一般のそれと異にせざるを得ず、従つて、それらとは別限に独立の加入電話としたのである。即ち、加入電話の分類は、必ずしも其の質大からの区別でなく、規定の面で特異な制限の多いものは、便宜上夫々分類したのである。その他の規定の内容については、現行の制度と大差はない。即ち

第九の四條は、種類変更、従来の單独と共同相互向のものに加えて、橋内交換電話の独立に伴い、加入回線が交換機に収容され、橋内交換機、電話線に終止は單独電話の当然の事情の相互転換を認め、たにすぎず、第九の五條、加入区域、第六條、加入主体、第九の七條、優先受理、第九の八條、電話機の設置場所、第九の九條、電話番号、いづれも現行制度と同じである。

次に第九の一〇條、剛強機は、橋内交換電話の独立に伴い、その機能を失ふ且つ現行の種別電話機が剛強機によるものとしか認めないのを、切替又は分岐いづれをも認めてサービスを行はせ、他は現行のままであり、第九の一一條の譲渡及承継の禁止はボツ動に基づく命令をそのまゝ、現定し、第九一二條、電話機種の移動方は、やはり現行制度を踏襲し、通話禁止の際の設備費用は、電話公債法の規定、更に前記ボツ動命令の踏襲である。但し、第五項で、天災、地震等の場合の復旧業務の免除と、加入取消をうけたのは、戦災電話の例に鑑み、今後再びかかる難を恐まぬやうにしたのである。第九一四條、加入者の不作無義務、以下第九二〇條、重送者に對する処分も現行規定そのまゝである。(但し除名処分は余り好ましくないので廃止した。)第九二一條、私設電話の提議も現行規則の提議電話の私設の場合であつて、内容に要りなく(実行上、現在懸念している如く私設を極力制限し可及的に橋内交換電話たらしめることも同じである。)電話法の廃止と私設電信電話関係法の未定に伴い、提議を認める私設電話の範圍を明記したにすぎぬ。

第九二二條、増令委任は、申込その他の行爲を要式行爲として明記したにすぎぬ。而、ハツシユ氏のメモを振り入れて、共同使用の制度をうたえば第九一七條は別款のとおりとなる。

第二款 單独電話、共同電話及び橋内電話

現行電話規則の加入電話である。この法案で、現行規則の制度と異つた点は、第九二三條を單独電話

の特殊装置として、現行の特別市外通話装置と電信又は電信専用装置の外、現行規則では、市内専用と存している市外通話専用装置を普及の容易化を圖つて、こゝに加えたこと(橋内交換機は(水を運用)と現行では内規を定めていた)が、第九二五條に橋内電話として法文化したこと、更に第九二六條で市外通話公衆電話の制度を新しく作り、橋内電話のための市外通話のための橋内公衆電話を設けたこと。更に同じ橋内電話のため第九二九條で多数共同電話の規定をおいたことである。(多数共同では、二共同とは距離制限その他につき特別の扱いを要する。)

橋内公衆電話については、当初財政上極めて不利な公衆電話ボツクスの補充の代りに、この制度を補充して、企業らしい経済的な運営を圖りたい意圖であつたのであるが、前述のボツ動の内容をなすCCSのメモに鑑みて断念し、現行制度のまゝに存続することとし、而、市外通話公衆電話は、当初加入電話の一部利用たらしめるが、又は通話機の代りに民間へ委託の公衆電話にするが議論が政州だが、会計法上の制限などのため結局この規定の内容の如く加入電話として同様の公衆利用への開放策を採つた、然しこの制度は、橋内の二分分裂に伴ひ、定員措置、財政負担等の点から見て、僻地へのサービスは全くには、今後通話局に代えて推進されるべきものと認む。なお、市外線加入の加入電話といふことは全く例外(市外通話専用装置も例外である)であり、区域外加入と異り、装置に當つても特別な附加料金も運前上課せらるらないので、橋内公衆電話より制限を強め市外線加入の加入電話は常に同時に市外通話公衆電話でなければならぬといふ條件を附し、公益のための制度であることの色彩を強くした。従つて、普通の單独電話で市外線加入といふものは認めない。

その他の第九二四條、臨時電話、第九二七條、共同電話の距離制限、第九二八條、共同電話の通話禁止の規定は現行制度と同じである。

銀行規則の甲種遠隔電話機である。従前の如くその設備維持に、電話設備会社に任じていた間は兎も角、このサービスの重要性が増大し、且電報通信省自ら所有し設備し維持する建前となつた現在において、銀行規則のやうな然り規定では押しきれない。この取次手取次決、其の加入電話として規定する所以である。然しその規定の範囲については、元来PBX（国内交換電話の略稱とする）が、電話サービスの高度化に伴い要求せられたもので、電話事業の普及発展につれて、益々重要性を増し、且その内容もそれにつれて複雑高度化する傾向にあるので、ともすれば固定化しがちの法の中に、詳細に規定し盡すことは困難であり亦妥当でもない。従つて法に規定し、このサービスの根本的な基準となるもの考へられるものを概括的に規定し或る弾力性を付したるようによつてこの方針を遂げた。以下各條文について取次は、

第九三〇條 国内交換機の規格は、設備維持の統一化、従つて料金の低廉化を図り、且つ併せてサービスの質の向上を期したのである。

第九三一條 補償金の納付

PBXは、いづれも普通の加入電話に比して加入者の設備に多額の費用を要する。規模の大きい複線機ものは特に然りである。従つて、その経費が電報通信省の投資であり、利用を通じて償却を図ることは、一定の利用期間の継続を要する。従つて中絶に於いて、共電機式又は自動式交換機を設備するPBXには、その利用期間を設け、且つ加入者の責に帰すべき期間内の交換機の廃止又は変更には、補償金を定めた前以である。

第九三二條 内線電話機の設置場所は、單線電話などの準用である。

第九三三條 国内交換電話の設置の要項は、加入者の利便を図るため当然である。

第九三四條 代表取扱は、現行規則にあり、PBXの能率向上爲つて亦交換全般の能率向上のため必要で積極的実施を図るべきである。

第九三五條 国内交換局線の特殊装置

現行規則では単線電話たる加入電話である。この法を分高したのに併し、特殊装置（第九二三條）を準用し、亦通則中の附属機材は同法を適用（第九一〇條）のみを適用する。

第九三六條 国内交換電話の交換取扱は現行規則と同じである。

第九三七條 国内交換電話の交換取扱者の委託養成

現在実施していることと、設置法との関係で明文化した。

第九三八條 ホテル交換電話

CCSのメモに併し新しい制度であるが、具体的には省令に委つた。

第九三九條 岸壁電話

これは現行の規則の内容をそのまゝ、前述の如く加入電話に含めて法案に納めたものである。

第九四〇條 村舎電話

前述の如く市外簡易公衆電話、多量共同電話と共に僻地解消のため新しい制度である。現在最少規模の交換機は七級局（二十五加入以下）である。そして、その平均加入数は十加入程度と認められ、且つ、現行規則に交換機規格を定むるものも大体十加入以下の程度のもので認められる。

ところで新規に交換機を開始し、その維持に必要経費を分擔すれば、建設について市外線、交換機器

取、加入者設備及び理論上は割合が此要であり、維持についてはそれらの維持費と、交換手及び管理若
 非交換事務取扱者の人件費を要する。郵政省との分限に伴い、従来事實上電話事業としては燃料で利用
 しえた特定局の割合と、今後は再考を要するものではないかと思はれ、人件費については、勿論電政費担
 分として一定比率で郵政省に繰込を要する。一万収入としては、使用料は月額住宅用三百円、事務用五
 百円及び市外通話料である。郵政へ繰込むべき人件費が交換手一人当り六千円強十三万四見当を要する
 矣から思ても、採算の不均衡は明らかで、十割以下の加入者しかないのであるに著しい。
 事業の公共的性質から、これらの地方へのサービス提供は専用に対することと許されず、一方料金の採
 算増進の引上もなるべくして不可能の状況にある。従つて、その妥協の策として、交換手その他の人件
 費の節約、局舎費の節約により、事業費の減少を図り、他方その加入者へ転嫁された交換手の費用費
 租、局舎の費用等は、それらの加入者の合理的負担により、同一の電気通信省の人件費等よりは事実
 上進かに僅少で済ませ得る切に図ると共に、料金を七割減より減派し、尤も再採算の不均衡は免れえぬ
 にしろ、その全体的な財政少と、その負担の合理的再配分を図つたのがこの制度である。将来は、七割高
 の交換開始に取止め、この村営電話の制度により弊地へのサービス提供を行いたい。
 なお、この制度は、当初PBXの特殊形態として行い、設置の際の経費は電話公債の方法で、加入者に
 負担せしめ、且つ交換手等の人件費も加入者負担として施設の容易化を図りたい意向であつたが、公債
 法の禁止等の状況及びC.C.S.ハツシ工氏の意見等を参酌し、PBXの形態を採らず、この規定の如き内
 容とした。以下條文について見れば、
 第九四三條 村営電話の設置
 村営電話設置の要件である。六加入以下は多数共同で敷設する。この電柄は最初から七名以上の加入
 希望者が集つて設備する場合と、多数共同加入から発願する場合と、或は区域外加入（もしあれば）を

基として設定する場合が予想される。契約はそれぞれ希望者又は加入者と同じ内容のものをも個々に結
 ぶのである。
 第九四四條 村営電話の加入区域
 この制度が、区域公共団体を中心とし、その住民の団体加入的な性質に近い点に鑑み、行政区域とす
 る。
 第九四五條 村落電話の加入者団体
 交換手等の加入者団体負担、交換機の設置場所の関係等との他特殊の負担があるから、一般の加入
 者と異なり、この電話の加入者は、一応団体を形成し且つ地方公共団体等を代表者とする必要がある。
 （準ずる者としては農業協同組合等を想定）
 第九四六條 村落電話の交換機設置場所
 交換機は代表者の建物内に置く、この点PBXと同じである。
 第九四七條 村落電話の交換取扱
 PBXと同様である。且つ前条と共に加入者の共同利用、共同負担であつて、決して委任ではない。
 この点この性格について議論が存する。
 第九四八條 村落電話の設置契約の取消
 この制度の特質に基づき、加入者個々の加入取消と共に、それが亦村落電話全体の廃止になることが
 あると共に、本條の場合も村落電話ではなくなる。即ち、加入希望者が増加して二十五を超えれば、
 六級局として交換開始し、一帯の加入電話となり、他局の加入区域とすれば本同様である。
 第九四九條 村落電話設置契約の内容等
 契約の内容となるべきものについては、自令に委任した。

目下郵務局で取置中の簡易郵便局の如く、電政においても、委託業務を認める方針に改えれば、この電報も電話事務を地方公共団体に委託する七級局として扱う方法もある。然しその際は委託費の英で、この制度で担った主たる目的たる人件費の節約は大して期待できない。従つて、もし委託業務を認めるとしても、村落電話に反ばさず、むしろ市外簡易公衆電話について採用し、利用できる場合は地方公共団体委託の通話局とする方が実益があると認められる。

第三節 公衆電話

現行規則には、公衆電話の实体についての規定はない。(但し、実行上区別し規定している。)この法案は法案は現在実施しているものを含め、明文化した。但し、意図としては、通話局については、市外通話局は、成るべく市外簡易公衆電話に切換へ、又特設公衆電話を臨時的な利用に活用したい意向をうけている。

取扱者を一般に委託できる特設公衆電話が望ましいが、種々の関係で(簡易電話に向するボツ物のメモの内容等)一応見合せた。(第九五)番信通話局は通話局のみ局符通話を取扱う意向である。(第九五一條)

第四節 電話番号法

番号法についても、現行制度を改定する意図は示してない。但し、現行規則に規定する局数に向する具体的な事項は省令に譲り(第九五四條)法案では、発行者の積極的な自覚の原則をうたうと共にへ

第九五二條)地方用戦時局等から、当分は私製のものも認めざるを得ない良に鑑みその正確を測するに認可事項とした。(第九五三條)但し、違反に対する罰則を特別に規定する意図はなく、懲罰の實際に任せるつもりである

第五節 通話

今更云うまでもなく、通話はアービスの主要内容で加入者にとつて最も利害関係の深いものである。従つて、利用者の利害に直接根本的に関係する事項は明文化する必要がある。然し取扱上極めて技術的旨のもの、又公衆電話の通話等は省令に譲ることとした。(第九六一條、第九六二條等)

内容については、現行の制度と異なる良は、市外通話区域、夜間通話の採用及び特設通話の禁止である。先づ市外通話区域は、これを普通区域と特殊区域に分けたが、これは現行の普通区域と特別区域の別とは異なるものである。即ち、現行の受石式交換局の加入者又に対する制限する特別区域は廃止して、普通区域に吸収し、前に、現在の即時、準即時区域と特殊区域とし、この区域の通話には、通話種別を設けず、普通電話一本としたことである。(第九五六條と第九五七條比較参照)

次に夜間通話を、因敷所において前出しの需要を喚起する目的で、低賃料金にして創設し、亦特設通話を廃止し、機位の後階を普通と至急の二本建にした。(第九五七條)勿論至急も廃止したのであるが現在のと重能力に格へ、収入を思うとき、一挙に至急の廃止までは飛躍にすぎるのでこれは存置した。なお、併せて、オーバータイムの通話明分についても一分刻みにしたのであるが、これも収入に及ぼす影響が大きすぎるため見合せた。(第九六〇條)

他の規定としては、第九五五條、通話の種別は現行のとおりであり、亦第九五八條、通話の取扱は現行の通りナムバーコールの原則をうたうものである。特に定める場合は、省令で規定するのであるが

内加料の電報使用料の類には含まれる。このも現行の規定通りである。

(110)

第三章 料金の免除及び返付

これについては、現行制度に一部重要は変更を加えた。
第九八三條 料金の免除及び返付の中、一号、二号、三号、五号、及び七号は現行のまゝであるが、四号で電報の種別に対し、現行では宛先三回以上不達となつてゐるのを、月の中逡尊三日以上の場合免除に改めたのと六号を新に設け、その新に基く新制度に伴い、遠隔承認が認められず、新に新加入となり、町内工事と要せぬのに装置料をとる不合理的な理由を以て、如き高額のものを特に然り、臨時電報の加入災難の際の装置料等の費用の取消を認めた。但し、この撤文の結果、他にも加入者相互の移動、又は河馬安災等の場合も装置料が、いふゆゑ、この制度で撤去せず放置して置いた場合も撤去設備があれば免除されることを注意せねばならぬ。但し、これはあくまで電報通信の所有し、設備維持するものに限ることは勿論である。

更に第九八四條で、現在運営で実施してゐる還付料金に可能な場合は差額計算を積極的に行へるよう明文化し、併せて請求期間を、徴収の場合と同様六ヶ月として内納を四つにすることである。

別表

加入電話に関する料金の 表は現行のものと同様なく、制度の改廃新設に伴う変更と、更に整理したに留まる。

第五章 専用電報通信の構成説明

総論

専用のサービスについて、現行で、電信(電報を含む)と電話と別に規定されてゐるのを、この法案で一本にまとめて規定した關係で、その限度において体系を築くに至つた。
次に、専用電話について見れば、延永市内、市外に分れ、市外専用では端末設備に、市内線路部分まで含めてゐるが、これを市内専用と同様、端末設備及び市内線路を区分して、現行の市内専用に関する料金を同じように適用することに改めた。従つて料金体系は現行のものと、その限度において異にするに至つた。
全体的には、以上を過ぎ、現行のサービス体系、料金体系を原則的には踏襲してゐる。その中で、現行の設備料の金額は、單なる装置料ではなく、設備の維持費等のまで含んでゐて、加入電話に出し、著しく内納を失して居り、可及明確計是正の要がある。

各論 第一節 通 則

専用のサービスは、天恵については、地方市外通話の共通向上を図ることにより、拡大制限した意向を以つて提案した。亦、加入電話の加入種類別の性格は絶対に変更せず、勿論利用権としての専用することの原則はあるが、然し之に伴う諸種の諸事事項も、加入電話よりは、進かに制限し、亦右令を制限したい意向である。
以下各條について見れば、
第一の〇一條(定義)では、専用の意義と併せて種類を第一項でうたい、第二項で超短波使用の類の特例をうたつた。

(111)

第一〇〇二條(專用の種類)で長期・短期・時向専用のサービス契約期間による種類(五三)とつたのであるが、時向専用については、指令で期間・放送に關することを規定する意図である。

第一〇〇三條(專用の承認)前述の如く、専用サービスは制限する意図であるので、本條で專用は認めないのが原則で、認める場合は例外であることを規定し、且つ認める条件も指令で嚴重に制限する意図を合せている。

第一〇〇四條(專用者の行う設備及び維持)では、元來電業通信者が行う業務は、自ら所有し設備し維持するのが原則であるが、専用については、特殊な設備又は利用者の特種な条件に基づき、専用者をしてこれらのごとを行はせる必要があることとあるので、一應規定した。なお、その場合の料金は、その限度において指令で減額又は免除する。(第一〇〇二八條参照)

第一〇〇五條(専用電線通信の移転)これも前述の如く一應は認めはするが、實際の制限は、指令で大幅に行はる意図である。

第一〇〇七條(高木式器の種類の取次)これは専用の種類の変更まで前條に常に認める意図ではないが、第一〇〇八條(専用電線通信の役目)サービス供給契約として一定限度までは止むを得ない。然し、天災等の大規模災害に對しては復旧義務を課せしめ併せて規定した。

第一〇〇九條(他人使用の禁止)加入電話と同様であり、但しこれについては、現在の専用の実情に鑑み、収入確保の意図で、共同使用を認められた。

第一〇一〇條(譲渡及び承継の禁止)ボツ助の線に於いて、且つ、現在疑義のある市内専用の取扱いのものも否定したが、これは多少問題があると認められる。

第一〇一一條(特定人向の専用) 略

第一〇一二條(専用規定)加入電話の加入主体・構成設置場所・加入者の不作爲義務、従手員の郵便立

入、修復免責、補修費用の弁償、加入申込み受理などの料金不払の野の取消、届納処分、申込みの要式行務の規定の準用である。

第一〇一三條(専用停止及び専用の承認取消)は法令違反の外に、文家通信専用のための制限が加はる。

第一〇一四條(設備の取次)今條は私設電線通信回線の一環として充てられる場合にのみ充當し、別々端末施設は私設者が行うも、回線の全部について当座料を徴収する場合は専用として取扱う方針である。

第一〇一五條(専用無線電線通信) 略

第一〇一六條(指令委任) 略

第三節 専用有線電信

第一〇一七條 現在専用電信に關する費用料は、費用主義と定めておけるが、音管、印刷又は電信、二重の區別により、その利用価値を甚だ異にするものと、もに、實際の場合には、回線の構成を異にする場合とあるので、これ等の區別は、専用の種類として規定した。但し電信専用料が果して費用を償うに足るか否かは早速に検討を要する関係上、その時期までは右の區別によるに専用料の區別についても差向は、現行の通り端末設備についてのみの認め、線路部分については實際使用した線路の延長によることとした。

第三節 専用有線電信

専用電話については、現行のサービスと殆んど実質はない。第一〇一八條(専用有線電話の種類)、第一〇一九條(附屬機材など)、第一〇二〇條(分岐引込)、第一〇二二條(市外専用と市内専用との接続)は現行の通りであり、第一〇二二條(専用回線の接続)も、電話規則にあるのを移したにすぎぬ。

なお、現行電話規則の直通連絡回線は、元來市内専用であるからこれに吸収した。

第四節 専用有線電報

(141B)

第一〇三三條 電報中の字換電信及び換字電信は、第一〇一七條の専用電信におけるも、もにその利用価値及び同様の性質に區別すべきものがあるため、この料金も區別する合算のものに、それぞれ異なる種別として規定した。
第一〇三四條 共有を認めない場合はその標準に相当の負担を加えるのて特別の附加料を徴収すること、する。

第五節 料 金

第一條 通 則

料金については、実質均等に通行の制と大差はない。前述の如く、市外専用の端末設備を、市内専用のもに還元したごとく、手戻金等と共有する場合に、その費用附加料と他人（共同）使用内附加料を課したごとく、接線料に市内専用、市外専用を別を設けたこと、亦、設備料に後日の割合を加えたこと等ほか、料金そのものについての要費であつて、新設放送、官庁専用が現行のものに踏襲してゐる。但し、新設放送、官庁専用については既設のものに止むを得ずとするも、今後新設に行はれるものについては、一般と同じにするか、又は少くとも減額を引き下すやうという意見もあり、出来ればこれを採用したいと思はれてゐる。本文については、第一〇二六條は料金種別の列挙であり、第一〇二七條で新設放送、官庁専用が料金規定と、併せて新設放送専用の一月以内の短期専用及び共同専用のサービスタラをうたつた（商運第一〇三三條第一項第五号）。これによつて、必ずしもこれ以外の看は、かゝるサービスタラを認められぬといふことにはならぬが事實上料金の関係でこれ以外の看には採入れられぬことになると思ふ。第一〇二八條は無線電報電信の料金の暫令委任さうたい。第一〇二九條は前述のように

物件提供等の場合の取扱い規定であり、第一〇三〇條で、この法案では、現行の料金とは異なり、専用は別表三を作つて一括することさうたつた。

第二條 料 金 の 納 付

納付についても現行制度と変わらない。唯、年額の料金を月額に改めたこと、その関係上短期専用の法を妨ぐため、長期専用の一年未満の廃止に対し短期専用の料率適用を規定（第一〇三一條）したにすぎぬ。

第一〇三二條の專用は、加入電話の納付方法、月の中途の、異動料金の算定、日割計算、満数整理である。

第三條 料 金 の 免 除 及 び 還 付

これについても別に新しい事項はない。唯、不通期間二十四時間以上の時免除することに改めたこと（第一〇三三條第一項第二号）及び、加入電話に設けたと同しく既設々種の充當又は転用が出来ること設備料を免除すること（第一〇三三條第一項第五号）を入れたことが主たる変更である。但し、この第五号の實際の適用は、新設放送専用の共同専用及び臨時専用は短期専用のみに、現在最も問題とされて設備料の賦課につき、各令又は内規で余分の免除を認めるため、専用電話又は、臨時電報の充當を一応認めその料金は、特定日割還付料（第一〇三七條第一項第一号）で、両者の均衡を図ることを目録としたので、現行の設備料の不合理な性格に原因するは協業である。
第一〇三四條は加入電話の料金の差額計算などの専用である。

(141C)

この章は現行電信法とは別の種類として制定されている電信設備を建設法令に該当する部分である。電氣通信設備の建設保存の目的には、土地建物又はその他の物の使用し或は他人の土地に立入り、又は障りとなる物を除去する必要がある場合が多い。これ等の場合、それらの物の所有者又はその他の権利者が承諾すれば問題がないが、電氣通信設備の要求を拒んだときは、強制的に使用その他の措置を行うる必要を設けておく必要がある。これに因する規定が本章である。

第一一〇一條は、土地立入を規定した。現行建設法令第二條に該当するものである。これと異なる所は、土地立入には原則として下へての場合に通知を要することとし、その通知の方法を詳細に定めたとある。

第一一〇二條は、土地の使用を規定した。建設法令第一條に該当する。異なる所は、土地の使用は、原則として協議によることとし、協議の相手方が不明のときは、市町村長に通知し、市町村長はこれによつて公告を行うこととした。協議整わぬときは又は公告後一月を経過せず相手方が不明のときは、一方的に使用し得る旨を規定した。その他、普通物の使用は他の条文に譲り、現行法では官有の土地とその他の土地では取扱が異つてゐるのを統一した。

第一一〇三條は、障りとなる物の除去を規定した。建設法令第三條に該当する。現行法では、障り物の移転のみを規定してゐるが、その他障り物の予防又は除去に必要は措置を行わねば得る旨を新設し、障りの原因となるべき物の中に電氣鉄道設備を追加した。なお、この場合も原則として協議によるべき旨を規定した。

第一一〇四條は電氣通信設備等が、他の物の使用に障礙となる場合に、利害関係人が電氣通信者に対して線路の移転等を請求しうる旨を規定してゐる。建設法令第五條に該当する。現行法に加えて、その

請求に妨げ得ない場合は、申立を明かにして請求者に通知すべき義務を電氣通信者に課してゐる。当然の事だからである。なお、道路法による道路の使用について、線路その他の障害となる場合の線路除去の費用負担は、他の場合と異り、常に電氣通信者の負担とする旨の協定が現行法に規定してゐる。これをそのまゝ、法定した。

第一一〇五條は、建設法令第一條の建設物使用に加えて、加入管内の水道支管を地線として使用しうる旨の規定を新設した。

第一一〇六條は、憲法第二十九條の趣旨に基き、補償額は損失に對して相当であるべき旨を規定した。建設法令七條に該当する。電氣通信者は、やむを得ない場合は、この章の規定により土地の使用その他の強行措置を行うが、これは公共の利益のために個人の権利を制限するものであり、このための相手方の損失に對しては、充分の補償をしなければならぬ。この章の一應の措置は、すべて相手方に損失を加えるのが目的ではなく、設備の建設保存のためのものであり、且つ憲法が個人の基本権を保護してゐることからも、補償は完全であるべきである。従来や、もすれば、所謂「お上りの仕事」として償ふと、弊を免れずもやむを得ないとする封建思想が見られたが、かくの如き思想は徹底的に排除されるべきであり、争議としても公共性を強調するの余り、個人の権利を必要以上に傷けることは絕對に許されぬ。この意味から、損失に對する補償が充分であるべき旨を規定した。なお、この補償金額は、経費としてサービスの原価に算入され、料金の決定に影響するのとは當然である。更にこの條で完全補償の例外として、相手方が法令による義務を果してゐなかつたとき及び道路法による道路に線路を建設した場合は規定した。建設法令第八條では原則として協議により、協議整わぬときは、市町村長評定して決定するものとして規定してゐるのを、原則として協議により、協議整わぬと

(二五八)

さば、電報通信省が決定すると改正した。或は決定は第三者が行った方が、より公正であるかも知れぬが、に許願の提起を認められたので、どれ程の不都合が生じないかと考へられる。
なお、線路の敷地の使用料については、各々の場合協議して決定すること、は、場合が非常に多くて不
決であるから、本條で法定することとした。

第一一〇八條は、会社法第三〇條の例外を規定した。会社法第三〇條によれば、国に対する債権の時
効期間は五年であるが、事務処理上、不幸の場合には五年は都合悪いので、一年に短縮した。なお、本條
の債権請求期間は、会社法と異なり、時効期間ではなく除斥期間である。

第一一〇九條は、債権額の決定に不服ある者が、訴訟を提起し得べき旨を規定した。建設法令第八條
では、その訴訟提起期間を、決定の通知を受けた日から一箇月としているが、これを六ヶ月に延長し、
國民の権利を保護した。

第一一一〇條は、折願を規定した。この章の規定による電報通信省の措置によつて違法に権利を侵害
せられた者は、行政訴訟特別法及び民事訴訟法によつて救済を求めることが出来るが、不当な権利侵害
に對しては、第一一一〇九條を對して、その救済の方法がない。又訴訟は費用その他の点で實際には、一
般公衆とは殊途に存在である。従つて、不当な権利侵害に對する救済としても勿論違法な権利侵害に對
しても実質的な救済規定として本條を設けた。

第一一一一條は、この章に規定する以外に電報通信設備の建設保存に對しては、一破法たる土地收用
法を適用する旨を明かにした。従つて線路、場在及び公家電報所以外の電報通信設備の建設保存に對
しては、土地收用法の適用があるわけである。

第六章 罰 則

この章には、電報通信事業を運営して行くために必要で最少限度の罰則を設けた。規定の方針として
刑法によつて処罰しうる事案については、なるべく刑法によることとし、従来の電信法に掲げられたも
のでも不必要と認められるものは削除した。

第一二〇〇一條は、業務の独占をみだす罪を規定した。これは従来電信法第二七條（不法施設及び使用
の罪）によつて同様に独占を保護していたが、この法案では第三條第二項で正面から独占を規定したの
で、これに對照するものとして本條を設けたのである。

なお、罰法では、法人の使用人等が独占をみだした場合には、その者を對する以外に法人に對して罰
金刑を科する旨の規定があるが、電報通信業務については、郵便の場合と異つて、設備等の関係から違
反行跡の発見が容易であり、そのため法人組織の大規模な違反行跡は殆んど不可能と思はれるので、法
人に對する罰金刑は規定しなかつた。

第一二〇二條は、従事者の怠慢の罪を規定した。電信法第三三條及び無線電信法第三四條に加えて、
前條に準じて修理を怠つた場合を追加し、工事面の怠慢を取り帯ることとした。

第一二〇三條は、通信秘密侵害の罪を規定した。電信法第三十一條、無線電信法第二〇條と同様であ
るが、違反事項は甚微細と雖も、在私中に知つた秘密を漏らしてはならない旨を明定した。なお、郵便
法第八〇條は、この罪を親告罪としていないが、電報通信の場合には、郵便の場合に比較してそれ程の思
慮がなくても秘密を侵すことになり易く、これをも厳懲る以て処罰するのは特にすべきるので、従来通り
親告罪とした。

第一二〇四條は、通信障礙の罪を規定した。電信法第三七條及び無線電信法第二五條と同様である。
(二五九)

第二の五條は、電報を明き、破り又は受取人でない者に交付する等の罪を規定した。電信法第三五條、無線電信法第三三條と同様である。唯、従来受取人でない者に交付、配達を含むとした者と規定してあつたが、今後死刑に待つて行つた場合は配達、寄で渡す場合は交付と明確に分けたので、配達の言葉を追加した。

第二の六條は、水底線障礙の罪を規定した。電信法第四〇條と同様である。

第二の七條は、私設電氣通信設備の施設者か、業務の取扱又は設備の提供を拒んだ場合の罪を規定した。電信法第三九條と同様である。

第二の八條は、電氣通信設備を正当な理由なくして汚損変更した場合の罪を規定した。電信法第三九條と同様である。

第二の九條は、第二〇の一條、第二〇の三條乃至第二〇の七條の未遂罪を規定した。電信法第四一條と同様である。

この章の各條には、体罰の期間及び罰金額は空白として定められたが、これは現行電信法、無線電信法の罰則については、制定後の社会状況に大きな変化があり、そのため相当の異動を見ればよいと考へたからである。これは法務府等と協議して現行に適應した体罰期間、罰金額を決定すべきである。

第七章 雜 則

この章には、電信電報共通の事項ではあるが、余り重要視のなれないもの及び重要ではあるが場合の限定されてゐるものを規定した。然し、雜則に入れるべきものと雜則に入れないべきものとは、單に程度之差であつて、本質的に異なるものではない。その區別は絶対的のものではない。

第三〇の一條は、損害賠償を規定した。従来は電信法第二四條によつて電信電話の取扱に同じでは一切賠償の責に任せず、民法の特例をなしてゐたが、電信法制定当時とは社会觀念の変化、技術の進歩に於いて賠償の道いがあり、従来の方針を續くことは不適當と思はれるので、賠償の責に任することとした。

然し下ら、民法の原則によつて相当因果關係による賠償を認めてゐては、事務処理上問題を複雑にするおそれが多いので、賠償金額を訂付した料金額の三倍に限り、その代りに、仮りに損害がその三倍額に達しなかつたとしても、三倍額を賠償することとした。

なお、損害の賠償を電報に限つたのは、電報は電報と異つて一方通信であり、損害を與へる公算が多からである。

第三〇の二條は、私設電氣通信設備へ以下私設設備という。による業務の一部取扱を規定した。電信法第三條では「公衆通信の用に供する」と規定して設備の提供をも包含してゐるが、今後は設備の提供は、後に述べる非常電氣通信の場合に限り、それ以外の場合は、單に電氣通信の業務の一部を取り扱はせることとした。而して強権を以て取り扱はせ得る場合を限定し、且つ、私設設備の施設者は自己の通信に著しい支障を及ぼさない限度において、取扱の義務がある旨を規定し、施設者の権利を保護した。なお、この規定により私設設備により取り扱はれる業務は、電氣通信者の業務であつて、後に述べる

委託とは異なる。

(六三)

第三〇の三條は、非常事態における電氣通信を規定した。天災その他非常事態においては、電氣通信者が、私設々備を含めてすべての電氣通信設備を総合的に管理運営することが必要である。このため、天災その他の非常事態において、人命の救助、災害救援その他のために必要ある場合は、電氣通信者は、私設々備と提供させ又は一定の内容の電報、通話と優先して取扱う等の措置を行つ得る旨を規定した。

第三〇の四條は、業務の一部委託を規定した。電氣通信業務は独占であるが、或る場合は、この業務の一部を電氣通信以外の者に委託して行わせることが経済的であることがある。この場合、委託したために電氣通信業務の全般に支障がなければ別であるが、その様な支障がなければ、独占の名に拘泥する必要はもたない。このことは経営の合理化とも密接な関係がある。この意味において、今後の電氣通信事業の経営に委託業務は相当増加するものと考えられる。尤も委託は、あくまで合意によるべきであつて、本條は前二條の如き強制規定でないことは、当然である。

なお、電氣通信者が業務の委託を行うときは、契約によるのであるが、この場合は会計法第二十九條の規定により、競争契約によらねばならぬ。然るに臨時に業務の一部を委託する場合等に競争契約によることは種々の不便がある。会計法第二十九條の規定にかゝらうとする場合は遠慮契約により得べき旨を明定した。この條にして会計法第二十九條は全面的に排除されるわけであるから、同條但書による大蔵大臣との協議も必要でない。

第三〇の五條は、業務の委託を規定した。電信法第二二條と同様である。

第三〇の六條は、料金の納付の義務の消滅期間を規定した。会計法第三〇條の五年を事務処理の便宜上六ヶ月と短縮した。電信法第二〇條と同様である。

第三〇の七條は、不納料金に対する留税納税処分等の適用を規定する。電信法第二一條と同様である。

第三〇の八條は、下法に料金を免れ又は低減させた者に對する料金を追徴を規定した。従前は電信法第三二條により罰則によつて取り締つていたが、その性質から考へて、刑罰を以つて處むべきものでなく、救済における應運費と同じく、料金の追徴を以て処理すべき問題である。この理由により、料金を免れ、又は免れさせた者からその料金の外に免れ水又は免れ水させた金額の三倍相当額を罰金として追徴し得べき旨を規定した。

第三〇の九條は、課税免除を規定した。これは現在の鉄道運賃に對する通行税の如きものが、電氣通信の料金に對して課せられることを防止すること、目下地方税として課せられている電話加入費税を排除したい意向からである。

第三〇の一〇條は、船舶に關する規定の航空機に對する準用を規定した。現在の客觀水勢から、各船舶と並べて航空機を規定することは、避けるべきと考へたので、最後に準用規定として設けた。電信法、無線電法中で、この法案から除外されている條々（第一章、第四章、第五章、第六章同様）。但し、私設電氣通信に關するものを除く。

電信法

第四條（通信停止又は制限）

第五條（不穩通信の停止）

第六條（通行料権）

第七條（助力料権）

第八條（通行料免除）

第九條（鉄道用足及び運物使用権）

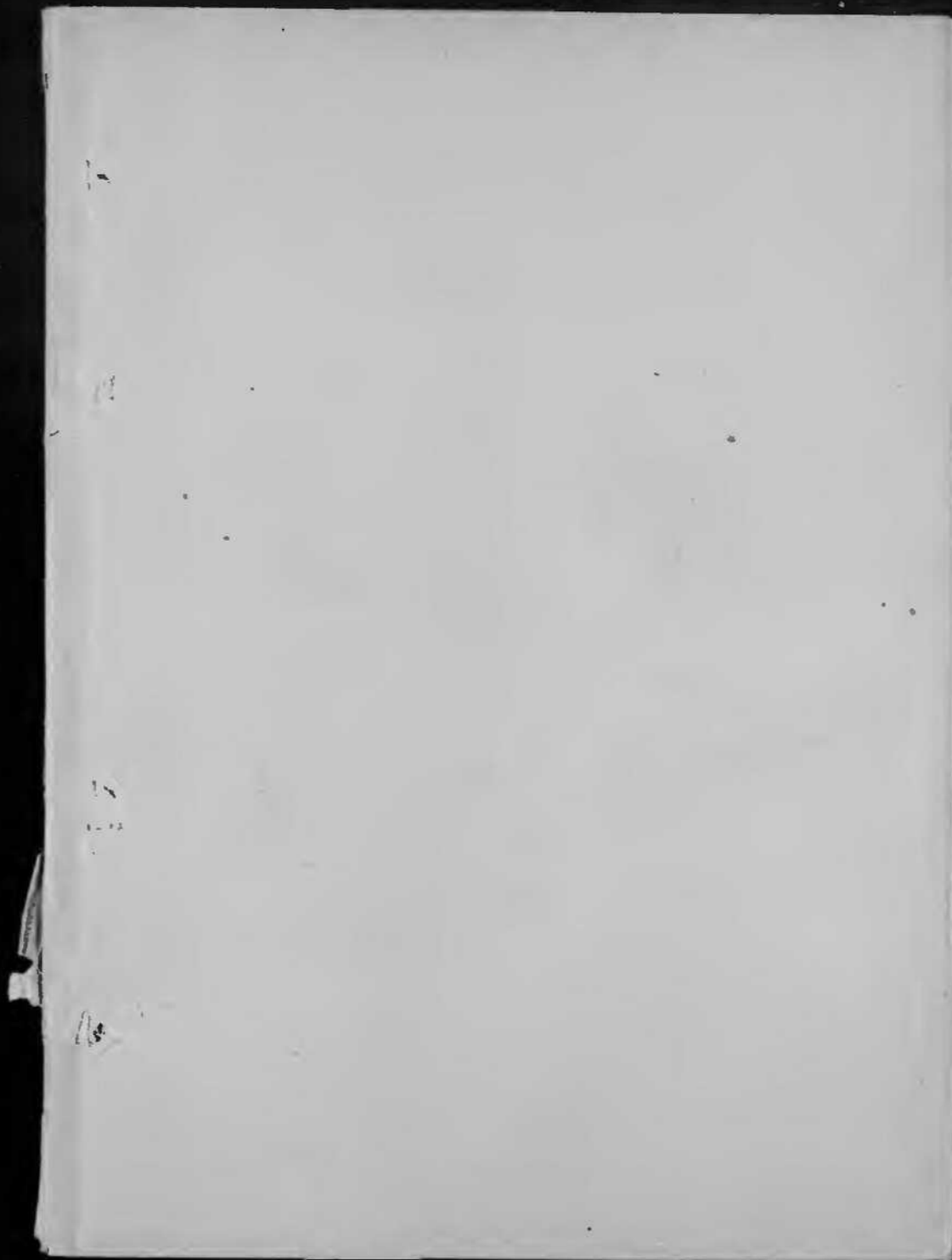
第一〇條（鉄道用足使用料不納）

(六三)

- 第一一條 (電報掛金等禁止)
- 第一二條 (電報力及び行爲)
- 第一六條 (電報掛金の返還)
- 第一七條 (料金の返還)
- 第二四條 (賠償責任)
- 第二七條 (不正に電報の送附)
- 第三九條 (電報の送附拒否の罪)
- 第三〇條 (通信拒否の罪)
- 第三二條 (料金の返還)
- 第三三條 (電報送金の罪)
- 第三八條 (電報の送附拒否の罪)
- 第四四條 (不正に電報の送附)

無線電法

- 第八條の二 (電報による不正通信の停止)
- 第一四條 (無線電の送附)



圖書資料一覽表()

アメリカ合衆國通信法

二四九三

昭和二十二年

号月

89

遞信省電波局

索引

第一條	法律の目的	一
第二條	法律の適用	一
第三條	定義	一
第四條	委員会に関する規定	二
第五條	委員会の額部	二
第六條	一般通信事業者	二
第七條	業務及料金	二
第八條	差別及優先	二
第九條	料金表	二
第十條	郵便料金の合法性に関する密問	二
第十一條	正當且合理なる料金を規定する委員会	二
第十二條	損害に対する通信事業者の責任	二
第十三條	損害の賠償	二
第十四條	委員会に対する異議の申立	二
第十五條	会費支拂の命令	二
第十六條	資料送達証及資料取申証	二
第十七條	提出すべき契約書の寫	二
第十八條	役員の職務に証券に關係する高級役員	二
第十九條	通信事業者の資産の場所査定	二
第二十條	業務の延長	二
第二十一條	業務設備及其他に関する取引	二

第百一十六條	總財人及受託人に對する法律の適用	一九
第百一十七條	代理人の依託及不作爲に對する運信事業者の責任	一九
第百一十八條	官廳の調査	一九
第百一十九條	字大筆舌及異力地の報告	一九
第百二十條	計算書 記録及簿籍 報償等卸費	一九
第百二十一條	電請台社の開する特殊規定	一九
三編 無聲に關する特殊規定		
第百二十二條	無線電信台「エスレシー」の無線電信に對する特殊規定	二〇
第百二十三條	電報	二〇
第百二十四條	電報會の一般約款	二〇
第百二十五條	特許權者に對する罰則	二〇
第百二十六條	政府所屬局	二〇
第百二十七條	外國船舶	二〇
第百二十八條	船殼の割当 特許狀の題端	二〇
第百二十九條	特許の申請外國通商に對する特許の條件	二〇
第百三十條	特許申請書に關する期間 特許狀の形式 特許狀に附せらるる條件	二〇
第百三十一條	特許狀の存続 特許狀の取消	二〇
第百三十二條	特許の消滅に對する特許狀及特許證書の取消	二〇
第百三十三條	企業者 特許禁止法の適用	二〇
第百三十四條	特許に對する特許の維持	二〇
第百三十五條	公務員候補者の改選特許	二〇
第百三十六條	電引及其他の同様の計畫	二〇
第百三十七條	有件改選する旨の「ア」フ「ス」	二〇

第百三十八條	伝送装置の運用	二〇
第百三十九條	建設許可書	二〇
第百四十條	通電信号を妨害する機ある地の閉鎖	二〇
第百四十一條	通電信号を遮断	二〇
第百四十二條	移動電線に對する相互關係	二〇
第百四十三條	政府局と商業局との間の妨害	二〇
第百四十四條	最小電力の便用	二〇
第百四十五條	電線の敷設地を再改選外國の「メ」ヂ「オ」	二〇
第百四十六條	陸軍野戦電線	二〇
第百四十七條	商業通商の島の海軍局の使用	二〇
第百四十八條	「フ」イ「リ」ッ「ピ」ン「」 陸島及「キ」ヤ「ア」ル「」 地帯に關する特殊規定	二〇
第百四十九條	軍州及島嶼に對する無線法の施行	二〇
第百五十條	無線法施行に關する規定	二〇
第四編 訴訟及執行に關する規定		
第百五十一條	法律及委員會の命令を施行する管理員	二〇
第百五十二條	委員會の命令を施行する管理員	二〇
第百五十三條	自己の榮意に基く委員會の審査	二〇
第百五十四條	調査の報告	二〇
第百五十五條	委員會の前に對する再審問	二〇
第百五十六條	業務の提供を強制する命令	二〇
第百五十七條	金錢の支拂に關する命令の爲の罰則	二〇
第百五十八條	金錢の支拂に關する命令の執行期間	二〇
第百五十九條	訴訟手續に關する一般規定 証人及口供	二〇
第百六十條	訴訟手續の利用 州委員會との協力	二〇
第百六十一條	當事者の連合	二〇

第四一三條	公記録をへき提出有書類の許諾手續に於ける使用	四七
第四一四條	送達を受くべき代理人の指名	四七
第四一五條	本法に於ける取消規定の非排他性	四八
第四一六條	罰款行爲に關する制限	四八
第四一七條	命令に關する規定	四九
第五編 罰則		
第五〇一條	一般的罰則	五〇
第五〇二條	規則、規程及其他の違反	五〇
第五〇三條	罰別及罰額の場合に於ける科料	五〇
第五〇四條	科料に關する規定	五一
第五〇五條	犯罪の裁判管轄區	五一
第六編 附則		
第六〇一條	規程云の下に於ける義務、権力及職務の委員會、の移転	五一
第六〇二條	禁止及改正	五一
第六〇三條	產權人、記録、資産及充當金の移転	五二
第六〇四條	移転、禁止及改正の効力	五二
第六〇五條	通信の許されざる花紙	五三
第六〇六條	郵便に大體領の盡力	五四
第六〇七條	法律の効力発生の日	五五
第六〇八條	各條の可分性	五六
第六〇九條	要 則	五六

（一）第六一六號（第七三號會）
 無線電は無線に依る州間及外國通信の取締
 と規定する爲に其他の目的の爲の法律

第一編 總 則

第一條 法律の目的 既刊通信委員會の別設
 本法の目的は、無線電の一切に對し、取違初めにして全國及全世界に亘る有線及無線通信業務を充分簡易に合理的
 科金を以て、取違初め利用可能ならしむる種有線及無線に依る通信に於ける州間及外國商業を振興
 する目的を以て、國防の目的を以て、或は從來政府の職務任者の法律に依り附与せられたる電能を集中す
 ること並に有線及無線通信に於ける州間及外國商業を振興する目的を以て、本法に依り「既刊通信委員會」として知らるべき一
 委員會を創設し、該委員會を以下に規定する所に依り組織し、且該委員會として本法の規定を實施及
 是れを執行せしむ

第二條 法律の適用
 本法の規定は、無線電に依る州間及外國通信の一切並に無線に依る「エネルギー」の州間及外
 國に於ける一切の「エネルギー」の此種の伝送に合衆國內に於て從事する者の一切に適用し、此種の通信若し無線に依
 る「エネルギー」の此種の伝送に合衆國內に於て從事する者の一切に適用し、更に以下に規定する
 州に於ける一切の無線電の特許及取締に適用す。但「ワイリッピン」群島若し「キヤナル」地帯に於
 ける州若し無線通信又は伝送に從事する者又は完全に「ワイリッピン」群島若し「キヤナル」地
 帯内に於ける有線若し無線通信又は伝送に適用せず

第三條 一編の規定に從ひ、本法に在る各号の適用せらるるもの若し左の各号に關して委員會は懲罰
 権を行使するものと解釈すべからず
 (一) 通信事業若し州内通信業務の業務若し其に關する科金、罰則、手續、業務、設備若し規程

同業者は問接に自己を管理せしむるは、自己が管理せざる又は直接に自己と共通の管理の下にたつたる他の通信事業者の設備との物理的連絡を通じての区域間通信は、無線通信に競争する通信事業者
但本法第二の一係乃至第二の五係（無線局を含む）の附設の規定を含まざる限り（二）は、他の通信事業者に適用す

定義

第三條

本法の目的の爲に内容が他の意味を必要とせざる限り（一）有線通信」若は「有線に依る通信」とは、伝送の発出及收受而北方向の線路「ケーブル」若は其他同様の連結に依る一切の種類の電波、符号、信号、画像及音響の伝送を意味し、此種の伝送に附する一切の機械、設備装置及業務（特に送信の受付、発送の交付、發送及配運）を含む

の「無線通信」若は「無線に依る通信」とは、一切の種類の電波、符号、信号、画像及音響の無線に依る伝送を意味し、此種の伝送に附する一切の機械、設備装置及業務（特に送信の受付、發送及配運）を含む

（二）「符号信号」とは、本法の機能の下に於て符号とされる若は整理して効力を有する無線局許りの符号を意味す

（三）「無線に依る「エメールキー」の伝送」若は「「エメールキー」の無線伝送」とは、此種の伝送並に此種の伝送に附する一切の機械、設備装置及業務の両者を含む

（四）「有線通信」若は「有線伝送」とは、その名の通り通信符号の伝送を意味す

（五）「合衆國の州、準州若は準領、群島及「キヤナル」地帯を除く」又は「コロムビア」区より合衆國の他の州、準州若は準領（「フライリッピン」群島及「キヤナル」地帯を除く）又は「コロムビア」区に至る

（六）「合衆國」「フライリッピン」群島若は「キヤナル」地帯との間、但此種の通信符号は伝送が合衆國內に於て行はるるときに限り、合衆國の内部に於ける地帯の間

第四條

「合衆國の同一の州、準州若は準領又は「コロムビア」区の内面に於ける地帯の間有線通信とし、其の外郭の場所を經由するものは、此種の通信が一の州委員会に依り取扱はるるときは、之を合衆國の州及準州「コロムビア」区及準領を意味し、「フライリッピン」群島若は「キヤナル」地帯を含む

（七）「一般通信事業者」若は「通信事業者」とは本法に於ける一般通信事業者に言及しある場合を除くの外、有線若は無線に依る州内若は外部通信又は「エメールキー」の州内若は外部無線伝送に料金を受ける者一般通信事業者として、競争する者を意味す、但無線伝送に従事する者は、此種の通信に於ける競争の限り、一般通信事業者と見做さず

（八）「個人、組合、株式会社、企業者合同若は社団を含む

（九）「無線局」若は「局」とは、無線通信符号「エメールキー」の無線伝送に従事する局の設備を具ふる所を意味す

（十）「移動局」とは、移動せしめらる無線通信局にして通常移動するものを意味す

（十一）「陸上局」とは、移動局との無線通信に使用せらるる移動局以外の局を意味す

（十二）「移動業務」とは、移動局と陸上局との間に於て行はるる及相互間に通信する移動局に依りて行はるる無線通信業務を意味す

（十三）「放送」とは、直接若は中継局の仲介に依る公衆の受信を目的とする無線通信の伝播を意味す

（十四）「遠隔放送」とは、二個若は其以上の送信せらるる局に依る同一「プログラム」の同時的放送を意味す

（十五）「アマチュア局」とは、單に個人的目的を以て且全般的利益を伴はずして無線技術に興味を有し正当に許可せられたる者により運用せらるる無線局を意味す

「電話交換機」とは、一電話交換機内の業務を第一の交換機に依り通常提供せらるる性質の相互通信を出入線に提供する為設けらるる同一交換機内の電話交換機の一種結合系統内の業務を指す。又電話交換機に依り提供せらるる性質の相互通信を第一の交換機に依り通常提供せらるる性質の相互通信を出入線に提供する為設けらるる同一交換機内の電話交換機の一種結合系統内の業務を指す。

「電話交換機」とは、一電話交換機内の業務を第一の交換機に依り通常提供せらるる性質の相互通信を出入線に提供する為設けらるる同一交換機内の電話交換機の一種結合系統内の業務を指す。

「電話交換機」とは、一電話交換機内の業務を第一の交換機に依り通常提供せらるる性質の相互通信を出入線に提供する為設けらるる同一交換機内の電話交換機の一種結合系統内の業務を指す。

「電話交換機」とは、一電話交換機内の業務を第一の交換機に依り通常提供せらるる性質の相互通信を出入線に提供する為設けらるる同一交換機内の電話交換機の一種結合系統内の業務を指す。

「電話交換機」とは、一電話交換機内の業務を第一の交換機に依り通常提供せらるる性質の相互通信を出入線に提供する為設けらるる同一交換機内の電話交換機の一種結合系統内の業務を指す。

三 制度

「各委員は一〇〇〇〇〇の年俸を受く。該年俸は月割を以て支給せらるることとする。但公報若は前項の利便を促進し又は運送を妨さざる為に必要と認めらるる場合は、委員会は合衆国の如何なる場所にかつても特別会議を開催することを得。」

「又官制事務若は改正せられたる一九二三年の等級表を擬定することを得。」

「委員会は幹事一名、各都主事一名、技師長一名、技師三名以内、法律顧問一名、技師三名以内、海關事務顧問を指名することを得。」

「各委員は四〇〇〇〇の年俸を受く。該年俸を以て幹事一名を任命し、且其の職務を規定することを得。但法律顧問及技師長は何れも九〇〇〇〇の年俸を受く。各都主事は七五〇〇〇の年俸を受く。技師長は文官事務長及改正せられたる一九二三年の等級表に依り、委員会の職務の執行上必要とする事務官、技師、検査官、評議人、検査官及其他の勤務員を別に任命する権限を有す。」

「委員会は其に手へられたる職務の執行の爲に必要にして且該会が隨時充てることあるべき経費（印刷費、紙費、燃料費、賃料、事務用品、法律書、定期刊行物、参考書籍、入費並に印刷費、本費を含む）を支拂ふことを得。『フロンツ』市以外の場所を於ける調査若は公務の爲を調査するに於ては、委員の勤務員に必要とすべし一切の経費を含む。委員会の他の支出は、委員会の委員又は当該目的を以て委員が任命することあるべき委員会の他の委員若は事務官の承認せる内閣府の提出に基きて許され且支拂はるべきものとす。」

「委員会の委員四名は委員会の定数故に委員会は一の正式印章を有し之を裁判所と通告すべきものとす。」

「委員会は本法に抵触せざる限り其の職務の執行上必要なることあるべき一切の行爲を爲し、此種の規則及規程を定め且此種の命令を発することを得。」

「委員会は業務の適當なる處理及裁決の目的に最も便く設立すべき方法に於て其の訴訟手續を執ることを得。」

多額金の積戻の命令あるまで賠償に附する積戻の委員若し勤務員と指名することを得、前段に依る委員会の一員若し二員以上の命令に一致し且其に依り、此種の各回の委員若し過半数に依り行爲する事は訂定の如く委員会より実行の爲自己に責任を負はしむる前記の事案、業務若し職務若し職務の如く、審問又決定、命令、懲罰、報告若し其の他の行爲を爲す権力及権能を有すへきもの、並行に同じ、法律に依り委員会に職務をへらるる管轄権及管刀の一切を占し且同様の職務及責任を負ふへきものとす。

前記の如くにして自己に責任を負はしむる事項に關して此種の特種の委員若し局の場となる命令、決定、報告若し其の他の行爲は委員会が之を爲せるとして同様の效力が意味を有し且其と同様の方法に於て爲され、説明せられ且実施せらるることを得、此種の各回の委員若し局の命令、決定若し報告若し職務を交くる事案若し、委員会若し其の部に依る再審に對する請願書を提出することを得、而て此種の請願の一切は委員会若し其の部に依り裁定せらるべきものとす、此種の請願に對する事の行爲は、本法律第四十五條及び(六)に定むる所に依り、委員会の再審に對しへきものとす、委員会は此の種の各回の委員若し局の場に於ける訴訟手續の執行又委員会の部若し委員会の前に於ける此種の行爲の再審に關する規則を制定及改正することを得、委員会の再審及印章は此種の各回の委員若し局の再審及印章にへきものとす。

第二章 一般通信事業者

業務及料金

1) 前段若し無罪に依る付寄は外國通信に從事する一般通信事業者の一切は、正当なる要求あるときは此種の通信業務を供給し、且委員会が審問を行ひたる後公共の利益の爲に必要若し適當と認むる場合に於ては、委員会の命令に依りて他の通信事業者との物理的連絡を設置し、通過路並に其に適用せらるる料金及此種の料金の区分を決定し、且此種の通過路を運用する爲の設備及規程を設くる義務を有す。

2) 此種の通過業務の爲の及其に關する一切の料金、手續、規則及規程は正当にして合理的なるべきものとす。

第二章

1) 何等かの手段若し若し依り直接若し間接に、同種の通信業務の爲の若し其に關する料金、手續、規則、規程、設備若し業務に於て、不正若し不合理なる差別を設くること、何れかの個人、施設、場所に對し、不当若し不合理なる優先若し利益を定め若し与ふること又は何れかの個人、施設、場所に對し、不当若し不合理なる差別的若し不利を与ふることは一般通信事業者にとりて不法とす。

2) 本法に於て料金若し業務とは通過路に於ける若し何等かの種類の無線通信に附する線條の使用の爲の料金若し該使用に關する業務を指し含む。

3) 本法の規定に故意に違反する通信事業者若し此種の各犯罪に付五〇の串及此種の犯罪の懲戒する日に付二十五串の料金を合衆國に納付すへきものとす。

料金表

1) 運送通信事業者を除く一切の一般通信事業者は委員会の指定する合理的なる期間内に先記各号に示す表を委員会に提出し、印刷し且公衆の閲覧の爲に公開し置くべきものとす。

(一) 自己の系統の諸地及通過路の設計しあるときは自己の系統の地及自己の連絡通信事業者の系統の地若し本法に從ひへき其の他の通信事業者の系統の地及との間に於ける州間及外國有線若し無線通信の爲の自己及自己の連絡通信事業者の一切の料金但し此種の料金が共通のものなる種類のものなることを開はす。(二) 此種の料金に影響する規則、手續及規程若し表

は委員会が規則を以て要求することあるべき種類の他の事項を含む此種の形式に印刷し 此種の
の場合に指示して公表の期間の端に公開し置くべきものとす 右の各表は其の有効期間を表示
すべきものとす 附記の通信事業者は其の連絡通信事業者の各々に此種の表を提出し 此種の
連絡通信事業者は此種の表を委員会が要求することあるべき 公開の場合に開覽の場公開し置
くべきものとす

(一) 前項に依り提出されたる料金 規則 規程若しは手続の変更は 委員会が規則を以て定
むることあるべき種類の形式に於て委員会が決定する以上は 委員会が決定する以上は
三十日間の経過の後に非は行ふべからず 但し 委員会が 其の自由裁量に於て且附記の正当なる
理由に依り 各欄の申請に於て申請に依り若し申請の趣意に於て且附記の正当なる
理由に依り 一時的命令に依り定められたる条件を改定することを得
本表に依る者は本法の趣意に基き別段の規定ある場合を除くの外は 通信事業者は本法の規定
に本法の下に定められたる規則に一致して表を提出し発表し得る後非されは此種の趣意に於
て手続は加すべからず 更に通信事業者の左の各号を遵守すべからず (一) 此種の表に記載せられたる
趣意の比類の通信事業者は其の申請する事務に付当時間内を以て記載せられたる料金より多額の
若し少額の又は別の代償を負擔せしめ得べし 徴収し 若し改定すること (二) 右
の如く記載せられたる料金の一荷と何号かの手続若しは手続の変更は記載すること (三) 右
の如く記載せられたる場合を除くの外 此種の趣意に於て何者も便宜を何者も及し又は此
種の料金に影響する種類 規程若しは手続と併用若しは変更すること

(二) 委員会が提出せられたる表に於て有効期間を定めず若し其の合法的に表示せられたるものの変更と
拒否することを得 右の如く委員会の拒否せる表は無効とし 其の使用は不法とす
前項若し本表の下に委員会が定める規則若し命令の規定に従ふことと通信事業者の側は於て為
らざる若し拒否の場合に於ては 此種の通信事業者は此種の各犯罪に付五〇〇円及び此種の犯罪
の継続する各日に付二十五円の料金を合算して納付すべきものとす

新規料金の合法性に關する審判 停止

内 四 別表(一)

第二の四條

新規の料金 規則 規程若しは手続の委員会に提出せらるるときは 委員会は異議の申立に基き右
は異議の申立をなすと雖も自己の発意に基き 正当なる通告を爲せる上右の合法性に關する審
判を向くことを得 此種の趣意の決定の手段中は 委員会は内閣通信事業者の一個若しは二個
以上の停止に付する委員会の理由書に支附の上此種の料金 規則 規則若しは手続の施行を停止す
ることを得 但し 右の停止は該停止のあらざる場合右の施行が效力を及ぼすべき時を越ゆること 三箇
月以上の期間に及ぶべからず 充分なる理由の後委員会は右に決定して其が相効となり得
る後を開始せらるる申請手続に於て正当なるものと認むべし 然る命令を發することを得 多額
手続が終了せず且停止期間内に命令が充たせられたるときは 料金 規則 規程若しは手続の提案せ
られたる表又は右の趣意の終りに於て效力を生ずべきものとす 但し提案せられたる料金趣意上の場合
に於ては 委員会は此種の趣意上の結果改定せる一切の種の正當なる計算書を 此種の趣意が何者
に依り及何者の趣意に支拂はれたるやを詳記して 作成することを得 一個若しは二個以上の内閣通信事
業者に對し命令を以て要求し 且審判及決定の手続の完了の上 此種の趣意の上せられたる料金の中
委員会の決定に依り不当と認めらるべき部分と 附記の趣意が其者の趣意に支拂はれたる料金の中
と天に決定することを得 一個若しは二個以上の内閣通信事業者に別々の命令を以て要求することを得
委員会の趣意を修正せらるれば若し修正を承べられたる料金を含む趣意に於ては 修正せられたる
料金若し修正を提案せられたる料金が正当且合理的なることを示すべき等証の義務は 通信事業
者に於て負ふべきものとす 而て委員会が此種の趣意の審判及決定を委員会の前に懸断中なる規
則の一切の趣意に對し優先せしめ且之を改訂迅速に決定すべきものとす

第二の五條

正当且合理的なる料金と規定する委員会の権能
(一) 異議の申立に基き若し調査及審判に關する命令に於て委員会自身の発意により委員会の決定する
ものに基づき充分の審判を行はらる後 委員会が一個若しは二個以上の通信事業者の料金 規則
規程若し手続が本法の規定に違反すべしと認むるときは 委員会は爾後守るべき正当且合理的
なる料金たるべきもの又は最高若し最低料金又は最高及最低料金たるべきもの並に爾後従ふべ
き正当 公正且合理的なる規則 規則若しは手続たる若し是らるべきものと決定及規定する権能及

推力を有し且此種の違反が存し若し是れを認め、公認する限り一個若しくは二個以上の通信事業者
が該違反を止むべく適合の依り、順延の如く規定せられたる料金を外の料金を又は前記の如く規
定せられたる最高料金を超ゆる若し假令料金を違せざる料金を爾後発表、要求若しは徴収せざる
へ、前記の如く規定せられたる額を抹消すべく且前記の如く規定せられたる規程若しは手続
に依り且遵守すべき旨の命令を定むる権能及能力を有す

①通信事業者 通信事業者の高級役員、代表者、若しは代理人又は右の何れかの取締役、受託人
責備人若しは代理人にして本条の規定の下に発せられたる命令に従ふことと爲し得ざる者若しは
この者は、各犯罪に付一〇〇〇円の科料を合衆國に納付すべきものとす、各罰の違反は分罪せ
る犯罪たるべきものとす、懲罰する違反の場合に於ては各日は分罪せる犯罪と見做さるべきも
のとす

損害に対する通信事業者の責任

一般通信事業者が本法に於て禁止せられ若しは不法なりと定められたる行為若しは罪を爲し、爲で
し若しは若しは於て禁止せられ若しは不法なりと定められたる行為若しは罪を爲し、爲で
は於ては此種の一般通信事業者は若しは依り損害を受けた者若しは二名以上の者に対し本法の規定の
此種の違反の結果受れる損害の全額並に合理的なる法律顧問若しは弁護人の報酬にして各賠償事件
に於て裁判所の決定するものは付責任を負ふべきものとす、右の賠償人の報酬は事件に於ける資
金の一割として課せられ且減収せらるべきものとす

損害の賠償

本法の規定に従ふべき一般通信事業者より損害を蒙りたと主張する者は以下に規定する處に於
て委員会は其の申立を爲し若し若しは右の一般通信事業者が本法の規定の下に責任を負ふべきものと
あるべき損害の賠償に付肉體懲罰区域の合衆國の区裁判所に訴訟を提起することを得、但右の
者は此種の両京府手取に對する權利を有せず

委員会に對する異議の申立

本法に於て一一般通信事業者が本法の規定に反して爲し若しは爲さざる事項に付異議を申立つる

罰則

通信事業者は自ら若しは別委員會は申立を簡率に認許すへき新議者として委員會に申立
ることを得、あるときは委員會は右の如く申立てられたる異議の陳述書と右の一般通信事業者は
斯し、該申立若しは委員會の定める合理的なる期間内に文書を以て異議を認め若しは異議に付
否することを含むべきものとす此種の一般通信事業者が提起せられたりし申立てられたる異議を
何定の期間内に賠償するときは、右の一般通信事業者は右の如く異議を申立てられたる新議の法
律違反に付てのみ異議申立人に対し責任を負せらるべきものとす此種の一個若しくは二個以上の通
信事業者が所定の期間内に異議を認めざるときは前記の異議を調査すへき合理的理由ありと認
めらるるときは、異議を申立られたる事項を適當なりと認めらるる種類の方法に於て且此種の手段
を以て調査することは委員會の任務とす、如何なる時に於ても、異議申立人に対し直接の損害な
しとの理由を以て、異議の申立を却下すべからず

命令

委員の意向後、異議申立人側が本法の規定の下に於て損害賠償額を受くる権利ありと委員會
が決定するときは、委員會は異議申立人に其の受くべき権利ありと規定の日若しは其以前に支拂
すべきことを通信事業者に命令する命令を発すべきものとす

無料送達証及無料乗車証

本法の規定若しは他の法律の規定は、一般通信事業者に対し、其の役員、代理人、使用人及之等の
者の家族に無料送達証を發行若しは若しは右の者の使用の爲に相互に無料送達証を交換するこ
とを禁止するもの、又は委員會が規定することあるべき規則に従て、本法の規定に従はざる他の
一般通信事業者に対し、其の役員、代理人、使用人及之等の者の家族の使用の爲に無料送達証及
無料乗車証を發行、給予若しは交換することと禁止するものと併發すべからず、使用人となる用語
は本條に使用せる限りに於ては休暇中の使用人、羊金を受ける使用人及返還せる使用人を含みへ
ざるものとす

提出すべき契約書の様

本法に於て一一般通信事業者は他の通信事業者若しは本法の規定に従はざる一般通信事業者との

向の契約、締結者は約定して本法の規定に依り影響を及ぼす通信に同じ且自ら持事者たることありべきものの一助の爲と委員会は提出すべし
(1) 委員会は通信事業者の其他の契約の提出を要求する権限を有すべしものとす
(2) 且通信事業者は行し委員会の決定することありべき小契約の締結を提出することとを免除する権限を有すべしものとす

第二二二條

本法の規定より六十日以後は平云の如く通信事業者二以上の高級役員若しくは役員地位を保持することを知何なるものにとりても不法とす 但公共若しくは個人利益の保護に依り不利に影響せしめらるべきことと委員会の規定せる形式方法に於て正当を示したる上此種の保持を委員会の命令を以て許可せられたるときは此限りは非ず本條の效力発生後石の通信事業者の高級役員若しくは役員地位を以て 自己の利益の爲に 直接若しくは間接に 石の通信事業者の権限を行使せしめらるべき若しくは行使せらるべき証券の譲渡 貸入若しくは売却に關して 金銭若しくは有価物件を授けらるること 石に於ける収入の一部の分配を受けること 又は資本決定に適當に含まれるべき資金よりの石の通信事業者の配当の決定及受給に参与することは 不法とす

通信事業者の資産の価格査定

第二二三條

1. 委員会 本法の適當なる施行の爲め必要とせば隨時審問を行はる後 本法に於ていへき通信事業者に依り所有せらるる若しくは使用せらるる財産の全部若しくは一部の價格査定を 委員会の決定することあるべき日現在を以て行ふこととす
何れ委員会は如何なる時に於ても此種の通信事業者に對し其の所有若しくは使用する資産の全部若しくは一部の目録を委員会に提出することとを要求することと得る石の目標は委員会が命ずべき細目及方法は於て分辯せる右の資産の單位を示すべきものとし 且右の單位の新規再製見取原簿及帳簿を編したる新規再製原簿と委員会の命ずることあるべき日現在を以て示すべきものとす而て此種の通信事業者は委員会が命令を以て受不すべき合理的なる範囲内に此種の目録を提出すべし
(1) 委員会に如何なる時に於ても此種の通信事業者に對し 其の所有若しくは使用する資産の全部若しくは一部の公衆の使用に置かれし時に於ける最初の原簿を示す説明書と委員会に提出することとを要求することとを得 此種の最初の原簿を示す書には 前記の資産は委員会が規定することありべき方法に於て分類せられ 且最初の原簿も同様にして決定せらるべきものとす 而て此種の原簿の一部分が計算書若しくは其他の記録より決定され得るときは此種の原簿の決定せられ得ざる資産の部分は 之を委員会に報告すべきものとす 而て委員会の指令あるときは右の最初の原簿は委員会の規定することあるべき方法に於て見積らるべきものとす 此種の最初の原簿が報告せられたる時は 石の取得費原簿及其に關して委員会が要求することあるべき資料は石の最初の原簿と共に報告せらるべきものとす 本條の下に通信事業者の報告は報告せられたる最初の原簿の得られたる一個若しくは二個以上の原簿及報告が作成せられたる方法に關する其他の事項にして委員会が要求すべきものとす 示すべきものとす

(1) 本條(1)の下に通信事業者の資産に對し報告せらるる最初の原簿は 合衆國又は州若しくは其の政治的分區に依り手へられたる地役権 特許若しくは特許権に關しては 此種の地役権 特許若しくは特許権を得るに合法的に受ける合理的なる必要経費を超過せるものを含むべからず該経費は他の一切の原簿より分離して 委員会が要求することあるべき項目に於て報告せらるべきものとす 而て委員会が行ふ通信事業者の資産の價格査定は 右の地役権 特許若しくは特許権に付ては 前記の如く合法的に受ける合理的なる必要経費を超過せるものとす 合衆國へからず
(2) 委員会は新規の建設 拡張 改良 廢除若しくは一般通信事業者の資産の條件 改善 使用及類別に於ける其他の一切の変更に付 石に對する一切の追加及改善の原簿に付及石に對する投資に於ける一切の変更に付 常に報告を受け居るべきものとし 且通信事業者の資産の原簿及原簿に於ける一切の変更に付 常に報告を受け居ることとを得
(3) 委員会として此種の通信事業者の資産の何れかの價格査定を命ずること 石の資産の最初の原簿を調査すること若しくは右の資産に關する其他の資料にして委員会の使用の爲に必要なるものを探査することを得せしむる目的を以て 此種の各通信事業者は其の義務を有するものとす (1) 委員

会の命することあるべき合理的なる期間内に委員会が命令を以て要求することあるべき右に開す
 る構成にして地図、契約書及技術の報告書の寫本に其他の資料、記録及書類を含むもの委員
 会に提供すること (二) 委員会の代理人の一切の対し此種の正当に権限を与へられたる代理人が
 要求する時及所に於て自己の資産並に自己の財産書、記録及書類を自由に換取することと許す
 こと (三) 委員会が手取反命令することあるべき方法及範圍に於て前記の種格査定若し該査定場
 所上に於て委員会と協力し同委員会を補助すること、而て本條の施行の目的を以て委員会の定
 むる規則及規程の一切は法律の完全なる效力及効果を有すべきものとす、右の理由を以て委員
 会の親殺の命令を発するに非れば委員会の記録及資料は公眾の閲覧及複製の爲に公開せらるべ
 きものとす、委員会は此種の種格査定を爲す上に於て合法的なるものなる限り如何なる査定方
 法とも自由を採り得るものとす

(四) 本法の規定に開する州内商業委員会は、委員会の要求あるときは、本法に徴し、通信事業
 者の資産の種格査定にして現在進行中のものを作成し、早く完成すべきものとす、且完成後右に
 記する記録を委員会に送附すべきものとす

(五) 本條の規定は州委員会の権力を害し若し若し減するもの非ず

第四條 線路の延長

州内通信事業者は、新規の線路若し線路の延長の建設を企てること、線路若し其の延長を取得若し
 運用すること又は此種の理由若し延長せられたる線路と兼え若し用ひて伝送に從事すること
 現在若し將來の公眾の利便及必要が此種の追加若し延長せられたる線路の建設若し運用又は運
 送に費用と要求し若し要求すべし旨の証明書と委員会より認め得たる後非れば、爲すべから
 ず此種の証明書は其の線路の建設、取得、運用若し延長の爲には本條の下に於て必要とせさ
 るものとす (一) 第一の州の内面に於る線路にして州内線路の一部を成さざるもの (二) 長さ十哩を越
 くざる市内線路、今般線路若し終端線路 (三) 本法第二一條の下に取得せらるる線路又は委員会
 による追加若し延長を要するときは本條の規定に拘束なく臨時若し緊急の業務を許可することを得
 此種の証明書に對する申請書と受理せらるるときは、委員会は、此種の追加若し延長せらるる線路

の建設若し運用が課せられたる各州の知事若し右の申請を以て通告せしめ且其の第一通告を
 出せしむべきものとす、而て右の四項は、異議申立人の審問に付定められたる所に準じて審問
 を受くる権利を有す、委員会は其が決するべき通告の公表を要求することを得

(一) 委員会は申請通りの証明書と発給し、其を發給すること拒否し或は申請書に記載せられたる
 線路若し線路の延長の一部若し二部分以上に訂し又は此種の権利若し特權の部分の行使のみ
 に對し証明書と発給する権力を有すべきものとす且証明書と發給し公眾の利便及必要が要
 求することあるべしと認むる條件と對することを得、此種の証明書が發給さればは通信事
 業者は此種の証明書以外に承諾を要することなくして、左記各号を遵守することを得るも、其以前
 は購することを得ず (二) 此種の証明書に合ふれば其の義務と認められざる線路及條件に於て
 こと (三) 此種の証明書に依り或は其の建設、取得、運用若し延長に着手すること、本條の規定に
 反する建設、取得、運用若し延長は合衆國、委員会、州委員会、影響を受ける州若し州縣と有
 する各州若し各郡と候して同縣管轄區域の裁判所に依りて禁せらるることを得

(二) 委員会は異議の申立に基き若し異議の申立なくして自己の裁量に基き申請手續に於て、充分審
 問を行ひたる後、此種の申請手續の当業者若し通信事業者に對し一般通信事業者として其の業
 務を行ふの充分なる設備を備ふることと其の線路と延長することと、命令を以て許可若し要
 求することを得、但此種の許可若し命令は、委員会が此種の延長に付公眾の利便及必要の審
 査其の要ありと認め又は此種の延長若し設備に付其に要する經費が通信事業者の公眾に對する
 義務を行ふ能力を害することとなるべしと認めたるに非れば、之を争ふべからず本條の施行上死
 せらるる委員会の命令に從ふことと正當な通信事業者は此種の拒否若し是種の継続する
 る日に付一〇〇弗の料金を公衆に納付すべきものとす

第五條 業務、設備及其他に關する取引

(一) 委員会は一般通信事業者が同業せる取引にして右の通信事業者に對する設備、予備品、研究
 業務、收入、償還若し職員が供給に關するもの並に又は本法に從ふべき有線若し無線通信に於
 て右の通信事業者に依り定められたる若し定めらるべき料金及若し是等は爲されたる若し爲さるべき

事務に影響することあるべきものと調査すべきものとす。更に此種の取引が公衆に充分なる業務と
 通信事業者の能力に不利なる影響を及ぼし得るか否か又此種の業務に付する
 資金の不当な又は不合理なる消止若し不当若し不合理なる資金の消滅を結果することありやに付
 調査に努むべきものとす。若し取引に充分なる利益を生ずるものと認めらるる場合は、調査は、研究
 業務、収入、備後若し後援を供給する者の現存の若し現存する金額、事項又通信の一切を
 含む計算書、記録及帳簿の一切を入手し、之を詳細に調査する権利を有するものとす。委員会
 は其の報告中に此種の取引の両し必要なる証拠の無い其の動機を告げしむべきものとす。且特
 元の各手は積り法則を制定すべきものとす。委員会は其の報告中に、(一)此種の取引の無効を
 宣し又は此種の取引の取消を命ずる事件の成立に於て委員会が公衆の利益を考慮すべきものとす
 べきものとす。此種の取引の取り扱ふべき事項は、委員会の承認を得ること又は、又は、又は、又は、
 研究、業務、収入、備後若し後援を供給する者は、其の開始を承る者か直後若し間接に此種の
 通信事業者を管理し得る時は、其の管理に於て、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、
 通信事業者の取引に付する委員会の承認を得るべきものとす。委員会は、又は、又は、又は、又は、
 予備金、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、
 委員会の承認を得るべきものとす。委員会は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、
 的に入札に付することと要求する権利を委員会は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、
 (二)委員会は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、
 方法及び調査を調査すべきものとす。委員会は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、
 きもの事項は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、
 委員会は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、
 引する。又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、
 を承認する。又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、
 とす。

管財人及受託人に対する法律の適用

本法の規定は、本法に於て、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、
 せらるる同一の範囲に於て、適用せらるべきものとす。

第二一七條

本法の規定は、本法に於て、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、
 せらるる同一の範囲に於て、適用せらるべきものとす。

第二一八條

本法の規定は、本法に於て、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、
 せらるる同一の範囲に於て、適用せらるべきものとす。

第二一九條

本法の規定は、本法に於て、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、
 せらるる同一の範囲に於て、適用せらるべきものとす。

本法の規定は、本法に於て、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、
 せらるる同一の範囲に於て、適用せらるべきものとす。

第二二〇條

本法の規定は、本法に於て、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、又は、
 せらるる同一の範囲に於て、適用せらるべきものとす。

計算書 記帳及覚書 帳簿 消却費

計算書 記帳及覚書 帳簿 消却費

計算書 記帳及覚書 帳簿 消却費

第三三の條

計算書 記帳及覚書 帳簿 消却費

計算書 記帳及覚書 帳簿 消却費

計算書 記帳及覚書 帳簿 消却費

改に同する此種の普通記録帳簿若しは文書にして適當なる期間後破棄し得べきものと明記し
且此種の帳簿書類若しは文書の保存せらるべき期間と規定する命令と自由裁量に於て発すること
を旨

イ 委員会の委員事務官若しは事務員は以上規定せりしもの所を概して其他の計算書の調査
すに於けるに到ることあるべき事案若しは情報と漏洩すべからず但委員会は裁判所に依り命令せ
らるることあるときは此限りは非ず

ロ 委員会が本條の規定を依り何者かに依り作成せらるべき計算書記録帳簿及圖書の作成の形式及
方法と規定せる場合は右の如く定められたる若しは委員会に依り承認せらるることある以外の方法に於て計
算書を作成すること又は委員会に依り規定せる事項を記載せらるべき以外の方法に於て計
算書を作成することは此種の者にとりて不法なるべきものとす計算書作成の所費の方法若しは形
式の委員会に依る変更の報告は委員会に依り石の変更の效力発生より少く其六箇月以前に此種
の報告を呈し得べきものとす

ハ 委員会が本法に於て小へき通信事業者と識別し且通信事業者の諸種類に付本條の下に於ける諸條件
を具備すること及び此種の行為が公共の利益に適合すと認めるときは何れかの別に於ける單獨の種
類若しは二種以上の種類の通信事業者と該通信事業者が本條の附帯と稱する事項に關し州委員会
の規則に依り處する場合は本條の下に於ける條件の何れかより除外することを得

ニ 委員会が計算書記録帳簿若しは圖書に關する條件を規定する以前に通信事業者に關する管理權を有す
る各州委員会に通告すべきものとす且此種の各委員会は其の意見を提出する適當なる機会を身
にすべきものとす更に此種の意見又報告と受理の考究すべきものとす

ヘ 委員会は本條が規定する事項に關する委員会は州委員会に權力を更に規定し若し強加せしむる
應の法規の必要は調査し且該法規を呈すべきものとす

電話会社に關する特殊規定

一 個若し二個以上の電話会社か自己の資産若しは其の一部之を一の会社に併合する許可を申請し
或は証券の買入 質借若しは其他同様の方式に依り他の一個若しは二個以上の電話会社の資産の全

部若しは一部又は該会社の管理權を收購する許可を申請し且此種の併合せらるる会社が本法に於
て小こととあるべき場合委員会に此種の申請に關する公開聲明の許及場所を定め且該聲明の資産
若しは其の一部か存する各州の知事及電話会社に對する管理權を有する州委員会並に適當と認め
ることあるべき其他の若しは其旨の適當なる通告書と手小へきものとす此種の公開聲明の後申請
せられたる併合の取得若しは管理の業務を交へべき者にとりて有利にして且公共の利益に一致す
ると委員会が認むるときは 委員会はその旨証明すべきものとす然るときは申請せられたる取引
と不法とする該会社の法律の一個若しは二個以上は適用すべからず本條の規定は電話会社に監督及
取締の執行の權力に何等かの制限を加ふるものと解釈すべからず

二 電話交換業務の島の若しは其に關する料金類別手續業務設備若しは規定に關しては 該交換業務の
一部か州若しは外國通信を改すとすと雖も此種の事項は州委員会若しは地方政府当局の規則に依
りすべきものなる場合は本法の規定は適用せらるるもの若しは委員会に管理權を有するものと解釈
すべからず

三 有線電話通信に從事する通信事業者に付本法を施行する目的を以て 委員会は此種の通信事業
者の資産にして有線電話通信の使用せらるるものを識別し且該通信事業者の資産にして州向若
しは外國電話市外業務に使用せらるるものと解せらるべきものと決定することを得此種の識別は通信
事業者 通信事業者の資産を存する州の州委員会（該州が州委員会を所せざるときは知事）及
委員会が規定することあるべき其他の若しは通告せらるる上層向の後 行はるべきものとす

四 有線電話通信事業者の資産の価値を査定し且當りては委員会に 本條に於て許可せられたる
類別と稱したる後此種の通信事業者の資産の中州向若しは外國電話市外業務に使用するに定めら
れたる部分のみは付 自由裁量に於て再査定することを得

第三編 無線に關する特殊規定

無線通信若しは「エムエルギー」の無線伝送に對する特殊規定

本法の目的は、州向及外國無線伝送の通信路の一切に對する合衆國の管理權を保持すること、及
聯邦當局の附与せる特許狀の下に於ける規定期間内の諸種の若しは依る此種の通信路の使用（所有

第三〇一條

本法の目的は、州向及外國無線伝送の通信路の一切に對する合衆國の管理權を保持すること、及
聯邦當局の附与せる特許狀の下に於ける規定期間内の諸種の若しは依る此種の通信路の使用（所有

本法の目的は、州向及外國無線伝送の通信路の一切に對する合衆國の管理權を保持すること、及
聯邦當局の附与せる特許狀の下に於ける規定期間内の諸種の若しは依る此種の通信路の使用（所有

（イ）「ブライデン」 諸島「ズルト・リコ」「アラスカ」「グアム」「アメリカン・サモア」及「ハワイ」等
 州は本條に定まる地帯より明白に除外せらるる

（ロ）「ブライデン」 諸島「ズルト・リコ」「アラスカ」「グアム」「アメリカン・サモア」及「ハワイ」等
 州は本條に定まる地帯より明白に除外せらるる

（ハ）法律に抵触せざる規則にして高相互間の妨害を防止し且本法の規定を施行するに必要と認めら
 るることあるべきものを制定すること但前項の設計可能力若し局の運用時間における変更は
 此種の変更が公衆の利便若し利益を促進し又は公衆の必要に資する所あるべきこと或は此種の
 変更は依り本法の規定が一層充分に遵守せらるべきことを委員会が公開標向の後決定するに非
 れば 局持許権者の同意なくして之を行ふべからず

（ニ）無線の新規利用を研究し 局設者の実験的利用を規定し且公衆の利益の高一層大規模にして局
 設者の無線の利用を一般的に奨励すること

（ホ）各局が業務を行ふべき区域若しは地帯を定むること

（ヘ）連続放送に從事する無線局に適用すべき特殊規則を制定すること

（ト）局に対し「プログラム」の記録又は「エネルギー」通信若しは信号の放送の記録として希望すべ
 きものと認めらるることあるべきものを作成することと要求する一般規則及規程を制定する
 こと

（イ）「ブライデン」 諸島「ズルト・リコ」「アラスカ」「グアム」「アメリカン・サモア」及「ハワイ」等
 州は本條に定まる地帯より明白に除外せらるる

委員会の一般権力

本法に別段の規定ある場合を除くの外 委員会は無線局公衆の利便利益若し必要上其の要あるとき
 は 左記の(イ)の各号を局すべきものとし且(ハ)乃至(ト)の各号の権能を有すべきものとす

(イ) 無線局を分類すること

(ロ) 特許を受けたる局の各種類及何れかの種類内の各局が局すべき業務の性質を規定すること

(ハ) 局の諸種類に対し周波数帯を割当つること及各機の局は周波数を割当つること並に各局が使用
 すべき電力及各局が運用せらるべき時間と決定すること

(ニ) 局の種類若しは各個の局の位置を決定すること

(ホ) 使用せらるべき装置の種類と其の外部的影響に關して規定すること並に各局及其に於ける装置
 よりの特射の純粋度及鋭度を規定すること

(ヘ) 法律に抵触せざる規則にして高相互間の妨害を防止し且本法の規定を施行するに必要と認めら
 るることあるべきものを制定すること但前項の設計可能力若し局の運用時間における変更は
 此種の変更が公衆の利便若し利益を促進し又は公衆の必要に資する所あるべきこと或は此種の
 変更は依り本法の規定が一層充分に遵守せらるべきことを委員会が公開標向の後決定するに非
 れば 局持許権者の同意なくして之を行ふべからず

(ト) 無線の新規利用を研究し 局設者の実験的利用を規定し且公衆の利益の高一層大規模にして局
 設者の無線の利用を一般的に奨励すること

(チ) 各局が業務を行ふべき区域若しは地帯を定むること

(リ) 連続放送に從事する無線局に適用すべき特殊規則を制定すること

(ル) 局に対し「プログラム」の記録又は「エネルギー」通信若しは信号の放送の記録として希望すべ
 きものと認めらるることあるべきものを作成することと要求する一般規則及規程を制定する
 こと

(六) 鉄道車輛上の無線局を全線並は一帯視察の條件中より除外し又は此種の規則と自明規程に於て変更すること

(七) 局の「オペレーター」の資格を規定し、其の遂行すべき任務に従て之を分類し、免許状の形式を定め且委員会が資格ありと認むる合衆國公民に之を発給すること

(八) 無線局は凡そ各号の行爲ありと認めらるる委員会の認むるに充分なる証拠あるとき二年を超えては期間を以て「オペレーター」の免許を停止すること (一) 合衆國に對し拘束力を持つ法律若し條約の規定にして委員会が本法に依り施行する権能を附与せられたるもの又は此種の法律若し條約の下に委員会が制定したる規則に違反すること若し (二) 自己の準備せられたる船舶の船長の合法的なる命令を履行せざりしこと若し (三) 故意に無線装置と毀損し若し其の毀損せらるるを放置せること若し (四) 無線局の無線電信機は信号又は不敬若し早報若し言語を合衆國無線電信を伝送せること若し (五) 故意若し悪意を以て他の無線電信機は信号を妨害せること

(九) 一切の無線電信機は建設及運用上本法を委員会の規則及規程並に其の建設及運用の爲の特許状の條件に一致し居るやを確する爲の設置を命ぜらるること

(一〇) 一切の局の呼出符号を指定すること

(一一) 委員会が合衆國の管轄権に及ぶべき無線局の有效なる運用の爲及本法の適用する所なる航行の爲必要と認むることあるへき呼出符号並に其他の告知及資料を公表せしむること

(一二) 無線局が航空に對する脅威を成し若し或は成すへき合理的可能性ありと認むるときは、無線局に「X」字を又は電波を閉鎖せしむべきを要求すること

(一三) 特許権者に依る 航業

局の特許状の申請者が特定の国政敷若し「エーテル」を特許状若し其他に依り以前に使用し居りたりとの理由を以て合衆國の管轄権に對して是の適用に附する要求を拒絶する旨署名を附して立証せる後に於ては特許状は委員会に依り附与せらるへかからず

第三〇四條 局の特許状の申請者が特定の国政敷若し「エーテル」を特許状若し其他に依り以前に使用し居りたりとの理由を以て合衆國の管轄権に對して是の適用に附する要求を拒絶する旨署名を附して立証せる後に於ては特許状は委員会に依り附与せらるへかからず

第三〇五條 (一) 合衆國に屬し且合衆國に依り運用せらるる無線局は本法第三〇一條及第三〇二條の規定に従ひて八割以上

第三〇六條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三〇七條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三〇八條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三〇九條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三一〇條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三一一條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三一二條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三一三條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三一四條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三一五條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三一六條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三一七條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三一八條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三一九條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三二〇條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三二一條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三二二條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三二三條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三二四條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三二五條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三二六條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三二七條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

第三二八條 本法第三〇一條は外國船舶が合衆國の管轄権内に在るとき該船舶上に於て無線電信若し信号を送信する若し運用すへかからず但此種の通信若し信号は妨害を防止する爲の必要にして本法の権能の下に公布せらるることあるへきものに従ひて之の發送せらるへきものとす

但特許状用紙、運用時間若しくは局の電力の削減を成せる部分にして何れかの地帯に当てられたるものに対し該地帯より申請すべきときは、委員会は何れかの地帯より申請せられたる割合の既余に付他の地帯よりの申請者に対し一回二十日の一時留断を以て特許状を免却することを得、而して其際該地帯の留断の一時留断を限りて行はれざるものなることを得、特許状を免却すべきものとする制当は局のスタッフの存する州若しくは区に於て行ふべきものとし、送信機を有する州若しくは区に於て行ふべからず、但委員会が電力一百ワットを越えざる動機は此種の局の公衆の利益利益若しくは必要とする所あるべしと認め、且此種の局の運用が公衆の利益の下に特許状を附与せられたる局の正当にして有故なる派線業務を妨害することとなるべしと認めるときは追加の特許状に対する申請を拒絶することを得

- (イ) 委員会が議金の非官利約紙、カログラムの形式等は種類に又は非官利約紙の各欄の型式等は種類と同一種せらるるものは無効な送電機の所定の割合を成文法を以て割当つる案を研究し且一九三五年二月一日迄は前各条に其の理由を議会に報告すべきものとす
- (ロ) 放送局の運用に付して附与せられたる特許状の期間は三箇年を其他の何れかの種類の局の運用に付して附与せられたる特許状の期間に五箇年を越ゆるべからず、而して附与せられたる特許状は以下に規定せる何れに依り取消することを得、特許状の期間となる場合申請あつたときは此種の特許状の書類は放送特許状の場合には三箇年或は他の特許状の場合には五箇年を越ゆる期間を以て随時附与せらるることを得、但特許状の期限の満了此種の申請の特許状に肉する委員会の行務は原申請の特許の期限と同一の期限を以て限られ且其の期限を越ゆるべからず
- (ハ) 廃存の特許状の書類は原特許状の期限より三十日以前には附与せらるべからず

特許の申請外國通信に對する特許の條件

(イ) 委員会は其の要する申請書に基くとし、且限り特許状、特許状の書類及特許状の変更を附与することを得、但委員会が緊急と認むる場合には公衆の利益若しくは航空機上の局に對する特許状の特許の書類及特許状の変更は此種の正式の申請なくして委員会が認むることあるべし、條件の下に免却せらるることを得るも此種の特許状の期間は附与する割合に於ても三箇月を越ゆるべからず

このつぎのものに對して委員会は各上の公衆の利益若しくは航空機上の局の運用に對する特許状にして該特許が公衆の利益の一部を認むるの特許状に付して附与するものなり、ケーブル電信若しくは無線電に對して附与することを得

此種の申請書の一切は局を違はず、且申請者の公民権身分及び財政的技術的及其他の資格は向して委員会が規定することあるべし、申請申請せられたる局及其の不足通信兩方面あるときは該特許申請の運用を立置地せんとする運送機及び局を運用せんとする一日の時間若しくは其他の期間の運用目的を委員会の要求することあるべし、其他の事項を要求すべきものとする委員会は此種の申請書の提出後、且委員会の特許状の期間中の何れなる時に於ても申請者若しくは特許権者に対し此種の申請書と取捨すべきや否は決定すべし、或は此種の特許状を取消すべし、或は委員会として決定するを得せしむ、或は申請の取消を要求することを得、此種の申請書及若しくは此種の申請書は申請者若しくは特許権者の依り申請せられたる局の上書きを附せらるべし、或は此種の合衆國又は大陸及びと認むるものと向して合衆國の官務員に於てハミントン州若しくは外海との間の商業的通信を目的とする若しくは其の電報の使用せらるるものに對する特許状を附与するに當りては委員会が一九二一年五月二十四日附議せられたる合衆國に於ける通信ケーブルの設置及運用に關する法律と稱する法律に依り、ケーブル特許状に關して課する権限を認め、この凡たる條項條件若しくは制限を課することを得

特許申請書に關する審判、特許状の形式、特許状に附せらるる條件

(イ) 局特許状又は局特許状の書類若しくは変更に對する申請書の審査の上其の審査が公衆の利益利益若しくは必要とする所あるべしと委員会が決定するときは委員会が右の規定に一致して特許状の給與若しくは変更を許すべし、或は之を不許可とす、委員会は此種の申請書と審査の上此種の決定に違はざるべし、委員会は申請者に其の旨を通告し、右の申請書に關する審判の場の特及場所を定め且通告し、更に此種の申請者に対し委員会が規定することあるべし、規則及規程の下に審判を受ける機会を與へしむるものとす

パレグラフとして送達應答及之に關する無線通信は訂し指定せられたる無線電波を以て遵守之義務を要す

運送信号及通信

船舶上の無線局の一切は委員会に依り定められたる無線電波を以て運送の無線通信若しは信号を運送する為を以て用はすべく其の運送の無線電波は運送の無線電波に非ざる無線電波を以て運送する為を以て用はすべからざることを規定す

第三二二條

海軍と海上の船舶との間の無線電波の運送の無線電波は運送の無線電波に非ざる無線電波を以て運送する為を以て用はすべからざることを規定す

政府局と商業局との間の妨害

政府局と商業局との間の無線電波の運送の無線電波は運送の無線電波に非ざる無線電波を以て運送する為を以て用はすべからざることを規定す

外十一

最小電力の使用

無線電波の運送の無線電波は運送の無線電波に非ざる無線電波を以て運送する為を以て用はすべからざることを規定す

第三二四條

無線電波の運送の無線電波は運送の無線電波に非ざる無線電波を以て運送する為を以て用はすべからざることを規定す

第三二五條

無線電波の運送の無線電波は運送の無線電波に非ざる無線電波を以て運送する為を以て用はすべからざることを規定す

第三二六條

無線電波の運送の無線電波は運送の無線電波に非ざる無線電波を以て運送する為を以て用はすべからざることを規定す

第三二七條

若は不敬なる言語を使用すべからず

商業通信の爲の海軍局の使用

海軍大臣は國際的約定に依る制限を設けず限り海軍大臣の定むる條項及條件並に料金の下に(一)該料金は正当にして合理的なるべきものとす(二)付託の如何を問はず合衆國の所有に屬し且該條項の管理の下にある一切の無線電波を無線の爲に使用する權を本法に依りて得(三)合衆國其の草州若は屬領に於て飛行せしめ又は外國に於ける合衆國公民に依り若は合衆國の新開會に依り飛行せしめざる新聞の發表する新聞通信を電信及送電する爲に(四)船舶相互間船舶及海軍間アラビアの地方並に西印度アラビアの諸島大陸間に於て私用商業通信を電信及送電する爲に此種の通信の中合衆國の太平洋洋海「ワイ」アラビア「アマム」アメリカン「サモア」フィリッピン「群島」東洋との間及合衆國と「ウア」アトランティック諸島との間の新聞通信を除くの外一切のものの電信及送電に對して定められたる料金は同種の通信及電報に對して私的に所有し運用せらるる局に依り課せらるる料金をより低廉なるへかりさるものとす(五)更に本法に附する目的の何れかの爲に此種の局を使用する權利は國相互間若は地方相互間又は地方と私的に運用せらるる船舶との間に關する限り私的に所有し運用せらるる局が此種の國相互間又は地方相互間又は地方と私的に運用せらるる船舶との間に於ける通信の正常なる管理に妨げを得るに對するときは如何なる所にとりて停止せしめらるべしとの條を委員は海軍大臣に其の管理を委任するべきものとす

第三二八條

「ワイ」フィリッピン「群島」及「ギヤナル」地帯に關する特殊規定

第三二九條

本編「ワイ」フィリッピン「群島」若は「ギヤナル」地帯に適用せらるるべからず

委員は合衆國の海軍大臣に其の管理を委任するべきものとす

第四〇一條

第四編 訴訟及施行に關する規定

法律及委員會の命令を施行する管轄權

委員は合衆國の海軍大臣に其の管理を委任するべきものとす

第四〇二條

委員會の命令を施行若は取消す爲の訴訟手續

本法に依り州商業委員會の命令の施行若は取消は一九一三年十月二十二日の法律の規定に於て本法の下に於ける委員會の命令(無線局の建設許可書若は無線局特許書又は現行無線局特許書)

第四〇四條

委員会が調査を行ふときは如何なる場合と雖も該調査に關する報告書にして委員会の終結を前提
たる本案の決定命令若しは條件と共に陳述すべしものとす。或る場合は委員会の職務とす而して
審判權を行使し得る場合に於ては此種の報告書は既決定の基礎をなす事実の認定を含むべきものとす

委員会の前に於ける再審問

争訟手続を経て委員会が決定命令若しは條件を定めたる時は該争訟の当事者は如何なる時に於ても
その決定命令若しは條件又は其に定められたる事項の再審問を申請することを得而して充分なる理由
あることを明かにせらるるときは此種の再審問を自由裁量に於て聽許することを得。委員会は之を以て合
志的とす。但し第三條の下に定められたる決定命令若しは條件の場合に於ては再審問の申請を得る
期間がその決定命令若しは條件の效力を喪失する日の後二十日に限らるべきものとす。且此種の申請は
當事者又はその法定命令若しは條件の效力を喪失する日の後二十日に限らるべきものとす。且此種の申請は
あることを得再審問の申請は委員会が制定することを得。一審の裁判に對して是の如く再審問を
得ることを得。委員会の特殊命令あるに非ざれば委員会の決定命令若しは條件を遵守する義務を負ふこと
を得。再審問の再審問を以て其の進行を停止するは延期する何等かの效力を有するものには非ず
す。再審問が聽許せられたる場合に於ては其の或る争訟手続は原審問に於ける争訟手続に比し可く一致
すべしものとす。此種の再審問を行はば且前審問に於て未だ未だ生ずる争訟を包含一切の争訟を消滅せしめ
るべき決定命令若しは條件が何等かの原因に於て不正若しは是認し難きことと委員会の判断に於て明らかとな
るときは委員会が之を適當に取消変更若しは修正することを得。原決定の此種の再審問取消変更若
しは修正の決定命令若しは條件は原命令と同一の規定に従ふべきものとす

業務の提議を強制する命令

合衆国の各裁判所が本法の規定に依りて争訟手続を依るべき規定の何れかの違反を申立つる者の
告発あり且該違反は依りて手続が阻害され或る程度に於て争訟手続が停止し得る状態に於ては再審問又は無
効に依る「よくし」の州の若しは外國の裁判所の業務を該争訟手続が同一の條件の下に於ける
同様の争訟手続を依るべき規定の何れかを課すること同一の料金を同一の様式に有利なる条件に於て受
けることを得。争訟手続の開始に於ては争訟手続を申請する當事者に此種の通告書は送附の義務を負ふべき
ものとす

第四〇六條

争訟手続を経て委員会が決定命令若しは條件を定めたる時は該争訟の当事者は如何なる時に於ても
その決定命令若しは條件又は其に定められたる事項の再審問を申請することを得。委員会は之を以て合
志的とす。但し第三條の下に定められたる決定命令若しは條件の場合に於ては再審問の申請を得る
期間がその決定命令若しは條件の效力を喪失する日の後二十日に限らるべきものとす。且此種の申請は
當事者又はその法定命令若しは條件の效力を喪失する日の後二十日に限らるべきものとす。且此種の申請は
あることを得再審問の申請は委員会が制定することを得。一審の裁判に對して是の如く再審問を
得ることを得。委員会の特殊命令あるに非ざれば委員会の決定命令若しは條件を遵守する義務を負ふこと
を得。再審問の再審問を以て其の進行を停止するは延期する何等かの效力を有するものには非ず
す。再審問が聽許せられたる場合に於ては其の或る争訟手続は原審問に於ける争訟手続に比し可く一致
すべしものとす。此種の再審問を行はば且前審問に於て未だ未だ生ずる争訟を包含一切の争訟を消滅せしめ
るべき決定命令若しは條件が何等かの原因に於て不正若しは是認し難きことと委員会の判断に於て明らかとな
るときは委員会が之を適當に取消変更若しは修正することを得。原決定の此種の再審問取消変更若
しは修正の決定命令若しは條件は原命令と同一の規定に従ふべきものとす

十二 別表(一)

第四〇七條

通信手続を経て委員会が決定命令若しは條件を定めたる時は該争訟の当事者は如何なる時に於ても
その決定命令若しは條件又は其に定められたる事項の再審問を申請することを得。委員会は之を以て合
志的とす。但し第三條の下に定められたる決定命令若しは條件の場合に於ては再審問の申請を得る
期間がその決定命令若しは條件の效力を喪失する日の後二十日に限らるべきものとす。且此種の申請は
當事者又はその法定命令若しは條件の效力を喪失する日の後二十日に限らるべきものとす。且此種の申請は
あることを得再審問の申請は委員会が制定することを得。一審の裁判に對して是の如く再審問を
得ることを得。委員会の特殊命令あるに非ざれば委員会の決定命令若しは條件を遵守する義務を負ふこと
を得。再審問の再審問を以て其の進行を停止するは延期する何等かの效力を有するものには非ず
す。再審問が聽許せられたる場合に於ては其の或る争訟手続は原審問に於ける争訟手続に比し可く一致
すべしものとす。此種の再審問を行はば且前審問に於て未だ未だ生ずる争訟を包含一切の争訟を消滅せしめ
るべき決定命令若しは條件が何等かの原因に於て不正若しは是認し難きことと委員会の判断に於て明らかとな
るときは委員会が之を適當に取消変更若しは修正することを得。原決定の此種の再審問取消変更若
しは修正の決定命令若しは條件は原命令と同一の規定に従ふべきものとす

全員の交渉に關する命令の強制の處の訴権

通信手続を経て委員会が決定命令若しは條件を定めたる時は該争訟の当事者は如何なる時に於ても
その決定命令若しは條件又は其に定められたる事項の再審問を申請することを得。委員会は之を以て合
志的とす。但し第三條の下に定められたる決定命令若しは條件の場合に於ては再審問の申請を得る
期間がその決定命令若しは條件の效力を喪失する日の後二十日に限らるべきものとす。且此種の申請は
當事者又はその法定命令若しは條件の效力を喪失する日の後二十日に限らるべきものとす。且此種の申請は
あることを得再審問の申請は委員会が制定することを得。一審の裁判に對して是の如く再審問を
得ることを得。委員会の特殊命令あるに非ざれば委員会の決定命令若しは條件を遵守する義務を負ふこと
を得。再審問の再審問を以て其の進行を停止するは延期する何等かの效力を有するものには非ず
す。再審問が聽許せられたる場合に於ては其の或る争訟手続は原審問に於ける争訟手続に比し可く一致
すべしものとす。此種の再審問を行はば且前審問に於て未だ未だ生ずる争訟を包含一切の争訟を消滅せしめ
るべき決定命令若しは條件が何等かの原因に於て不正若しは是認し難きことと委員会の判断に於て明らかとな
るときは委員会が之を適當に取消変更若しは修正することを得。原決定の此種の再審問取消変更若
しは修正の決定命令若しは條件は原命令と同一の規定に従ふべきものとす

全員の交渉に關する命令の有効期間

本法に別段の規定なき限り全員の交渉に關する命令以外の委員会の一切の命令は該命令の送達後
三十日未満のうちに適當なる期間内に效力を発生すべきものとす。且該命令の効力あるは若
しは特定の期間中 命令の規定する所に従ひ該命令に於て效力を発生すべきものとす。但し該命令が委員会
に依りて停止変更若しは取消せられ又は所管裁判所に依りて停止若しは取消せらるるときは此限りには非ず

訴訟手続に關する一級規定に於ける人及び口供

三三

第四〇八條

本法に別段の規定なき限り全員の交渉に關する命令以外の委員会の一切の命令は該命令の送達後
三十日未満のうちに適當なる期間内に效力を発生すべきものとす。且該命令の効力あるは若
しは特定の期間中 命令の規定する所に従ひ該命令に於て效力を発生すべきものとす。但し該命令が委員会
に依りて停止変更若しは取消せられ又は所管裁判所に依りて停止若しは取消せらるるときは此限りには非ず

第四一三條

更に前記の如く公証料と或る前記の料金を 裁判、契約、協定、約定若し警告の何れかの場及後...

第四一四條

本法の規定は留置法若し民法に依り現行する故若し規定を如何なる方法に於ても制限若し変更す...

第四一五條

引合目的なる料金は若し其の一部の賠償を受くる為の通信事業者に依る一切の訴訟行爲は訴訟行爲...

第四一六條

(4) 委員会の一助の命令は遺滞なく「フン」として於ける通信事業者の被指名代理人若しは...

一切の法律の下に於ける州商會委員会の事務、権力、職務等は皆無効に影響を及ぼし又は右の
諸法律に抵触し若は其の履行を妨ぐるものと解釈せらるべきこと
現行の法律の規定の下に於ける電報会社を専ら經營するの事務、権力、職務、権力及職
務は之と本法に依り委員会に譲渡し及ぼす

廢止及改正

(一) 改正せられたる一九二七年の電報法は本法に依り廢止す
(二) 改正せられたる州商會法の規定は其が所轄する電報会社に係る通信又は有線若は無線に依り運用
する電報、電話若はケーブル会社に関する限り、第一條(四)の最後の規定及第一條(七)の規定を除
くの外、本法に依り廢止す

(三) 一九二一年五月七日附屬法に於ける電報、ケーブルの運轉及運用に関する法律、
と稱する法律第二條の最後の一文は之を訂正す、本法の規定は通信の伝送に關する既用通信
委員會の権力及管轄權を制限するものと解釋せらるべきこと
(四) 一九一四年十月十五日附屬法に於ける本法を修正する法律第十一條第一項を之の如く改正す
其他の目的の爲の法律と稱する法律第十一條第一項を之の如く改正す

應行する本法に依り之を改正するもの

(一) 改正せられたる州商會法に於ける第一條運動事業を以て運用可能なる場合に州商會
委員會に(二)有線若は無線通信又は「ケーブル」の運轉法に從事する一級通信事業を
以て運用可能なる場合に(三)郵便運輸委員會に(四)銀行、銀行團及信託会社に運用可能なる場
合に(五)既得の「ケーブル」等に関する他の性質の商業の一切に運用可能なる
場合に(六)既得の「ケーブル」等に関するものに
應行する本法に依り之を改正するもの

債權人、認許、資産及三金の移轉

(一) 既得の「ケーブル」委員會の官天及債務人(本法に依り其の職を廢止せられたる該委員會の委員と
稱す)として既得の事務を委員會の所有する運轉に必要なりと委員會が認める者の一切は、舊制

若は移轉を成遂することなくして本法に依り委員會に移さるべき債權人は、此種の官天及債務人
に對するものことあるべき義務に一致せしむる應、此種の類別若は移轉の改正を規定すること
に對し

(二) 本法に依り委員會に譲せられたる債權及資産(申請所付書及證明書を
含む)監督用無償債權を含む(三)本法に依り委員會に譲せられたる債權、権力及職務に
關する州商會委員會及郵務長官の管轄權の下にあり一切の記録
(四) 既得の「ケーブル」委員會の既得の事務(五) 既得の「ケーブル」委員會の既得の事務(六) 既得の「ケーブル」委員會の既得の事務

移轉、廢止及改正の效力

(一) 本法に依り廢止若は改正せられたる法律の規定の下に於て又は本法に依り委員會に移されたる
事務、権力若は職務の履行に於て州商會委員會、既得の「ケーブル」委員會若は郵務長官に依り成
せられたる定められたる若は与へられたる命令、決定、規則、規程、許可、契約、持許及持許に
て本條が效力を有する時に有效なるもの一切は、委員會に依り若は法律の施行に依り變更、
終止、変更若は廢止せらるべきものとす

(二) 委員會の組織力時に於て既得の「ケーブル」委員會、州商會委員會若は郵務長官の職に於て既に職務
せられたる若は職務中する申請手續、寫向若は調査は其が委員會の前に於て最初より開始せら
れたる場合と同様の方法に於て委員會に依り繼續せらるべきものとす、但此種の申請手續、寫
向若は調査は(一)本法に依り委員會に譲られたる既得の事務の管理を命じ、若は(二)本法の規
定の下に委員會に附与せられたる同一の管轄權の履行を命じるときに限る

(三) 本法の下に委員會に移されたる一切の記録は此種の記録が最初より委員會の記録なる場合と同
一の範圍に於て委員會に依り使用せられ得べきものとす、若は有線通信に從事する一級通信
事業を以て向する州商會委員會に依る或は郵務長官の最終的準備及決定の一切並に此種の準備及

決定に關する州商高委員の命令の一切は其の本法の下の委員会に依り行はれざる場合と同
一の效力を有するべきものとす
(二)本法の規定は委員会に職權の日以前に或るべきに於て其の職務を及ぼすべきもの非ず而て此
種の訴訟の一切は本法が通過せしめられたる後及び其の方式及效力に於て懸念せらるべきものとす
該訴訟に於て或るる訴訟手續を履行せしめたる上訴及びその判決に何等の不服もなし 公衆の進行に關
して合衆國の教養任務が官長に依り若し其の利益に對して合法的に開始せられたる訴訟は 罷免
審判及裁断の比連の被委任者若し官吏より委員会への本法の規定の下に於ける職務の履行に依
り中断せらるべきに於て但し其の職務は同僚問題の解決と達成するに比連の訴訟の存続が必要なるこ
とを以て申請書若し補足的請願書が右の形骸の換す二箇月以内の内に於て提出せらるべきは
該訴訟が委員会に依り若し委員会に對して維持せらるべきことを許すことを得

通信の許されざる表

可憐者は無條件に依り州商高委員は外國通信を受信する者は該受信を後知する者若し其と送信する者若
該送信を後知する者は右の通信の存在 内容 要旨 主旨 趣意若し意味と送信者は其の許可
せられたる通信路に依る命令を除くの外 上記以外の者は該送信は後知すべからず
(一)右宛人 其の代理人若し代理人(二)此種の通信とその宛先に転送する為準備せられたる若し其の宛先を
へられたる通信路に通過せしめられたることあるべき通信路局所の計算機若し配分機たる適當なる
職員自己の勤務する船舶の船長(三)郵便管轄區域の裁判所の宛せらるべき通信に於て(四)其他の
合法的なる当局の要求あるときを以て人より委任を受けたる者は 通信を受受し且此種の傍受せら
れたる通信の存在 内容 要旨 主旨 趣意若し意味と如何なる者にかが請願書若し発表すべからず
当該權利を行使せる者は 有線若し無線に依る州商高委員は外國通信を受信し若し其の受信を援助し
又は右の通信路に其の含まれたる情報と自己の利益若し当該權利の行使せる他の者の利益の爲に
使用すべからず 此種の傍受せられたる通信を受信せる者若し該通信は其の一部の内容(要旨
主旨 趣意若し意味と如何なるに到れる者は 此種の情報か右の如くにして得られたることを知り居
るときは 右の通信若し其の一部の存在 内容 要旨 主旨 趣意若し意味と請願書若し発表し又

右の通信若し其の含まれたる情報と自己の利益若し当該權利を行使せる他の者の利益の爲に使用
すべからず 但し本條は該送信せられたる無線通信又は一般公衆の快用の爲に若し該送信は該送信
「アマチュア」若し其の他の者に依り送信せられたる無線通信の内容の受信 漏洩 發表若し利用に
適用せず

戰時ニ大統領の權力

(1)合衆國が参加し居る戰爭の継続中は 大統領は其が國家の防衛及安全の爲必要と認めるとき
は其が國家の防衛及安全の爲必要と認めざる通信に對し本法に從ひべき通信手続若し優先權を予
ふべきことを 指令する權能を有す大統領は其の決定する時は於て且其の決定する限に對し右
の指令を從し且之を修正 変更 停止若し是を中止することを得 而て此種の目的の爲大統領は直
接に又は当該目的を以て大統領が指示する 一名若し二名以上の者を通過して又は委員會を通過して
命令を發する權能と本法に依り附与せらる此種の命令若し指令に對して優先權を有する理由に依り
該命令若し指令に從ひ通信手続若し 此種の命令若し指令に對して優先權を有する理由に依り
通信手続若し本法に依り刑法上の罰 裁奪若し責任と課する現行法の規定の何れか若し一切を免
除せらるべきものとす

(2)合衆國が参加し居る戰爭中は知りつつ若し故意に暴力若し暴力の脅威に依り脅迫せられて無線
若し有線に依る州商高委員は外國通信を妨害し若し其の送信せしめ又は其を補助することは 如何なる
若し知りてもし不法なるべきものとす 大統領は 公衆の利益の必要とするとき認めるときは如何
なる時は於て右通信の比連の妨害若し延延を妨ぐ爲合衆國の軍隊と使用する權能と本法に依り
て附与せらる 但し本條の規定は 一九一四年十月十五日附符號せられたる「不法なる抑制及他
占を禁止する現行法律を補足する爲及其他の目的の爲の法律」と稱する法律第六條若し第二十條
と修正 修正若し影響するものと許せらるべからず

(3)戰爭 戰爭の脅威又は公共的危険 災害 若し其他の國家的危急の狀態が存在する旨の若し合
衆國の中立を確保する爲の大統領の布告あるときは 大統領は 其の適當と認めるときあるへ
き期間 合衆國の管轄権内にある局の何れか若し一切に適用可能なる規則若し規定を委員會の

三

規定する所に従ひ 停止若は改正すること及無効通告を中止せしむること及誤謬の修正及
交際と振動より撤去せしむることを得 又付不該債の規定するものあるべき規程の下に 所有
者に正当なる賠償と与へたる上 政府の何れかの者が此種の債並に又は其の積置及設備と使用
若は管理することを得可することを得

(二) 不該債は此種の使用若は管理に對する正当なる賠償と確定し且確定せられたる額之と受ける
權利ある者に對する先封及文簿の總額會の証明すべきものとす右の如くにして証明せられたる
額が之と受ける權利ある者にとりて不測なるべきは 此種の者は 石の額の七五パーセントの
外と受けるべきものとす且此種の七五パーセントの文簿の計算せり力とす石の使用及管
理に對する正当なる賠償と受けるべき額と成す如き兩者の額の賠償と受ける爲合衆國を以て權利
と有すべきものとす此種の訴訟は改正裁判所債法第二十四條第二十五項若は第三十五條に依
り規定せられたる方法に於て提起せらるべきものとす

法律の效力發生の日

本法は總務會の組織せつるるとき效力を發生すべきものとす但本條並に第一條及第四條は一九三
五年七月一日に效力を發生すべきものとす委員會は委員會の委員四名が就任せり日を以て組織せ
られたるものと認めらるべきものとす

各條の可分性

本法の何れかの規定若は何れかの者は事情に對する該規定の適用が無効と認めらるるときは本
法の該他の規定及他の者は事情に對する此種の規定の適用は 右に依り影響せらるることなき
ものとす

略 稱

本法は「一九三四年の通信法」として引用せらるることを得

一九三四年六月十九日

協 賛

第六〇七條

第六〇八條

第六〇九條

印刷
新書區四日堂
加 藤 隆 堂

第一章 總則

第二章 電報

第一節 通則

第二節 電報

第三節 字語数の計算

第四節 料金

第一款 通則

第二款 料金の支拂

第三款 料金の拂戻

第五節 配達

第六節 特殊取扱

第七節 照会、改正、取消、閱覽及び謄本

第八節 特別電報

第一款 通則

第二款 慶弔電報

第三款 新聞電報

第四款 無線電報

第五款 電寫電報

第六款 氣象通知電報

第七款 船舶通報電報

第八款 同報無線電報

第九款 放送無線電報

第三章 電話

第一節 通則

第二節 加入電話

第一款 通則

第二款 單獨電話、共同電話及び臨時電話

第三款 構内交換電話

第四款 岸壁電話

第五節 公眾電話

第六節 電話番号簿

第七節 通話料

第一款 通則

第二款 料金の支拂

第三款 料金の免除及び拂戻

第四章 専用電氣通信

第一節 通則

第二節 専用有線電信

第三款 料金

第一款 通則

第二款 料金の支拂

第三款 料金の免除及び拂戻

第五章 電氣通信設備の建設保存

第六節 罰則

第七節 附則

（別表）

(この法律の目的)

第一條 この法律は、迅速、正確且つ安全な電気通信のサービスを、合理的な資金で、あまねく、公平に提供することによつて、電気通信事業の健全な発展を図るとともに、公共の利益を増進することを目的とする。

(定 義)

第二條 左の用語は、この法律及びこの法律は送く命令の解釋に關しては、それぞれ下記に定義に依りしものとし、特定の用例をしない限り公衆の利用に供するものをいう。

- 一 電気通信業務 電気通信によつて、意思及び事実を傳へ、又は受けらる一切の手段を設けし、運用し、及び保存すること。
- 二 電気通信 電信、電話及び電写
- 三 電 信 文字の使用によつて文字の傳送を行う電気的通信方式

四 電 話 言語その他の音聲の傳送のために設けられた電気的通信方式

五 電 写 こうふ的な形に文信するのための静止影像の傳送を行う電気的通信方式

六 電気通信設備 電気通信業務を行うため設備すべき業務用機器、建物及びこれらに附するものなど一切の物的設備

七 電 報 局 電報に關する業務を執行し、地方電気通信管理所又は、地方電気通信取扱局(委託又は私設設備の供用により電報に關する事務を取扱つ郵便局などを含む。)

八 電 話 局 電話に關する事務を取扱つ、地方電気通信管理所又は、地方電気通信取扱局(委託又は私設設備の供用により電話に關する事務を取扱つ郵便局などを含む。)

(業務主体)

第三條 電気通信業務は、國が行ひ、専ら通信省が管理する。

2 人をもたぬ電信業務を行つてはならない。但し、この法律で特に定め
る場合は、この限りでない。

(サービスの停断)

第四條 電気通信省は、天災、その他やむを得ない事由がある場合にお
いて必要あるときは、電気通信省令(以下省令という。)の定めら
るところにより、電気通信のサービスの一部を制限し、又は人命の保護、
災害の救済並びに公安及び秩序の保持のため必要な事項を通報するに
報若しくは通報を他の電報若しくは電報に優先して取扱(取り扱)うことがで
る。

(郵便電気通信業務)

第五條 日本又は日本の船舶と外国又は外国の船舶との間の電気通信
務(以下国際電気通信業務という。)について、国際電気通信業務
同條約に附屬する規則及び同條約第四十條に規定する特別取扱を含む。)
及びこの種の條約に別段の規定がある場合は、その規定による。

2 同條約に規定するものの外、国際電気通信業務の取扱及び料金については、
省令で定める。

第二章 電報

第一節 通則

(電報の送達順位による種別) 一〇、七〇、一一八ノ二

- 第一〇一 條 電報は、その送達順位によつて、左の三種に區別する。
- 一 至急電報 普通電報に優先して送達する電報
- 二 普通電報 至急電報及び翌日配達電報以外の電報
- 三 翌日配達電報 普通電報に遅れて送達する電報

(非常電報) 六通達

第一〇二 條 天災、地変、重大犯罪、えき病の発生その他の非常事態において、その災害の予防及び罹災救助若しくは公安保持に必要な緊急事項を通報する至急電報並びに船舶が遭難し又は遭難に準ずる緊急の事態に遭遇し若しくは遭遇のおそれのある場合において、生命財産の保全に必要な緊急事項を通報する至急電報は、省令の定めるところにより、非常電報として、最優先順位で送達する。

(特別至急電報) 二

第一〇三 條 天皇、皇、地方自治体若しくは外国の元首、大臣、大使、公使、領事、司令長官その他これらに準ずる重要地位にある者の発信する至急電報及び公共の利益に重大な関係がある金ゆう票、産業又は交通の発信する至急電報並びに気象の観測及び警報を内容とする至急電報その他の至急電報で電気通信省が緊急と認めるものは、省令の定めるところにより、特別至急電報として、他より至急電報(前条に定めるものを除く。)に優先して送達する。

(同一種別の電報の送達順序) 六

第一〇四 條 同一種別の電報は、受付又は受信の順序により、送達する。(省令への委任) 新

第一〇五 條 この章に規定した電報に関する事項の実施に必要な細目は、省令で定める。

(用字)八

第二〇一条 電報は、省令の定めるところにより、和文電報においては、片かな。數字及び記号で、因文電報においては、ローマ字、數字及び記号で記載しなければならぬ。

(用語)一四附則八、九外程八

第二〇二条 電報に使用する語辭は、普通語及び暗語の二種とする。

2 普通語とは、和文電報においては、日本語、因文電報においては、日本語又は當令通省が公示する国語であつて、各語辭及び各文句でその屬する国語において、並常これに与えられる意義を有するものをいう。

3 前項に定めるものの外、第五一条の規定によつて登録を受けた名あて略号及び省令で定める語辭は、普通語とみなす。

4 暗語とは、普通語以外の語辭をいう。

(取扱指定)一二

第二〇三条 左の各号に掲げる取扱又はこの法律で特に定める取扱を受けようとする場合は、取扱指定としてその電報に、その旨を記載しなければならぬ。

一 至急電報(非常電報及び特別至急電報を除く。)

二 急電報

三 非常電報

四 特別至急電報(氣象の観測及び予報を内容とする至急電報を除く)

五 特殊取扱

2 前項の取扱指定に使用すべき略号は、省令で定める。一五三、一五三、一五六
第二〇四条 加入電報の加入者は、自己又はその加入電報設置場所に住する者の発信する電報については、省令の定めるところにより、その加入電報による電報の発信を請求することができる。

2 前項の規定により、発信せられた電報について、その加入者又は施設者が、電気通信者に対して、料金の支拂その他の責に任じなければならぬ。

3 前二項の規定は、電報受取のため等に施設した私設電報通信設備その他の設備により、電報を発信する場合に準用する。

4 第一項及び第三項の場合においては、電報一紙ごとに、別に電線送送料を支拂わなければならない。

(電報受取証書)

第二〇五条 発信人は、電報の料金額を記載した電報受取証書の交付を請求することができる。その請求期間は、電報発信の日から起算して十日とする。

2 前項の場合においては、発信人は、電報受取証書一紙ごとに、受取証書料を支拂わなければならない。

(電報受付時間)

第二〇六条 電報局の電報受付時間は、別に公示する。

2 至急電報並びにこの法律若しくは省令で特に定める電報は、前項の電報受付時間にかかわらず受け付ける。但し、電報受付時間外においては全く電報事務を取り扱わない電報局においては、この限りでない。

(省令への委任) 新

第二〇七条 前各条に定めるものの外、名あて及び用語の記載方法、送付方法その他電報の発信に關し必要事項は、省令で定める。

第三節 字語数の計算

(有料字語数) 二六

第三〇一条 電報の有料字語又は有料語数に算入するものは、左の通りとする。

- 一 本文
- 二 名あて (附文電報に限る。)

三 取扱指定

四 署名（欧文電報に限る。）

（和文電報の有料字数の計算）二七

第三〇二条 和文電報中の記号は、その一箇を片かな一字として計算する。但し、括弧は、片かな二字として計算する。

2 濁點又は半濁點を附けた片かなは、二字として計算する。

（欧文電報の有料語数の計算）二八、二九、三〇、三一

第三〇三条 欧文電報の各語彙の語数は、左の各号の區別により、計算する。

一 普通語は、十五字をこえないものは、一語に計算し、十五字をこえるものは、十五字までごとに、一語に計算する。但し、数字及び

記号は、五字若しくは五個又はその端数ごとに一語に計算する。

二 暗語は、五字又は五個をこえないものは、一語に計算し、五字又は五個をこえるものは、五字又は五個までごとに、一語に計算する。

三 普通語と暗語を混合した電報中の本文の普通語は、前号の例によつて計算する。

2 前項に定めるものの外、欧文電報の語数の計算方法は、省令で定める。

第四節 料金

第一款 通則

（電報料金の支拂區別）三七

第四〇一条 発信人は、この法律で特に定める場合を除いて、第一〇一条に規定する電報の種類によるの外左の區別により、電報料を支拂わなければならない。

一 市内電報 発信電報局のある市（東京市の区のある区域は、市とみなす。以下同じ。）町村内又は発信電報局の受発電区域内にいる者にあつた電報

二 市外電報 番号以外の電報

2 翌日配達郵便については、前項に規定する市内常報又は市外常報の区別は設けない。

3 和文常報に連記した第二以下の受信人名又は追書した追呈常報若しくは再送常報の第二以下の居所については、一名あてごとに名あて料として、本文において十字をこえる場合五字以内を増すごとに加算する料金と同額の料金を支拂わなければならない。名あて料は常報料の一部とする。

(特殊取扱料) 旧三八

第四〇二条 照会、特使配達、同文、時間外受付及び配達通知の取扱を請求する者は、常報料の外特殊取扱料を支拂わなければならない。

(端数料金の整理) 四一

第四〇三条 常報に関する料金に、円位未満の端数を生じたときは切り捨てる。

(料金表) 料法

第四〇四条 電気郵便省は、常報に関する料金の支拂に使用するため、電信切手を発行することができる。

(料金表) 料法

第四〇五条 常報に関する料金額は、この法律で特に定める場合を除いて、別表(一)の通りとする。

(省令への委任)

第四〇六条 この前に規定するものの外、料金の算定支拂及び検戻に關して必要な事項は、省令で定める。

第二款 料金の支拂

(料金支拂の原則) 四二四二ノ二

第四〇七条 常報に關する場合は、この法律で特に定める場合を除いて常報を發信する際、發信人が支拂わなければならない。

(年額又は月額料金の支拂) 一六二、一三四、五四、船五一〇、一九ノ三

第四〇八条 年額又は月額で定めた常報に關する料金は、省令の定める

ところにより、電報局又は郵便局に支払わなければならぬ。

第四〇九号 月の中途においてその取扱を開始した場合のその月分の電報に関する料金は、開始の日から起算して、月額の日割で算定する。

2 月の中途においてその取扱を廃止した場合のその月分の電報に関する料金は、月額の日割とする。

（料金異動の場合の決定）

第四一〇条 月の中途において月額で定めた電報に関する料金に異動を生じた場合のその月分の料金の過不足額は、異動の日から起算してその月額の日割で算定し、不足額は支払を請求し、支払済の超過額は払い戻す。

（日割計算の方法）

第四一一條 月で定めた電報に関する料金の日割計算については、暦月の日数にかかわらず、一月を三十日とする。

（料金の後払）四二ノ二

第四一二條 電報に関する料金は、省令の定めるところにより、後払とすることができる。

（料金の受信人払）新

第四一三条 天災、地震その他の場合においては、省令の定めるところにより、発信人は、その支払すべき電報に関する料金について、受信人の取扱を受けることができる。この場合は、取扱指定としてその電報の旨を記載し、後払電報の料金の支払期一五五四二ノ六 新

第四一四條 左の各号に掲げる電報に関する料金は、毎月分を一括して省令の定める期日までに、支払わなければならない。

一 第四一〇四條の規定により発信する電報

二 第四一二條の規定により料金を後払する電報

2 発信人は、省令の定めるところにより、前項に掲げる料金の集金による支払を請求することができる。第四〇八條に掲げる料金につ

いても、また同様とする。

(受信人の不払料金) 四三

第四一五條 受信人が支払を要する電報に関する料金を支払わないとき又は料金の支払を要する電報を受信人に配達することができないときは、その支払うべき料金は、発信人が支払わなければならない。但し、第五〇八條に規定する場合はこの限りでない。

(連帯支払) 四四

第四一六條 電報に関する料金を支払うべき発信人、受信人又は請求者が二人以上あるときは、発信人、受信人又は請求者は、それぞれ連帯して料金支払の責に任じなければならない。

(保証金) 一五三ノ二

第四一七條 電気通信省が必要と認める場合は、第二〇四條若しくは第四一二條の取扱の請求者に対して保証金を寄託させることができる。その金額及び寄託の時期は省令で定める。

2 前項の保証金は、国債で寄託することができる。

3 第一項に掲げる請求者が、電報に関する料金を支払わないときは、電気通信省は保証金をこれにおいて、なお足らないときは、その不足の支払額を請求する。

4 保証金は第一項に掲げる取扱をやめた場合においても、電報に関する料金を支払つた後でなければ、返還を受けることができない。
(料金不払の場合の取扱) 一四二、一五八

第四一八條 電報に関する料金を、その支払期までに支払わないときは、電報局は、不払の期間その取扱を停止することができる。

2 前項の取扱停止の期間が三十日以上に及んだとき又はその停止回数が一会計年度三回以上に及んだときは、電報局は、その取扱の承認を取り消すことができる。

3 前二項の規定は第四一七條に定める保証金について準用する。

第三款 料金の払戻

一 料金を払い戻す場合一法一八四五

第四一九條 電報に關する料金は、この法律で特に定める場合を除いて、左の各号の一に該当するものに限り請求により、払い戻し、支払前の場合には支払を請求しない。但し、第一号から第四号までの場合において、発信人又は受信人の責に歸すべき事由に因る場合は、この限りでない。

- 一 過払及び誤払の料金
- 二 受信人に到達しなかつた電報の電報料及び特殊取扱料
- 三 郵便で到達することができるとき日より遅れて到達した電報の電報料及び特殊取扱料一前払返信料及び配達通知料を除く。一但し、翌日配達電報が受付日の翌日中に到達した場合又は天災、地変その他の事由に因つて、電信設備が故障し若しくは電報が著しく停滯したときにおいて、遅延を承知の上発信した場合を除く。

- 四 誤びようを生じて用務を累さなかつた照合電報の電報料及び特殊取扱料一前払返信料及び配達通知料を除く。一但し、照会の取扱により訂正することができた場合を除く。
- 五 発信人の請求により配達前に取消した電報の特使配達料、前払返信料又は配達通知料
- 六 時間外受付又は配達通知の取扱をしなかつた電報の時間外受付料又は配達通知料
- 七 普通配達区域内において配達した電報又は特使配達の取扱をしなかつた電報の特使配達料
- 八 返信料前払証券を使用して発信した電報の電報料及び特殊取扱料又は特使配達電報の特使配達料が、発信人が支払つた料金より少なかつたときのその差額
- 九 返信料前払電報に対し、返信料前払証券を交付しなかつたとき又は交付した返信料前払証券を使用しなかつたときの前払返信料
- 一〇 発信電報局の送信前に取消した電報の電報料及び特殊取扱料

但し、差額取戻請求を差引いたその額とする。

(同文電報の料金返戻) 四八

第四二〇條 同文電報中の一通若しくは、数通の料金を、前條第二号から第四号までに掲げる事由に因つて、払い戻す場合の払戻額は、省令の定めるところによる。

(払戻請求) 四六

第四二一條 料金払戻の請求は、支払人から、その料金の支払を求めた電報局に、料金支払の自から起算して三十日以内に、しなければならぬ。

(多数人払戻) 四九

第四二二條 料金払戻を受けるべき者が二人以上あるときは、そのうち一人に払い戻す。

(差額計算)

第四二三條 前四條の規定により払い戻すべき料金については、省令

の定めるところにより、差額計算をすることができる。

一 普通配電区域の一

第五〇 普通配電区域は左の一種とする。

- 一 普通配電区域 配電管線所存する人の連なる地域及びこれと隣接する地域で、電氣の信省が現に定めらる区域
- 二 特別配電区域 普通配電局の受電区域で、かつ普通配電区域以外の区域

（普通配電区域の配電）

第五〇二 普通配電区域内に於てた電報は、この法律又はこの法律に基く命令で定められたる場合を除いて特別に於て配電する。

（特別配電区域の配電）

第五〇三 特別配電区域内に於てた電報で、電使配電の取扱指定がな

いものには優待をよつて配電する。電使配電の取扱指定がある電報を、受信人移動などの事由によつて、此特別配電区域内に配電するるときも、また同様とする。

（配電区域外への配電）

第五〇四 特別配電区域外に於てた電報一難な地域であつて、別に公示する地域に於てた電報は、電使電報局と認めおき、電報人の申請を待つて交付する。

（電報の配電）

第五〇五 電報の配電は、この法律に於てた法律に基く命令に別段の定めがある場合を除いて、電使配電に於て、受信人又は電報人の親族その他の同姓の人は、電報配電に配電する。

（加入電報又は電報受取設備などによる配電）

第五〇六條 ^{ホウ}電報の加入者又は加入電報機設置場所居住者にあつた電報は、省令の定めるところにより、その加入電報によつて配達するこゝとてさる。

2 前項の規定は、電報受取のため特に施設した私設電気通信設備その他の設備がある場合のその設置場所居住者にあつた電報に準用する。

（電報配達時間）六三
第五〇七條 着信電報局に、その電報配達時間外に到着した電報は、次の配達時間の開始を待つて、配達する。

2 至急電報並にこのほか若しくは省令で特に定められた電報は、前項の規定にかかわらず、配達時間外においても送する。
但し、配達時間外において全く配達事務を取り扱わない電報局に着信する場合は、この限りでない。

3 第一号の電報配達時間、季節、地域などの区別により、省令で定める。
4 全日配達電報は、受付日の翌日の午前八時以後において配達する。

（受信人の請求による特使配達）六六

第五〇八條 特別配達区域内に居住する者は、予め着信電報局に請求し、自己にあつた電報で、特使配達の指定のないものを、特使により配達を受けらることとてさる。この場合においては、その配達を受けたとき、配達料を支拂わなければならない。

（誤配達などの電報）六七

第五〇九條 電報の誤配達又は誤交付を受けた者は、その配達電報局若しくは交付電報局又はその電報局に、速かにその電報を返えさなければならない。
2 前項の場合においては、電気通信省は、その返付のために要した

費用を請求しより償還を付し得るものではない。

(配達不能電報) 法一五八ハ六ル

第五一〇條 受信人へ配達又は交付することができない電報は、着信電報局に保管し、発信電報局を経てその旨を、発信人に通知する。

前項の規定によつて保管した電報は、その保管開始の日から三十日以内

に配達又は交付の請求がないときは、廢棄する。

(名あて略者の登録) 五九

第五一一條 自己の居新氏に代える名あて略者を使用しようとする者は、着信電報局に、その登録簿を提出し、その登録を請求することができる。

(配達先の登録) 一六〇

第五一二條 自己に代つてた電報の配達場所 又は自己に代つてその電報

を受け取るべき者を特定しようとする者は、着信電報局に、その配達先の登録を請求することからできる。但し、その配達すべき場所が着信電報局の配達区域内又はその電報局と同一市町村内にある場合は、これ限りでない。

(略者登録料及び自己配達料の支拂) 一五九ノ二 一六一

第五一三條 前二條の場合に於いては、請求者は左の區別により、それぞれ略者登録料又は自己配達料を支拂ふなければならない。

- 一 常時 一 会計年度以上継続して登録する場合
- 二 臨時 一 一個月以上継続して登録する場合

略者登録料又は自己配達料の使用を開始し若しくは廢止したときは、常時のものについては、一 会計年度の中途、臨時のものについては、月の中途である場合は、その年度又はその月に屬する料金は全額を支拂ふなければならない。

(正当な配達) 第五一四條 この法律又はこの法律に基く省令に規定する手続を経て、受信人に電報を配達し又は交付したときは、受信人に正当な配達又は交付したものとみなす。

(省令への委任)

第五一五條 この節に規定するものの外、電報の配達について必要な事項は、省令で定める。

第八節 特殊取扱

(特殊取扱の種類)

第六〇一條 電報の取扱取扱として発信人は照合、特使配達、同文、時間外受付、返信料請求、配達通知及び追尾の取扱を、受信人又はあて所に居住する者は再送の取扱を請求することのできる。

2 電報通信省は、省令で、前項に規定する特殊取扱以外の特殊取扱を実施することのできる。

(照合) 八〇

第六〇二條 照合の取扱においてはその電報の寄送に当り、電信電報局と受信電報局との間において反復照合する。

2 前項の規定は、第二〇四條又は第五〇六條の規定により電報を発信し又は配達する場合に用する。

(特使配達) 一一〇 一一一 一一二

第六〇三條 特使配達の場合は、特別配達区域内にあっては電報を、特使によつて配達する。

2 特使配達を分けて左二種とする。

- 一 別使配達 特別配達区域内にあっては電報の、特使によつて配達し、港灣などに停泊中の船舶にあっては電報の、口しけ配送

よる配送

3 発信人は、特使配送料の発信人拂を請求することかである。

第六〇四條 発信人の支拂つた特使配送料が、所定の特使配送料に満たない場合の不足額又は特使配送料受信人拂電報の特使配送料は、受信人が支拂わなければならない。

(同 又) 九九 一〇) 新

第六〇五條 同文の取扱については、同一電報局の配達区域内に居住する二人以上の受信人において、発信する電報で本文(歐文電報については本文及び署名)が同一ものを一括して傳送する。

2 同文電報中に、市内電報を含むときは、市内電報を原信として取扱う。

第六〇六條 和文同文電報はその名あてごとに、それぞれ一通として

取り扱う。

2 和文同文電報の原信以外の各通の料字数は、本文の字数を除いて、原信の有料字数に算入する。

3 和文同文電報の原信以外の各通について、受信人名を連記したものであるときは、これについて支拂うべき名あて料は、原信の電報料に合算する。

第六〇七條 歐文同文電報は一通として取り扱い、各名あて及び各取扱指定はすべて有料語数に算入する。

(時間外受付)

第六〇八條 時間外受付の取扱については、その電報を、発信電報局の受付時間外においても取り扱い、配達電報局の(一)時間外においても送る。

第六〇九條 送附料拂の取扱に於ては、着信電報局においてその前
拂金額を記載した返付料前拂証券を発行し、電報配達の際、これを受
信人に交付する。

第六一〇條 送付料前拂証券を添えた電報は、その証券面に記載された
金額に相当する料金を支拂つたものとして、任意の電報局において、発
信することを得る。

2 返付料前拂証券の使用に關し、その証券の発行の日から起算して二
十日とする。

（配達通知）八五

第六一一條 送付通知の取扱に於ては、その旨を受信人又は
交付した日時を、送信人に通知する。

2 配達通知を分けて左の二種とする。

- 一 電報配達通知 電報送達の場合によつて通知する配達通知
- 二 郵便配達通知 郵便によつて知らぬ配達通知
- 3 特別配達區域内に居住する受信人が、第一級の通知を特使配達の例
により受けることを請求することを得る。

（退尾及び再送）八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三

第六一二條 退尾及び再送の取扱に於ては、受信人の手続を規定する
限りその電報を退送する。

第六一三條 退尾電報又は再送電報を退送した場合は、送附料と電
料に當る電報料を発信したものとしてその電報料を計算する。

2 前項の料金は、電報の配達を受けたとき、受信人が支拂わなければ
ならぬ。

3 再送電報については、その請求者たる再送電報の発信人とみなす。

（省令への委任）新

第六一四條 この節に規定するものの外、電報の特殊取扱に關して必要な事項は、省令で定める。

第七節 照会、改正、取消、閲覧及び騰本

（照会、改正及び取消）

第七〇一條 発信人は、その発信した電報について、照会、改正又は取消の取扱を発信電報局に、受信人はその受け取つた電報について照会の取扱を着信電報局に請求することのできる。その請求期間は、電報発信又は着信の日から起算して、それぞれ五日とする。

第七〇二條 改正又は取消の取扱を請求するときは、これに要する電報の料金を支拂わなければならぬ。但し、原電報か、送信前の場合には、この限りでない。

2 前項の場合において、原電報の配達前に、その改正若しくは取消がなされたか否かについて回答を望むときは、請求の際、その旨を告げ、且つ回答が到着したとき、これに要した電報の料金を、支拂わなければならない。

第七〇三條 改正又は取消の電報か、原電報の配達後着信電報局に到着したときは、その旨を、電報配達の例により、受信人に通知する。

第七〇四條 照会の取扱を請求した発信人又は受信人は、回答の通知を受けたとき、その照会及び回答に要した電報の料金を支拂わなければならない。但し、電報局の過失により照会を請求するに至つた場合はこの限りでない。

第七〇五條 照会、改正又は取消の取扱について発受する電報は、至急

雑誌と同順位により傳送し、その料金は、普通通常電報の由報料と同額とする。

(閱覽及び謄本) 一八一 一八二

第七〇六條 發行人又は受信人は、発信電報について発信電報局に、着信電報については発信電報局に発信電報の原書又は着信電報のひかえの閱覽若しくは謄本を請求することかできる。その請求期間は、電報発信又は着信の日から起算して、それぞれ三十日とする。

2 閱覽又は謄本を請求する者は、閱覽料又は謄本料を支拂わなければならぬ。

(省令への委任)

第七〇七條 この節に規定するものの外、電報の照会、改正及び取消の取扱並びに閱覽及び謄本に關し必要な事項は、省令で定める。

第八節 特別電報

第一款 通則

(電報の利用形式による種別)

第八〇一條 電報は、その利用形式によつて、通常電報と特別電報の二種に區別する。

2 特別電報とは、左に掲げる電報をいふ、通常電報とは、特別電報以外の電報をいふ。

- 一 慶弔電報
- 二 新聞電報
- 三 無線電報
- 四 電寫電報
- 五 氣象通知電報
- 六 船舶通報電報
- 七 同報無線電報
- 八 放送無線電報

(省令への委任) 第

第八〇二頁 この章に定める事項については、

要項は、省令で定める。

この章の第一節から前節までを、
適用し得ないものがある。その場合は、
ある場合は、省令で、
と規定する。

第二款 慶弔電報

(慶弔電報の取扱) 第一三

第八〇三條 慶弔文又は弔慰文を記載した電報は、慶弔電報の取扱を受けることが出来る。

2 慶弔電報は、左の二種とする。

一 別文電報 電報通信會の公示する文例中の一を擇定してその略号を本文とした和文電報 但し發信人の唐所氏名を附記することを妨げない。

二 普通文電報 普通文の書式文又は弔慰文を本文の全部又は一部とした和文電報

3 慶弔電報には、取扱指定として、その旨を記載しなければならぬ。

(贈呈金付又は花付取扱)

第八〇四條 慶弔電報の發信人は、左の特殊取扱を請求することがで

きる。

一 贈呈金付取扱 電報の配達に際し、指定せられた金額を記載した贈呈金證書を贈呈金として同時に配達する取扱

二 花付取扱 電報の配達に際し、指定せられた金額に相当する花を發信人が指定する種別に従い、同時に配達する取扱

2 前項の贈呈金又は花の額は、五千円をこえることができない。

3 第一項第二号に定める花付取扱慶弔電報の配達電報局において、發信人が指定した花を配達することができない場合は、管令の定めるところにより、他の種別の花をもつてこれに代え又はその花の額と同額の贈呈金付取扱慶弔電報として取り扱うことができる。

第八〇五條 贈呈金付取扱の慶弔電報の受領人は、配達電報局にその

贈呈金證書を提出し、管令に規定された金額に相当する通貨を受領する。その請求期間は、證書発行の日から起算して

三十日とする。

2 發信人は使用しなかつた贈呈金證書を發信電報局に差し出して贈呈金の拂戻を請求することができる。その請求期間は、電報發信の日から起算して六十日とする。

3 第四二〇條から第四二三條までの規定は、前項の贈呈金の拂戻に準用する。

(特殊送達紙の使用)五

第八〇六條 慶弔電報は、特殊送達紙により配達する。

(新聞電報の取扱) 一一九 認規二

第八〇七条 新聞事項を内容とする電報で、省令の定めるところによ
り、電報通信省の承認を受けた新聞社又は新聞通信社に於てのも
の、新聞電報の取扱を受けることができる。

2 前項の承認の條件は、省令で定める。

(七〇七の要件) 一二〇、一二一

第八〇八条 新聞電報には、取扱指定として、その旨を記載しなけれ
ばならない。

2 新聞電報は、普通語で記載しなければならない。新聞電報には、
漢字又は私信を記載することができない。

(條件違反の新聞電報) 一二六

第八〇九条 新聞電報として発信した電報であつて、前二條の規定に
反するものがあるときは、通常電報の例により料金を計算した料金を

の不足額を受信人が支拂わなければならない。

(料金の受信人拂) 新

第八一〇条 新聞電報を受信する新聞社又は新聞通信社は、省令の定
めるところにより、料金受信人拂の取扱を受けることができる。

2 第四一四條及び第四一七條の規定は、前項の場合に準用する。
(取扱の制限)

第八一一条 新聞電報については、翌日配達電報の取扱をしない。

第四款 無線電報

(無線電報の取扱) 一一、一一二、無五七

一一二条 船舶から発信し又はこれにあつて電報で、その傳送区間

を越えて無線電報通信により傳送することを要するものは、
無線電報として取扱う。

(船舶無線電報) 一一八、新設

一一三条 船舶又は新聞通信社は、航行中の船舶内に公示する目
録で、船舶に於て発信する無線電報又は航行中の船舶から発信す

を内容とする無線電報については、省令の定めるところにより、予め電通省の承認を受けて、新聞無線電報の取扱を受けることができる。

（無線電報）

第八一四條 船舶中の病者の医費手当については指示を受けられ、その船舶の船長から、電通省の別に公示する病院又は船舶も船舶にきて受信する無線電報及びこれに対する返信は、無線電報とすることが出来る。

前項の無線電報は、電報受付時間にかかわらず受け、且つ特別急電報と同様で送達する。

（船舶の遭難 遺難などに関する料金）

第八一五條 船舶の遭難に際し、その船舶の名稱、遭難の位置、状況その他救助に必要なる事項を通報する無線電報又は船舶が遭難に準ずる状態の事態に遭りし若しくは遭らざるおそれのある場合において

主計財産の保護に必要な事項を通報する無線電報については、有線電報通系上の送達を要するものを除いて、料金の支拂を要しない。前項の電報であつて、有線電報通系上の送達を要するものについては、本急通常電報の料金と同額の料金を支拂わなければならない。

（遭難の救助）無一〇

第八一六條 船舶に於ける無線電報を船舶入港などの事由に因り、無線電報通系によらないうで、陸上の電報局から配達することができる場合は、その電報局から配達することがある。

前項の場合に於て、必要があるときは、特使により配達する。この特使配達には、船長が同意しなければならない。

（無線電報）

第八一七條 陸上の無線電報局において、船舶に於ける無線電報を、船舶から五日以内、その船舶に送信できないときは、送達不

能のものとして保管し、その旨を発信人に通知する。但し、近く送信の機会があると認める場合は、前項の処理をしないことがある。

(取扱の制限) 無一五、無一六、無一七ノ二

第八一八條 無線電報については、翌日配達電報の取扱をしない。

2 至急無線電報については、有線電気通信系上に限り、至急の取扱をする。

(遭難の通報) 新

第八一九條 船舶遭難通信を受信し又は遭難の事実を認められた無線電報局は、必要に応じ、その遭難船舶の名稱、位置、状況その他救助に必要事項を、救助上、最も便宜の位置にある他の船舶又は陸上の救助機関並びにその遭難船舶の所有者又は備船者に通報する。

2 前項の場合において、有線電気通信系上の送達を要する電報については、至急通常電報の料金と同額の料金を受信人が支拂わなければならぬ。

第五款 電写電報

(電写電報の取扱) 写一、二、三、四、五

第八二〇條 静止影像を伝送して紙面に再現することを要する電報は、電写電報として取り扱う。

2 電写電報は、左の二種とする。

一 写真電報 写真、絵畫、文字、記号、符号その他の影像で表示されたもので、写真電信機により傳送され、写真として再現することができる電報

二 模写電報 文字、記号、符号、図表その他の影像で表示されたもので模写電信機により伝送され、模写することができる電報
(写真電報の種別)

第八二一條 写真電報は、その発信紙の規格により、甲号、乙号及び丙号の三種とする。

2 前項の発信紙の規格は、省令で定める。

（特使配達）

第八二二條 電写電報の特別配達区域内にあつた電写電報について、特使による配達を受けようとする場合は、特使配達の取扱を請求することができる。

2 前項の場合においては、特使配達料を支拂わなければならない。

（取扱区間、取扱電報局及び配達区域）

第八二三條 電写電報の取扱区間、取扱電報局及び配達区域は、電気通信省が公示する。

（取扱の制限）新

第八二四條 電写電報については、翌日配達電報の取扱をしない。

第六款 気象通知電報

（気象通知電報の取扱）気一

第八二五條 気象官署が公示する気象に関する警報その他の通報を、電報によつて受けようとする者は、予め配達電報局に請求して、気

象通知電報の送達を受けることができる。

（電報の様式）気三三

第八二六條 気象通知電報は、気象官署が定める気象通知電報式により記載して送達する。

但し、受信人の請求がある場合は、訳文で配達する。

（送達順位）新

第八二七條 気象通知電報は、至急電報と同順位で送達する。但し、警報を内容とする気象通知電報は、特別至急電報と同順位で送達する。

（料 金）

第八二八條 気象通知電報料は普通通常市外電報の電報料の半額を基準として、省令で定める。但し、訳文で配達する場合は、三割以内の額を加算することができる。

第七款 船舶通報電報

(船舶通報電報の取扱) 船一三三三ノ二

第八二九條 船舶の通過若しくは船舶の遭難などに因する通報又は船舶との信号については、船舶通報電報の取扱を受けることができる。

2 船舶通報電報は、左の三種とする。

一 通過電報 特に指定する燈台その他の施設の沿海を通過する船舶について、その船名、通過時分及び通過の方向を請求者に通知する和文電報

二 海難電報 特に指定する電報局又は燈台その他の施設において、無線電信その他の方法により、船舶の遭難、委棄又は漂流について知つた場合において、その船名、災厄の日時、船舶の位置及び災厄の状況を請求者に通知する和文電報

三 信号電報 船舶の所有者又は備船者とその船舶の船長との間の電報であつて、特に指定する燈台その他の施設と、その沿海を通

過するその船舶との間を信号によつて送受する和文電報

(取扱の請求)

第八三〇條 船舶通報電報の取扱を受けようとする者は、臨時に通過電報の取扱を請求する場合を除いて、予め電報局に請求し、その登録を受けなければならぬ。この場合においては、船舶通報電報登録料を支拂わなければならない。

(受付及び送達)

第八三一條 船舶通報電報は、電報受付時間にかかわらず受け、且つ至急電報の列により送達する。

第八款 同報無線電報

(同報無線電報の取扱) 無二六四、二四九、料法

第八三二條 官庁又は新聞社若しくは新聞通信社が、公信又は新聞事項を一箇月以上の期間を送り毎日定時に無線電信により、同時に通報する電報については、省令の定めるところにより、予め電氣通信

省の承認を受けて、同報無線電報の取扱を受けることができる。

2 同報無線電報は、左の二種とする。

一 陸地間同報無線電報 官庁又は新聞社若しくは新聞通信社が、

数ヶ所の受信人に対し、公信又は新聞事項を通報する電報

二 船舶間同報無線電報 官庁又は新聞社若しくは新聞通信社が、

航行中の船舶内に公示する目的で発信する公信又は新聞事項を内

容とする電報

(受信施設の受信人) 無三八同七科法

第八三三條 同報無線電報は、受信人がその受信施設により直接受信

しなければならぬ。但し、船舶内に設置した電報局がある場合又

は電氣通信省が特に指定する場合は、この限りでない。

2 同報無線電報は、発信人が指定した受信人でなければ受信するこ

とができない。

3 第一項の規定により、同報無線電報を受信人が直接受信し又は船

舶内の電報局が送達する場合は、受信料の支拂を要しない。

(料金の減額) 無三八同七

第八三四條 同報無線電報を發信の故障その他業務上やむを得ない事

由により引続き三日以上停電した場合は、その日數に相当

する料金を月額の日制で算定して 減額する。

(取扱の一時停止及び承認の取消)

第八三五條 左に掲げる場合は、電氣通信省は、同報無線電報の取扱

を一時停止し 又はその取扱の承認を取り消すことができる。

一 省令で定める発信人若しくは受信人の資格又は利用の條件を欠

くこととなつたとき。

二 設備の故障その他の事由之因り、同報無線電報設備の運用が困

難となつたとき。

三 業務やむを得ない公共上の事由があるとき。

2 前項第二号及び第三号に掲げる事由に因り、同報無線電報の取扱を一時停止し 又はその取扱の承認を取消した場合は、その日數に

相当する料金を 月額の日割で算定して減額する。

第九款 放送無線電報

(放送無線電報の取扱)

第八三六條 衛生に關する情報、氣象に關する予報及び航行の安全に關する通報その他電氣通信省が必要と認める事項を無線電信により、放送する電報については、官令の定めるところにより、電氣通信省の承認を受けて、放送無線電報の取扱を受けることができる。

(料金)

第八三七條 有線電氣通信系上の送達を要する放送無線電報については、放送無線電報料の外、通常電報の料金と同額の料金を支拂わなければならない。

(準用)

第八三八條 第八一五條、第八三四條及び第八三五條の規定は、放送無線電報に準用する。

第三章 電話 第一節 通話 則

（電話の種類）新

九〇一條 電話（機内電話を除く。）は、左の二種とする。

- 一 加入電話 特定の個人又は会社、その他の団体の利用に供するた
- 二 公共電話 もつぱら公共の利用に供するための電話

（船舶無線電話）新

第九〇二條 無線電話により船舶を三箇又は船舶と陸上との間を連絡する船舶無線電話の取扱、料金その他必要な事項は、省令で定める。

第二節 加入電話の規則

第一節 加入電話の規則

（加入電話の種類）一、二〇三四、若一

第九〇三條 加入電話は、左の五種とする。
一 単独電話 一加入電話につき一回線を有し、その端末が電話機に終るもの。

二 共同電話 二以上の加入電話が共同して一回線を有し、その端末が電話機に終るもの。

三 傍内交換電話 一加入電話につき一回線を有し、その端末が交換機によつて、内線電話機と接続するもの。

四 臨時電話 一加入電話につき一回線を有し、その端末が電話機に終るもので、加入期間三十日以内のもの。

五 船舶加入電話 一加入電話につき一回線を有し、その端末が電話機に終るもので、岸壁、心橋又は浮標にけい當中の船舶に設置するもの。

(加入区域) 四

第九〇四條 加入電話の加入区域は、普通加入区域及び特別加入区域の二種とし、省令の定める基準に従つて電話局ごとに定めて公示する。

前項の場合において電気通信省は、事業上必要があると認めるときは、二以上の電話局に共通の加入区域を定めることがあり、又、事業上支障がないと認めるときは、加入区域を定めないことがある。

地方電気通信局は、事業上又は工事上支障がないと認めるときは、加入区域外であつても、加入者の承認を、することがある。

(加入主体) 六

第九〇五條 加入電話の加入者（以下この章においては、加入者といふ）は、一加入電話につき一人でなければならぬ。

法人でない団体であつても、電話局が適当と認めるもの又は自らしくは地方公共団体の機関は、その名で加入することができぬ。

この場合においては、加入者は、料金支拂その他一切の責に任じさせるため代表者一人を定め届け出なければならぬ。代表者を変更する場合も同様とする。

(優先受理) 一五

第九〇六條 電話局は、加入申込数が電話局の受理予定数、又は地区別の收容予定数をこえたとき、又はこえるおそれがあると認めるときは、公共の利益のため必要な業務の用に供するものを優先的に受理する。

前項に規定する優先受理の順位は、省令で定めぬ。

(電話機器の設置場所) 四の二

第九〇七條 加入電話機器の設置場所は、加入者の構内に限る。

(電話番号) 二二、二三

第九〇八條 電話番号は、電話局で一加入電話ごとに一箇を定めぬ。

し、共同電話については、相手方と同一の電話番号を付けることがある。
2 電話局は、専ら上又は工事上必要があると認めるときは、省令の定めるところにより電話番号を変更し、又は電話番号を取り消すことがある。

(附屬機器の設置) 第三〇

第九〇九條 加入者は、附屬機器の設置を請求することができる。但し、構内交換電話の加入回線(以下構内交換局線という。)については、
一 切換電話機に限る。

- 2 附屬機器の種類及び装置の條件は、左の通りとする。
- 1 切換電話機(轉換器によつて加入電話の回線に接続する電話機)
一 加入電話(構内交換電話については、構内交換局線とする。以下同じ。)につき二箇以内とし、三加入電話以上に共通に接続することとはできない。又、共通に接続することができる切換電話機は、同一電話局に所属する加入電話に限る。
 - 2 分岐電話機(加入電話機と並列に加入電話の回線に接続する電話機)、電話機(切換電話機及び分岐電話機を除く。)一箇につき一箇とする。
 - 3 受信器、電話機一箇について一箇とする。
 - 4 電鈴、電話機一箇について一箇とする。

- 3 附屬機器は、加入電話の電話機設置場所と同一の構内に限り、
設置することができる。

(譲渡及び承継の禁止) 第九一〇條

第九一〇條 加入電話に關する権利は、譲渡し、又は承継することができない。但し、昭和二十四年二月十四日以前において加入申込を受理された電話については、省令の定めるところに従い、電話局の承認を受けてその権利を包括的に他人に譲渡し、又は加入者が死亡し若しく

は合併したときは、三箇月以内に電話局に届け出て承継することができる。

2 前項但書による譲渡は、電話局の承認があつたとき効力を生じ、新加入者は、旧加入者の有した一切の権利及び義務を承継する。

(加入電話の種類の変更)三

九一一條 加入者は、左に掲げる加入電話の種類の変更を請求することができる。

一 単独電話を共同電話に変更し、又は共同電話を単独電話に変更すること。

二 単独電話を構内交換電話に変更し、又は構内交換電話を単独電話に変更すること。

(電話機器の移轉など)新三三三三

九一二條 加入者は、電話機械について左の各号の請求をすることができる。

一 一時撤去 加入者の不在などにより、一時電話機器を設置場所から取り外すこと。

二 構内移轉 同一の構内において電話機器を移轉すること。

三 構外移轉 前号以外の地域にわたつて、電話機器を移轉すること。但し、他局移轉に該当する場合を除く。

四 他局移轉 別に公示する電話局相互間において、電話機器を移轉すること。

五 設備復旧 水火その他の事由に因り、加入者の構内にある電話設備が滅失した場合に、その電話設備を復旧すること。

2 前項第三号又は第四号の請求に應じられないため、その電話機器の設置場所が加入者の構内に該当しなくなつたときは、電話局は、その電話の通話を休止する。

3 前項の規定により通話を休止したときは、電話局は、その電話の

に用いることは用するところである。

第九〇八条の規定は、第一項第三号から第五号までの規定による
請求が、電話局の収容予定数をこえた場合に準用する。

(請求を認めない場合)

第九一三條 電話局は、各号の一二該当する場合は、
加入者の請求を認めないことがある。

一 電力、機械、線路その他の設備に余裕がなく、これらの設備の新
設、増設又は交換などが困難であるとき。

二 設備に故障、線路途絶などの都合により、工事の施行が困
難であるとき。

三 その他加入者又は事業者若し支障があるとき。

(加入者の不作為等) 二八

第九一四條 加入者は、みだりにその管内にある電話設備を移轉し、委

託し若しくは処分し、又はこれらに他の線條、機械などを連結しては
ならない。但し、天災、地震その他の災害に際して保護の必要がある
ときは、この限りでない。

(従事長の管内立入) 二九

第九一五條 加入者は、正当の事由がなければ、電話の業務に従事する
者が加入者の管内に立ち入り、加入電話の工事、試験、障がい、修理な
どを行い、又はその運用及び通信の疎通状況若しくはその設備及び維
持に関する事項を点検することを拒んではならない。

二 前項に規定する工事、試験、修理又は点検に際しては、その従事
者は、身分を示す証票を示さなければならぬ。

(電話機の取付) 三〇

第九一六條 加入者は、加入者の使用する電話設備の取付、撤去、
修理等については、工事上やむを得ない限度において生じた関係管造物

の損害に対して責を負はない。

(補修費用の弁償) 三

第九一七條 加入者の責に帰すべき事由に因り、その構内にある電話設備を亡失破壊したとき又は第九一四條の規定に違反する行為により復旧工事又は修繕を要するとき加入者は、その費用を弁償しなければならない。

(有償貸与の禁止) 一一六 (改六)

第九一八條 加入者は、第九一九條、第九二六條、第九二七條及び第九四〇條の規定により特に契約を締結した場合を除き、報酬を受けてその加入電話機を加入者の使用人又は加入者と同居の親族以外の者(以下他人という。)使用させ、又は他人のために使用してはならない。

(共同使用) 新

第九一九條 加入者は、その加入電話を他人と共同して使用するため、

電話局に対し、共同使用特別契約の申込をすることが出来る。

2 前項の特別契約の條件その他については、省令で定める。

(加入申込の受理などの取消) 一〇八

第九二〇條 電話局は、加入申込を受理された者が、期日までに、所定の料金を支拂わないときは、その加入申込の受理を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第九一二條第一項各号の請求について、準用する。

(料金などの不拂に對する取扱) 一〇九

九二一條 電話局は、加入者が期日までに加入電話に關する料金又は第九一七條に規定する補修費用を期日までに支拂わないときは、不拂の期間中、その電話の通話を停止することができる。

2 前項の通話停止の期間が三十日以上に及んだとき、又はその停止回数が一年三回以上に及んだときは、電話局は、その電話の加入取消

(違法者などに対する取扱) 二〇

第九二二條 加入者が左の各号の一に該当するときは、電話局は、六箇月以内その加入電話の通話を停止し又は加入取消をすることがある。

- 一 この法律若しくは、この法律に基く命令の規定に背き、又はこれらの法令の規定に基く電話局の指示に従わないとき。
- 二 電話交換業務を妨害したとき。

(省令への委任) 五

第九二三條 この節に規定するものの外、加入電話の取扱について必要な事項は、省令で定める。

第二章 単独電話、共同電話及び臨時電話

(単独電話の特殊装置) 一四四、五 三五の二

第九二四條 単独電話の加入者は、左の各号の特殊装置の請求をすることができらる。

- 一 発信専用又は着信専用装置 単独電話をもつばら発信又は着信の用に供するための装置
- 二 市外通話専用装置 単独電話をもつばら市外通話の用に供するための装置

(私設電話の接続)

第九二五條 加入者は、他の法律の規定によつて構外はわたり施設することを認められた私設電話設備のうち、単独電話の電話機設置の構内にあつた電話機を有するの定めるところにより、その加入回線に接続の請求をすることができる。

2. 前項の規定により、私設電話設備を接続した加入回線及びその私設電話設備については、第九三二條、第九三五條、第九三八條、第九三九條及び第九四〇條の規定を準用する。

(簡易公衆電話) 政七、内務

第九二六條 加入者は、その専横電話を公衆の利用に供するため、電話局に對し簡易公衆電話特別契約の申込をすることができ、

2 前項の特別契約の條件その他については、省令で定める。

(市外簡易公衆電話) 新

第九二七條 電気通信省は、電話局から遠隔し他に電話の利用が出来ない地域において、専横電話を公衆の利用に供するため、地方公共団体などに對して、市外簡易公衆電話設定契約を結ぶことを條件として、直接市外電話回線に接続し、又はその他の方法により、もつぱら市外通話をするための契約を締結することを認めることがある。

2 前項の加入契約については、第九〇四條、第九〇八條、第九一一條及び第九一二條の規定は、適用しない。

2 市外簡易公衆電話設定契約の條件その他については、省令で定めらる。

(共同電話の制限距離) 二

第九二八條 共同電話の電話機設置場所は、相手方電話線路から直線距離二〇〇米以内でなければならない。但し、地方電気通信局において、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(共同電話の通話休止) 一一四

第九二九條 共同電話は、その相手方が、加入電話の種別の変更若しくは加入取消をし、又は通話機を前條に規定する制限距離外の場所に移轉した場合に於て、新たに相手方を得るまで、電話局は、その通話を休止する。

2 第九一二條第三項の規定は、前項の通話休止に適用する。

3 第一項の通話休止が一年をこえたときは、電話局は、その加入取消をすることがある。

(多数共同電話) 新

- 第九三〇條 電気通信省は、加入区域外において事業上及び工事上支障がないと認めるときは、三加入以上の共同電話を認めることがある。
- 1 前二條の規定は、共同電話には適用しない。
 - 2 第一項の共同電話の条件及び料金については、省令で定める。

(臨時電話)二)

第九三一條 臨時電話を取り扱う電話局及び加入区域については、電気通信省が定めて公示する。

第三款 構内交換電話

(構内交換機の種類及び規格)新(通達)

第九三二條 構内交換電話の交換機(以下構内交換機という。)の種類及び規格は、電気通信省が定めて公示する。

- 1 加入者が現に設備している構内交換機を取り替えるときは、前項の

種類及び規格のものによるなければならない。

(内線電話機の設置場所)三六

第九三三條 内線電話機の設置場所については、第九〇九條第三項の規定を適用する。

(構内交換電話の装置の変更)新(通達)

第九三四條 加入者は、構内交換電話について、左の各号の請求をすることが出来る。

- 1 構内交換機の種類を変更すること。
- 2 構内交換機を増設すること。
- 3 内線電話機を増設すること。

(代表取扱)四五の一

第九三五條 加入者は、代表取扱電話について、代表取扱の請求をすることが出来る。

2 電話局は、電話交換の能率向上のため必要があると認めるときは、加入者の請求がない場合においても、前項の代表取扱を行うことがある。

(構内交換電話の特殊装置) 新

第九三六條 第九二四條の規定は、構内交換電話の特殊装置について、適用する。

(補償金の支拂) 新

第九三七條 加入者が、その責に帰すべき事由に因り、その用に供する共電式複式交換機又は自動式交換機を設備の日から五年以内に廃止又は変更したときは、これによつて生ずる損失の一部を補償金として支拂わなければならない。

2 前項の補償金の額は、省令で定める。

(構内交換機) 新

第九三八條 構内交換機の代表取扱は、加入者の責任とし、加入者は、電気通信省が適当と認める資格を有する者でなければ、その交換取扱に従事させることができない。

2 構内交換機の代表取扱、交換取扱者の資格の認定及び^{その}取消などに関する事項は、省令で定める。

(構内交換機の交換取扱者の委託養成) 新

第九三九條 電気通信省は、構内交換機の交換取扱者を、加入者又はその他の者より委託を受けて養成することができらる。

2 前項に決定する委託養成に関する事項は、省令で定める。

(旅館電話) 新

第九四〇條 加入者は、この法律又は経管する旅館の構内交換電話を請泊者その他の公衆の用に供するたけ電話局に対し旅館電話特別契約

の申込をすることができる。
2 前項の特別契約の條件その他については、省令で定める。

第四 船舶加入電話

(船舶加入電話の設置場所など) 新 岩二

第九四一條 船舶加入電話の設置を認める場所及びその取扱をする電話局は、電気通信省が定めて公示する。

2 船舶加入電話の電話機設置場所は、その電話局の普通加入区域内にあるものとみなす。

(船舶加入電話機等の) 及び維持) 岩三

第九四二條 加入者は、前項に規定する電話機器の設備及び維持を行うことができる。

2 前項に規定する設備及び維持の條件は省令で定める。

(船舶加入電話への接続) 新

第九四三條 船舶加入電話の加入者は、船舶内の私設電話設備を船舶加入電話回線に接続の請求をすることができる。

第三節 公衆電話

(公衆電話の設置) 新五九、六〇

第九四四條 電気通信省は、電話局内、街頭その他公衆の利用上適用と認める場所に公衆電話を設置する。

(公衆電話による通話) 新

第九四五條 公衆電話による通話は、発信通話に限る。但し、通話事務取扱者を継承してある公衆電話については、この限りでない。

2 通話の取扱上必要があるときは、省令の定めるところにより、公衆電話による市外通話の取扱について制限をすることができる。

第 四 節 電 話 番 号 導

(電話番号簿の発行など) 新
第九四六條 電氣通信法は、電話の利用に關し、加入者その他の公衆の
利便に供するため、電話番号簿を發行して配付し、又は賣りさばく。

(電話番号簿の掲載事項など) 新二四二五二六八二

第九四七條 前條の電話番号簿の掲載事項及び配付若しくは賣りさばき、
並びに特許事項の取扱などに関する条件、料金などについては、省令
で定める。

第 五 節 通 話

(通話の種類) 四六

第九四八條 加入電話又は公衆電話による通話は、左の二種とする。

- 一 市内通話 同一加入区域(第九〇四條第三項の規定による加入電
話は、その電信局の加入区域内にあるものとみなす。以下同じ。)

に属する通話

- 二 市外通話 市内通話以外の通話

(通話区域の種類) 四七

第九四九條 市外通話をすることができる区域(以下通話区域という。)
は、左の三種とする。

- 一 普通通話区域 市外通話の請求に対しその接続順序の到来を待つ
て接続を行う通話区域
- 二 即時接続区域 市外通話の請求に対し直に接続を行う通話区域
- 三 準即時通話区域 通話取扱の状況により即時通話区域又は普通通
話区域及び通話の取扱と同様に取扱をする通話区域

(市外通話の種類) 四八

第九五〇條 市外通話は、左の五種とする。

- 一 普通通話

二 至急通話 普通通話に先だつて取り扱う通話

三 特別至急通話 至急通話に先だつて取り扱う通話

四 定時通話 電報局有能が指定する通話区域において、請求者の指定した時刻に取扱を開始する通話

五 予約通話 電報局有能が指定する通話区域において、省令の定めるところにより、請求者の承認を得て一月以上を過ぎて翌日請求者の指定した時刻に取扱を開始する請求者相互間の通話

(通話の取扱順序)

第九五一條 同一種類の通話に同時通話及び予約通話を除く。は請求の順序に従つて取扱う。

(非常通話の取扱)

第九五二條 天災、地震、犯罪、急病の発生その他の場合において、その災害の予防又は救済などに關する通報を目的とする特別至急通話で、省令で定むるものは、他の特別至急通話に優先して取扱う。

(通話時)

第九五三條 市外通話は、毎三分又はその端数をもつて一通話時とする。

(通話取扱の制限)

第九五四條 電気通信省は、通話の多量の利用者の通話を確保するに必要があるときは、省令の定めるところにより通話の取扱について制限をすることができむ。

八省令への委任

第九五五條 この法に定めらるるものの外、通話の取扱について必要な事項は、省令で定めむ。

(電話使用料及び附加使用料) 第九五七條に規定するものとする。

第九五六條 加入者は、電話使用料を支拂わなければならない。

2 加入者は、電話使用料の外に、三の条の区別により電話の設置
支拂わなければならない。

一 普通加入区域外付加使用料 加入電話の設置場所が、設置
場所が普通加入区域外にあるとき支拂う附加使用料

二 他局加入区域内送込料 加入電話の設置場所が、設置場所
が他の電話局の加入区域内あるとき普通加入区域外送込料に準じて
算して支拂う附加使用料

三 附属機器附加使用料 附属機器を設置するときは支拂う附加使用料
四 共同使用電話附加使用料 共同使用電話を設置するときは支拂う附加使用料
使用するとき支拂う附加使用料

五 市外通話専用長置附加使用料 市外通話専用長置を設置するときは

支拂う附加使用料

六 構内線附加使用料 構内交換機から外線電話機までの線路使用料
一〇〇米をこえるとき支拂う附加使用料

七 私設電話接続附加使用料 私設電話設備を加入回線に接続して使
用するとき支拂う附加使用料

3 第一項の電話使用料及び前項の附加使用料は、第九五七條に規定す
る電話局の局種別、第九五八條に規定する料金率別、第九五九條に
規定する加入電話の利用種別に従つて支拂うなければならない。

(局種別)

第九五七條 電話局の局種別は、左の標準により、電話局ごとに、
所屬加入数に應じ、電気通信省が定めて公示する。但し、第九五八條に

第二項前段の規定により加入区域を共通にする電話局については、
の加入区域内にある電話局の加入数に應じて定める。

- 一 級 加入 五万以上
 - 二 級 同 八千以上
 - 三 級 同 二千以上
 - 四 級 同 四百以上
 - 五 級 同 百以上
 - 六 級 同 二十五以上
 - 七 級 同 二十四以下
- 2 前項の加入の算定については、省令で定める。

（料金額種別）六六七一

- 第九五八條 料金額種別は、度級料金額及び均一料金額の二種とする。
- 2 度級料金額にないもの、電話料金を基本料及び市内通話度数（共同電話相互のものを除く。）に應じて電話局が算定する度級料とに分け、均一料金額にないものは、電話使用料は、市内通話度数にかかわ

- らず均一額とする。
- 3 度級料金額は、別に公示する四級以上の電話局に施行し、均一料金額は、その他の電話局に施行する。

（利用種別）六六二の三六三

第九五九條 個人電話の利用種別は、臨時電話及び船舶電話を除き、その利用目的により、住宅用及び事務用の二種とする。

- 2 前項に定める利用種別は、左の基準により電話局において認定する。
 - 一 住宅用 電話機設置の都府ともつばら居住の用に供せられるもの。
 - 二 事務用 住宅用以外のもの。
- 3 利用種別に差異を及ぼす事実が生じた場合は、加入申込者又は加入者は、その事実の生じた日から十五日以内に、その旨を電話局に届け出なければならぬ。

（加入区域を定むる）九六三

第九六〇條

第九〇五條第二項後段の所定により加入区域を定むるは、話局の加入管轄の九五七條を規定する局程別にかかわらず、左の區別による電線使用料及び電線使用料を交換をなすべからざる。

- 一 電線使用料 電線使用料話局から電線総路距離一三〇メートルまでの距離に達するに非ざる。
 - 二 電線使用料 電線使用料話局から電線総路距離一三〇メートル以上の距離に達するに非ざる。
- （加入区域外にありし電線使用料を交換するに非ざる。）

（電線使用料及び電線使用料以外の加入電線に関する料金の第六六〇条のQの二）

第九六一條

電線使用料及び電線使用料の加入電線に関する料金の第六六〇条のQの二

區別により加入電線に関する料金を交換するに非ざる。

- 一 加入料 加入電線（電線使用料及び電線使用料を除く。）の加入料を受領するに非ざる。
- 二 加入料 加入電線（電線使用料を除く。）の加入料を受領するに非ざる。
- 三 加入料 加入電線（電線使用料を除く。）の加入料を受領するに非ざる。
- 四 加入料 加入電線（電線使用料を除く。）の加入料を受領するに非ざる。

三 市内電話の回線が、市内電話機から内線電話機までの線路距離一〇
〇メートル以内の範囲の回線電話機の設置（加入電話の新種の設置によ
る場合は、その範囲内に、既に設置された回線電話機の増設も含む）の
請求を認め、その範囲外に設置する場合は、内線電話機の増設の請求の
請求を認めないこととする。

（公衆電話の設置）

第九六三 公衆電話の設置の請求をする者は、公衆電話料を支拂う
なければならない。

（市外電話の設置）

第九六四 市外電話の設置の請求をした加入者が、市外
電話料を支拂うこととする。市外電話料を支拂う者は、市外電話料によ
り、市外電話料を支拂うこととする。市外電話料を支拂う者は、市外
電話料を支拂うこととする。市外電話料を支拂う者は、市外電話料によ
り、市外電話料を支拂うこととする。

（通話料の徴収）

第九六五 通話料の徴収は、通話料の請求をした加入者が、市外
電話料を支拂うこととする。市外電話料を支拂う者は、市外電話料によ
り、市外電話料を支拂うこととする。市外電話料を支拂う者は、市外
電話料を支拂うこととする。市外電話料を支拂う者は、市外電話料によ
り、市外電話料を支拂うこととする。

一 通話料の徴収は、通話料の請求をした加入者が、市外
電話料を支拂うこととする。市外電話料を支拂う者は、市外電話料によ
り、市外電話料を支拂うこととする。市外電話料を支拂う者は、市外
電話料を支拂うこととする。市外電話料を支拂う者は、市外電話料によ
り、市外電話料を支拂うこととする。

二 通話料の徴収は、通話料の請求をした加入者が、市外
電話料を支拂うこととする。市外電話料を支拂う者は、市外電話料によ
り、市外電話料を支拂うこととする。市外電話料を支拂う者は、市外
電話料を支拂うこととする。市外電話料を支拂う者は、市外電話料によ
り、市外電話料を支拂うこととする。

三 通話料の徴収は、通話料の請求をした加入者が、市外
電話料を支拂うこととする。市外電話料を支拂う者は、市外電話料によ
り、市外電話料を支拂うこととする。市外電話料を支拂う者は、市外
電話料を支拂うこととする。市外電話料を支拂う者は、市外電話料によ
り、市外電話料を支拂うこととする。

々 前三項の規定は、準即時通話区域において、普通通話区域におけると同様な取扱をする場合の市外通話に準用する。
前四項の規定は、公衆電話によつて市外通話の請求をした場合に準用する。

(料金の免除)

- 第九六五條 左に掲げる加入電話及び通話については、料金の支拂を要しない。
- 一 火災報知又は應急救護のため、別に公示する消防官署の加入電話及びこれに対してする市内通話
 - 二 犯罪発生、その他治安維持に關する非常通報のため、別に公示する警察官署の加入電話及びこれに対して市内通話
 - 三 電話設備の障がい又は交換の取扱に關し、別に公示する電話局の加入電話に対してする市内通話

(料金表) 法二

九六六條 電話に關する料金は、別表にの通りとする。
前項の別表に掲げる新設予約通話の範囲については、省令で定める。

第二款 料金の支拂

(料金の支拂方法) 第九四、九七

第九六七條 電話で關する料金は、省令の定めるところにより、電話局又は郵便局に、支拂をせねばならない。

2 加入者は、省令の定めるところにより、集金による支拂を請求することができる。

3 公衆電話による通話の料金の支拂については、第一項の規定にかゝらず省令で定める。

(月額料金の日割計算など) 九五、九六、九六の三、九六の四

第九六八條 月の中途において加入電話が開通した場合のその月分の料金は、開通の日から起算し月額の日割で算定する。

2 月の中途において加入取消があつた場合、その月の料金は、月額の全額とする。月の中途において電話が開通し、その月の末日までに加入取消があつた場合も同様とする。

附則

3 前二項の規定は、予給通話料について準用する。

(月の中途における料金異動の場合の算定) 一〇一

第九六九條 月の中途において月額で定めた料金に異動を生じた場合のその月分の料金の過不足額は、異動の日から起算して月額の差額の日割で算定し、不足額は支拂を請求し、支拂済の超過額は、請求により拂いもどす。

(利用種別の変更の場合の料金算定) 九六の二

第九七〇條 第九五九條第三項の規定により利用種別変更の届出があつた場合は、変更のあつた月の翌月から新し利用種別に對する料金による。

2 第九五九條第三項の規定による届出がない場合においても、電話局で住宅用が事務用に變更されたときは、變更のあつた月から事務用に對する料金による。

(日割計算の方法) 新(通達)

第九七一條 月額で定めた料金の日割計算については、曆月の日数にかか

わらず、一月を三十日とする。

(料金の端数整理) 新(通達)

第九七十二條 電話料金に圓位未満の端数を生じたときは、その端数は、切り捨てる。

(自動接続市外通話方式による市外通話料) 九七の二

第九七三條 電話料金を別表を施行する自動式局の加入者のなした市外通話であつて、自動接続市外通話方式によるものに對する市外通話料の支拂については、度敷料とみなす。

(共同電話の度敷料支拂責任者)

第九七四條 度敷料金制を施行する自動式局の共同電話の加入者は、その一方を度敷料支拂責任者に定め、双方連署して電話局に届け出なければならぬ。度敷料支拂責任者を變更する場合も、同様とする。

電話局は、前項に規定する加入者の通話に對する度敷料は、相手方の分と合算して度敷料支拂責任者に支拂を請求する。

(共同電話の市外通話料支拂責任者)

第九七五條 前條の規定は、自動接続市外通話方式を施行する自動式局の共同電話の加入者の市外通話料の支拂について準用する。

第三款

料金の免除及び拂いもどし

(加入電話に關する料金の免除及び還付) 九七、一〇〇、一〇一の二、一〇三、一〇四、一〇五

第九七六條 電話局は左に掲げる加入電話に關する料金は、免除し、支拂済のものは、請求により拂いもどす。

一、加入區域の設定又は變更により、電話機器設置場所が、加入區域外となつた場合において、加入申込を受理された者がその申込を取り消したときの加入料及び装置料、又は加入者が加入を取り消した場合の加入取消の翌日以後の電話使用料及び附加使用料。

二、第九一二條第二項及び第九二九條の規定により、電話の通話を休止の翌日以後の電話使用料及び附加使用料。

三、工事着手前において加入申込を受理されず、その申込を取り

消した場合の加入料及び装置料又は加入者が第九〇九條第一項若

しくは第九一二条第一項の規定による請求を取り消した場合の費用

四、前項の場合において、通話回線については装置料、電話使用料

五、（一） 加入申請書、給付加入電話について、電話使用料及び電話

六、料金や文書うべき事由が工事着手前に消滅した場合、電話使用

七、加入申込又は第九一二條第一項第三號及び第四號の請求が

八、電話局で加入申請書を受理しない場合の装置料

九、前項第一號、第二號及び第五號の電話使用料及び附加料

（一）通話料の免除及び返納もどし）
第九七七條 電話局は、左に掲げる通話に關する料金は、免除し、返

辨のものに、請求により拂いもどす。

一、電話回線の障がい、その他加入者の責に歸せらるる事由によ

二、市外通話などの取扱い障し、電話局が責任を負つた場合

三、電話回線の障がいその他の加入者の責に歸せらるる事由によ

四、電話局が責任を負つた場合のその不能時分に對する市外通話料

五、電話局が責任を負つた場合のその不能時分に對する市外通話料

六、電話局が責任を負つた場合のその不能時分に對する市外通話料

七、電話局が責任を負つた場合のその不能時分に對する市外通話料

八、電話局が責任を負つた場合のその不能時分に對する市外通話料

九、電話局が責任を負つた場合のその不能時分に對する市外通話料

四、予約通話の認可を取り消し又は通話時数を減少させた場合の予約
通話料

(過拂、誤拂料金の拂いもどし)

第九七八條 電話局は、電話に関する過拂又は誤拂の料金は、請求によ
り拂いもどす。

(拂いもどし請求期間など)

第九七九條 第九六九條及び前三條の規定による料金拂いもどしの請求
は、電話局に對し事由發生の日から六ヶ月以内にしなければならぬ。

2 前項の請求に對して拂いもどすべき料金については、有金の定め
るところにより差違計算をすることが出来る。

第四章 専用電気通信

第一節 通則

(定義及び種類)新

第一〇〇一条 専用電気通信とは、もつぱら同一人又は二人以上の特定人の需用に供する電気通信のサービスをいひ、これを左の三種に區別する。

一 有線電信又は無線電信による専用電気通信

二 専用電話 有線電話又は無線電話による専用電気通信

三 専用電報 有線電報又は無線電報による専用電気通信

第一〇〇二条 専用電気通信は、その利用(以下専用という)の期間又は時間によつて左の三種に區別する。

一 長期専用 一年以上にわたり 毎日継続して専用するもの。

二 短期専用 一年に満たない期間において毎日継続して専用するもの。

三 時間専用 定期的に一定の時間を限つて専用するもの。(専用電信及び専用電報に限る。)

(専用の承認)專令一

第一〇〇三条 電気通信省は、特に必要と認められる場合に限り、専用を承認する。

2. 前項の承認の基準は省令で定める。

(専用者の行う設備及び維持)專令四

第一〇〇四条 電気通信省は、専用申請者又は専用者の申出があつた場合において、事業上支障がないと認めるときは、専用申請者又は専用者にその専用電気通信設備及び維持の一部を行わせ、又は事業上必要であると認めるときは、その設備に必要を物件若しくは設備費の全部又は一部を寄附させることがある。

2 前項に規定する設備維持又は物件については、電気通信省の指示するところによらなければならぬ。

(専用電気通信設備の移轉)

第一〇〇五条 専用者は、省令の定めるところにより、専用電気通信設備の端末機器(専用者の構内に設置する電気通信機器)の移轉を請求することができる。

(特殊装置)

第一〇〇六条 専用者は、省令の定めるところにより、左の各号の特殊装置の請求をすることができる。

一 回線分岐引込装置

専用市外回線の中途又は端末から引き込んだ市内線路の端末において他の端末と相互に通信することができる装置

二 回線分断引込装置

専用市外回線の中途から引き込んだ市内線路の端末において、市外回線を随時に分断して他の端末と相互に通信することができる装置

三 回線相互接続装置

もつばら自己の専用する市外回線と市内回線又は市外回線と市外回線とを随時に接続することができる装置

四 その他の特殊装置

(端末機器の種別の変更)

第一〇〇七条 専用者は、専用電気通信設備の端末機器の種別の変更を請求することができる。

(専用電気通信設備の復旧)

第一〇〇八条 専用電気通信設備の一部が滅失したときは、専用者は、その復旧を請求することができる。第一〇〇九条の規定により、専用者が設備及び維持を行うものについては、この限りでない。

2 天災、地変など電気通信省の責に帰せられない事由に因り、専用電気通信設備の大部分が滅失したときは、その専用電気通信に関する専用者の権利は消滅する。

（他人使用の禁止）

第一〇〇九条 免許者は、無線通信省の承認を受けた場合の外、その専ら電氣通信設備を他人に貸与してはならない。前項の承認の条件をどうも、自管で...

（譲渡及び承継の禁止）

第一〇一〇条 専用電氣通信に關する専用者の權利は、譲渡し又は譲受ることからできない。

（二人以上の間の専用）

第一〇一一條 二人以上の間に於いて専用する専用電氣通信については、専用者は、その専用電氣通信に關する料金の支拂その他一切の責に任ずる。

る代表者一人を定め、該代表者一人を代表して、代表者を変更する場合も、同様とする。

（準用規定）

第一〇一二條 第九〇五條第二項、第九〇七條、第九一三條から第九一七條、第九二〇條及び第九二一條の規定は、無線電氣通信について準用する。

（専用の停止及び専用の承認の取消）

第一〇一三條 左の各條の一に該当するときは、電氣通信省は、六ヶ月以内専用を停止し、又は専用の承認を取り消すことがある。
一 専用者が、この法律若しくはこの法律に基く命令の規定に背き、又はこれらに基く命令の規定に基く電氣通信省の指示に従わないとき。
二 天災地變その他の事由に因り、この専用電氣通信設備を他の公衆通信の用に供する必要があるとき。
（専用電氣通信設備）

第一〇一四條 この章に特に定めぬもの外、専用無線電信については専用有線電信、専用無線電信については専用有線電信、専用無線電信については専用有線電信、専用無線電信については専用有線電信

第一〇一五條 この章の規定は、他の法令の規定により私設電氣通信設備を施設することから起るに對し、この設備の一部に充てるため電氣通信省が電氣通信設備を貸與する場合には適用する。

(省令への委任)

第一〇一六條 この章に定めぬ事項の外、専用電氣通信に關し必要な事項は、省令で定める。

第二節 専用有線電信、専用有線電話及び専用有線電報

(専用有線電信の種類)

第一〇一七條 専用有線電信は、左の二種とする。
一 専用音響電信 端末機器に音響電信機を装置する専用有線電信
二 専用印刷電信 端末機器に印刷電信機を装置する専用有線電信

(専用有線電話の種類)

第一〇一八條 専用有線電話は、左の二種とする。
一 市内専用電話 加入電話の加入局と同一の區域及び省令で定める區域に屬する専用有線電話
二 市外専用電話 前條以外の専用有線電話

(附屬機器など)

第一〇一九條 専用有線電話の専用者は、交換機又は第九〇九條第二項に規定する附屬機器の装置の請求をすることが出来る。
(専用回線への電話機接続)
第一〇二〇條 専用有線電話の専用者は、省令の定めるところにより、構内交換電話の電話機又は私設電話設備の電話機であつて、専用有線電

話機設置場所と同一の管内にあるものをその専用有線電話の回線に接
續の請求をすることかできる。

(専用有線電寫の種別)

第一〇二一條 専用有線電寫は、左の二種とする。

一 専用爲眞電信 端末機器に爲眞電信機を装置する専用有線電寫

二 専用模寫電信 端末機器に模寫電信機を装置する専用有線電寫

(専用有線電寫と同線を共用する専用有線電寫)

第一〇二二條 電氣通信省は、工率上支障がないと認めるときは、省令
の定めるところにより、専用有線電寫と同線を共用する専用有線電寫
を認めることかある。

第三節 料 金

第一款 通 則

(料金種別)

第一〇二三條 専用有線電氣通信の専用者は、左の各號の區別に従い、

専用有線電氣通信に關する料金を支拂わなければならない。

一 専用料

市外線路専用料 市外線路を専用している場合に支拂う料金。

市内線路専用料 市内線路(特殊装置に要する市内線路を含む)。

以下この章において同様とする。)を専用している場合に支拂う

料金

端末設備専用料 端末設備(専用者の管内に設置する専用電氣通信

をいひ、特殊装置に要する端末設備及び附屬機器を含む)。

以下この章において同様とする。)を専用している場合に支拂う

料金

二 附加専用料

分岐引込附加専用料 回線分岐引込装置を専用している場合に支拂

う料金

分斷引込附加専用料 回線分斷引込装置を専用している場合に支拂

う料金

回線相互接続附加専用料 回線相互接続装置を専用している場合に

支拂う料金

他人使用附加専用料 第一〇〇九條の規定により、専用電気通信設

備を他人に使用させる場合に支拂う料金

電線共用附加専用料 前條の規定による専用有線電線を専用してい

る場合に支拂う料金

電話接続附加専用料 第一〇二〇條の規定により、専用電話の回

線に隣内交換電話の電話機若しくは私設電話設備の電話機を接続

している場合に支拂う料金

三 設備料 市内線路、端末設備、回線分岐引込装置、回線分岐引込

装置、回線相互接続装置の設置若しくは復舊の請求又は第一〇〇七

條の規定により、端末機器種別の變更の請求を受理された場合に支

拂う料金

四 移轉料 第一〇〇五條の規定による端末機器の移轉の請求を受理

された場合に支拂う料金

(専用無線電気通信の料金)

第一〇二四條 専用無線電気通信に關する料金は、専用の都度その設備

及び維持に必要な費用に基いて電気通信省が決定する。但し、専用有

線電気通信設備に使用する設備と同様な設備を専用無線電気通信設備

の一部に使用するときには、その設備については、専用有線電気通信に

關する料金を適用する。

(料金の減額又は免除)

第一〇二五條 第一〇〇四條第一項の規定により専用電気通信設備の設

備及び維持の一部を行い、又はその設備に必要な物件若しくは設備費

を寄附した場合の専用電気通信に關する料金は、省令の定めるところ

により、この限度に應じて減額又は免除する。

(料金額)

第一〇二六條 専用電気通信に関する料金の額は、第一〇二四條に規定する場合を除き、別表四の通りとする。

2 前項の別表に掲げる新聞放送専用の範囲については、省令で定める。

第二款 料金の支拂

(開通又は廃止などの特種の料金の算定)

第一〇二七條 月の中途において長期専用電気通信の開通若しくは廃止又は第一〇一三條第二号の規定による承認の取消があつた場合のその月分の料金は、その月の専用日数に應じて月額の日割で算定する。

2 長期専用電気通信について、専用開始後一年未満の期間内に、長期専用電気通信の専用の廃止又は承認の取消があつた場合の市外線路専用料は、第一〇一三條第二号の場合を除き、専用開始の日から短期専用の例により算定して、不足額は、支拂を請求し超過額は拂い戻す。

3 第一〇一三條第一号の規定により、専用を停止した場合の停止期間にかかる料金又は承認を取り消した場合のその月分の料金は、全額とする。

(準用規定)

第一〇二八條 第九六七條、第九六九條、第九七一條及び第九七二條は、専用電気通信に関する料金の算定又は支拂について準用する。

第三款 料金の免除及び拂い戻し

(料金の免除及び拂い戻し)

第一〇二九條 電気通信省は、左に掲げる専用電気通信に関する料金を免除し、支拂済のものは、請求により、拂い戻す。

一 工事着手前に専用申請者又は専用者が、専用の申請又は第一〇〇五條、第一〇〇六條、第一〇〇七條、第一〇〇八條第一項若しくは第一〇一九條第一項の規定による請求を取り消した場合の設備料又は移轉料

二 専用電気通信設備(時間専用の場合を除く)が、専用者の責に帰せられない事由に因り、引き続き二十四時間以上不通となつた場合の不通期間に係る専用料及び附加専用料。

三 時間専用電気通信設備が、専用者の責に帰せられない事由に因り、引き続き三分以上不通となつた場合の不通時間に應ずる市外線路料

四 第一〇一三條第二号の規定により、専用を停止した場合の停止期間にかゝる専用料及び附加専用料

2 前項第二号の場合においては、不通期間の日数にかかわらず、二十四時間毎に一日として計算し、二十四時間に満たない端数は、切り捨てらる。

3 第一項第三号の場合においては、不通時間三分ごとに料金を計算し、三分に満たない端数は、切り捨てらる。

4 第一項第二号及び第四号の料金は、長期専用ときは、月額の日割で算定する。

(準用規定)

第一〇三〇條 第九七八條及び第九七九條の規定は、専用電気通信に

する料金の拂い戻しに準用する。

第五章 電気通信設備の建設及び保存

(土地立入)

第一一〇一條 電気通信省は、電気通信用の線路（電気通信線、その附属設備及び支線等をいう。）及び塔柱並びに公衆電話設備建設、保存又はこれに必要な調査若しくは測量を行うため、やむを得ないときは、その土地に從事する者を他人の土地に立入らせることができる。但し、日没から日出までの間は、業務上緊急の必要がある場合の外、標内の土地にはその占有者の承諾がなければ、立入ることができない。

2 前項の場合において、電気通信省は、立入の五日前までに、その目的、日時及び場所を市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に通知しなければならない。但し、業務上緊急の必要がある場合は、五日に満たない事前の通知又は、事後の通知をもつてこれにかえ、線路又は塔柱の巡回の場合は、この通知を省略することができる。

3 前項の通知を受けた市町村長は、なるべく速かにその内容を公表し又はその土地の占有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定によつて立ち入る者は、その身分を示す証票を所持し、關係人の請求があるときは、これを示さなければならぬ。（土地の使用）

第一一〇二條 電気通信省は、電気通信用の線路及び塔柱並びに公衆電話設備の建設、保存又は測量標の設置のときは、他人の土地を使用することができる。

2 前項の場合において、電気通信省は、その土地の所有者及びその他の権利者と、あらかじめ協議しなければならない。但し、天災、

3 前項の場合において、所有者及びその他の権利者が不明のために行ふときは、電気通信省は、使用の目的及び

所を市町村長に通知し、この通知を受けた市町村長は、なるべく速かにその内容を公告しなければならぬ。

4 電氣通信省は第二項の協議が整わないとき、又は第三項の規定による公告第一箇月を経過してなお所有者その他の権利者が不明のため協議することができないときは、その土地を使用することができない。協議が整わないで使用するときは、所有者及びその他の権利者に、あらかじめその旨を通知しなければならぬ。

(電氣通信設備に対する障がい除去)

第一一〇三條 電氣通信省は、ガス支管、水道支管、下水支管、電灯線、電力線、私設電氣通信線路、電氣鐵道設備その他の工作物又は権物が、電氣通信用の線路、塔柱の建設若しくは保存に障かゝることを防止し又は及ぼすおそれがある場合において、他の方法にあることを技術上若しくは經濟上困難なときは、その工作物又は権物の移転、修繕若しくはその他の権利者に、その工作物の移転、権物の移転、修繕

その他障かゝる予防又は除去に必要な措置を行わせることができる。この場合は、その所有者及びその他の権利者と、あらかじめ協議しなければならぬ。

2 前項の場合において、電氣通信省は、協議が整わないとき又は他の所有者若しくはその他の権利者が不明のため協議することがないときであつても、その措置を行わせ又はこれを自ら行ひ若しくは第三者に行わせることができる。

5 前二項の規定にかかわらず、電氣通信省は、業務上緊急の必要があるとき又はその措置が移転をとときは、協議を省略して、これを自ら行ひ又は第三者に行わせることができる。

4 前二項の規定により、その措置を自ら行ひ又は第三者に行わせる場合は、電氣通信省は、事後速かにその旨を所有者又はその他の権利者に通知しなければならぬ。

(電氣通信設備に因る支障の除去)

第一一〇三條 電氣通信用の線路又は塔柱が土地、建物その他の物の使用に対し支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある場合は、利害關係者は、電氣通信省に対して、線路の移設その他の支障の予防又は除去に必要な措置を請求することができる。

2 前項の場合において、電氣通信省は、工事上の支障その他のやむを得ない事由に因り、その請求に應ずることができなるときは、事由を明示してその旨を請求者に通知しなければならない。

3 第一項の措置に要した費用は、支障の原因が請求者にあるときは請求者が負擔しなければならぬ。但し、道陸法にいう道陸（以下「道陸」という。）については、この限りでない。

（水道又は建築物の使用）

第一一〇五條 電氣通信省は、工事上やむを得ない事由がある場合は、加入者又は専用者宅内の水道支管を地線として用い、又は引込線敷設のため加入者及び専用者以外の者が所有する建築物を使用すること

ができる。

2 前項の場合において、電氣通信省は、その所有者及びその所有者の承諾なくならしむればならない。

3 前項の場合において、電氣通信省は、協議が整わなるときであるとしても、あらかじめその旨通知して、第一項の措置を行つては、できる。

（損失の補償）

第一一〇六條 第一一〇一條から第一一〇三條まで及び前條（第一一〇五條）の規定は、電氣通信省は、請求により土地その他の物の所有者その他の権利者の損失に對し相當の補償をしなければならぬ。第一一〇三條の場合において、障がいの原因が所有者その他の権利者の責任にすべき事由に因る場合のその権利者に対する補償については、この限りでない。

（補償額の決定）

第一一〇七條 地の補償額は、電氣通信省が、土地その他の物の所有権者又はその他の権利者と協議して決定する。

2 前項の協議が確われないとき、又は協議をすることができないときは、電氣通信省はその額を決定する。

3 前二項の規定にかかわらず、電氣通信線の敷設の必要が生ずるに足りぬと認めるときは、但し道路の場合は無料とする。

一	宅内	一級地
二	農地	二級地
三	その他の地	三級地

(補償請求期間)

第一一〇八條 第一一〇六條の規定による補償の請求は、補償請求の原因である事實が発生した日から起算して一年以内に行われなければならない。

(補償決定に対する訴)

第一一〇九條 第一一〇七條第二項の規定による電氣通信線の敷設の決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から起算して六箇月以内、電氣通信省に訴を提起することができる。

2 前項の訴は、第一一〇九條の規定により、補償額の決定を以て訴願を提起した場合は、その決定を経た後でなければ、提起することができない。

3 第一一〇九條の規定による訴願を提起した場合は、第一項の訴願は、その訴願の裁決の通知を受けた日から起算して六箇月以内、電氣通信省に提起することができる。

第一一〇條 この章の規定により、電氣通信業者がした処分、決定その他について、これに不服がある所有者その他の権利者は、訴追の定めるところにより、訴追を提起することができる。

(土地取得法の適用)

第一一一條 電氣通信設備の建設及び保存のため必要な土地は、土地取得法に定着する物件の使用又は取用に關しては、この章で規定するものの外、土地取得法の規定を適用する。

第六章 罰則

(独占をみだす罪)

第二〇〇一條 第三條第二項の規定に違反した者は、五年以下の懲役又は、圓以下の罰金に処する。

2 前項の場合において金銀物品を收得したときは、これを没収する。既に消費し又は譲渡したときは、その償額を没収する。

(従事員の怠慢の罪)

第二〇〇二條 電氣通信業務に従事する者が正當の理由なくして、電氣通信の取扱をしないとき、若しくは遅延させたとき、又は電氣通信の修繕を怠つたときは、一年以下の懲役又は、圓以下の罰金に処する。

(通信秘密侵害の罪)

第二〇〇三條 電氣通信（委任又は供用によつて電氣通信設備を含む）の取扱中に係る通信の秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は、圓以下の罰金に処する。

2 電氣通信業務に従事し又は従事した者が、前項の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は、圓以下の罰金に処する。

3 本條の罪は告訴を持つて論ずる。

(通信障がい罪)

第二〇〇四條 電氣通信業務を妨げ又は妨げるおそれのある行為をした者は、一年以下の懲役又は、圓以下の罰金に処する。

（報を隠したり覆つたりする罪）

二〇〇五條 電報の送達中に保る電報を、正当の事由がなく、破り、隠し、棄て又は受取人でない者に隠匿し若しくは変更した者は、一年以下の懲役又は 圓以下の罰金に処する。

（水底電線がいひの罪）

二〇〇六條 電氣通信省の指定した水底電氣通信線路の保護を怠り、船舶をとどめ、水産物をとり、若しくは工務を怠り、又は電氣通信線に号標に舟若しくはいかだをつなぎ又はその号標をなした者は、 圓以下の罰金に処する。

水底電氣通信線路の布設若しくは修理のためにその保護を怠り又は布設若しくは修理に従事する船舶より電氣通信省の指定した区域内において、前項の行爲をし又は航行した者は、同項に処する。

（私設電氣通信設備の施設者の命令拒否の罪）

二〇〇七條 正当の事由がなく、第三〇〇二條の場合において、その一部を取扱を拒んだ者又は第三〇〇三條の命令に違反し、第一号及び第二号に従わなかつた者は、 圓以下の罰金に処する。

（電氣通信設備汚損變更の罪）

二〇〇八條 正当の事由がなく、電氣通信設備を汚損し、又は變更した者は、 圓以下の罰金に処する。

（未遂罪）

二〇〇九條 第二〇〇一條及び第二〇〇三條から第二〇〇六條まで、本条罪は未遂する。

(損害賠償)

第三〇〇一條 電気通信省は、電気通信業務の利用については、左の各号の一に該当する場合に限り、発信人の請求により損害を賠償する。但し、発信人若しくは受信人の責に帰すべき事由又は不可抗力に因るときは、この限りでない。

一 電報が受信人に到達しなかつたとき。

二 至急電報が郵便で到達することができるとき日より遅れて到達したとき。但し、天災、地変その他の事由に因つて、電信設備が故障し、又は電報が著しく停滞したときにおいて、遅延を承知の上送信した場合を除く。

三 照合電報が誤り、又は生じて用務を果さなかつたとき。但し、照会の取扱により訂正することができた場合を除く。

二 前項の賠償額は、支拂つた料金額の二倍相当額とする。

三 第一項の規定による損害賠償の請求については、第四一九條に規定する料金額の請求を妨げない。

四 第一項の規定による損害賠償の請求については、第四二〇條から第四二二條までの規定を準用する。

(私設設備の施設者に対する業務取扱の負担)

第三〇〇二條 電気通信省は、左の場合において、電気通信設備の新設が事業上困難であるときは、省令の定めるところにより、私設電気通信設備（以下私設設備という。）の施設者にその私設設備を使用して電気通信業務の一部を取り扱わせることができる。

一 その地域に電報局又は電話局がなく、その地域の居住者に著しい不便を與えているとき。

二 停車場、船舶その他の場所において、公衆の利用に著しい利便があるとき認められるとき。

三 施設者は、自己の通信に著しい支障がある場合を除いて、前項に規定する業務の取扱を拒むことができない。

3 第一項の場合には、電気通信省は、その業務を監督し、又は必要があるときは、従事者を派遣して業務を取り扱わせ、若しくは必要な物品を支給することができる。

4 施設者は、第一項に規定する業務に關する国の現金及び物品を出納し、保管することができる。

5 第一項に規定する業務に従事する者は、法令により公務に従事する者とみなす。但し、前項の者に対しては、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の規定は適用されない。

6 第一項の規定により施設者に業務を取り扱わせた場合は、省令で定める取扱費を支給する。

（非常事態における私設設備の提供など）

第三〇〇三條 電気通信省は、天災、地震その他非常事態に際し、重要通信の取扱上必要がある場合は、省令の定めるところにより、左の措置を行うことができる。

一 私設設備の施設者に電気通信省の業務の一部を取り扱わせること。

二 私設設備を電気通信省の用に提供させること。

三 前二号の場合において、施設者による設備の変更させること。

2 前項第一号の規定により取り扱う業務については、前條第三号から同條第六項までの規定を準用する。

3 第一項第二号及び第三号の場合の施設者に対する補償額の決定については、第一一〇六條から第一一一〇條までの規定を準用する。

（業務の一部委託）

第三〇〇四條 電気通信省は、左の各号の一に該当する場合において

電気通信業務の一部を電気通信省以外の者に委託することが経済的であり、事業上支障がないときは、契約により委託することができる。

一 電報配達人を常時配直することができる電報局において、その配達業務を委託するとき。

二 電報局から遠隔する地域に設置してある加入電話の加入者に

電報を受付又は配達させるとき。

三 その他、前各号に準ずる事項を委託するとき。

2 前項の規定により委託する業務については、第三〇〇二條第三項から同條第五項までの規定を準用する。

3 前二項に規定するものを除くの外、第一項の規定による委託の條件、契約者の資格及び契約の内容などについては、省令で定める。

(業務用無料)

第三〇〇五條 電気通信業務のために必要な電報、通話、加入電話及び専用電気通信は、省令の定めるところにより、無料とすることができ

る。

(延滞料)

第三〇〇六條 電気通信業務に関する料金を所定の期日までに支拂わなるときは、政令の定めるところにより、延滞料を支拂わなければならない。

(料金支拂義務の存続期間)

第三〇〇七條 電気通信業務に関する料金支拂の義務は、その支拂義務発生の日から一箇年以内に支拂の請求を受けないことによつて消滅する。

(不拂料金などの徴収)

第三〇〇八條 電気通信業務に関する料金不^レ拂金及び第三〇〇六條に規定する延滞料は、電気通信省が国税滞納処分の例により徴収することができる。

2 前項の不拂金及び延滞料については、電気通信省は、国税に次いで先取特権を有する。

(増料金の支拂)

第三〇〇九條 不法に電気通信業務に関する料金を免かれた者は、第三〇〇七條の規定にかかわらず、その料金を返却し外、免かれた料金の三倍相当額を増料金として支拂わなければならない。

（課税の禁止）

第三〇一條 電気通信業務の利用については、その利用者に対して、
目税又は地方税を課してはならない。

（航空税に対する準用）

第三〇一條 此の法律においては、航空については、船舶に関する
規定を準用する。